

新城市の環境



平成21年度版

本書は、新城市環境基本条例第 8 条に基づき、新城市の環境の現状や環境の保全と創出に関する施策等について、取りまとめ公表するものです。

目 次

皆様のご意見・ご要望・ご感想をお寄せください	1
新城市の概要	2
I 環境基本計画に沿った施策と現況	
環境ビジョン1 多様な生態系と共生するまち	
自然環境の把握	4
1 保全と創出	8
2 ふれあい	12
環境ビジョン2 安全・安心・快適なまち	
1 防災	13
2 公害	17
3 生活空間	24
4 防犯対策	25
環境ビジョン3 交流と教育・文化のまち	
1 環境教育	27
2 歴史・文化	36
3 交流	43
環境ビジョン4 環境負荷の少ない自立循環のまち	
1 循環型社会の構築	45
2 地球環境問題	55
環境ビジョン5 みんなで取り組むまち	
1 職員力	60
2 市民力	61
3 協働	63

II 環境関連の主な事業（参考資料）

新城市総合計画の体系		
個別目標（施策）	66
基本戦略④環境首都創造	68
重点推進事業の進捗状況		
日本の環境首都コンテストへの参加	90
環境首都コンテストから見た分析	92
・項目ごとの新城市の取り組みの評価・課題		
新城市環境基本条例	108
意見・要望・感想等提出様式		

皆様のご意見・ご要望・ご感想をお寄せください

新城市では、本市の環境施策や本書の内容等に対する市民・事業所等の皆様の声を広く募集しています。「みなさんの声」は、より実効性の高い取り組みをめざす上で貴重な資料となります。

ぜひ、ご意見・ご要望・ご感想等をお寄せください。

意見・要望等の提出方法および提出先、問合せ先

郵 送 : 〒441-1392 新城市字東入船6番地1
 新城市役所 生活環境部 環境課

電 話 : 0536-23-7677 (直通)

ファックス : 0536-23-8388

電子メール : kankyou@city.shinshiro.lg.jp

本書の最終ページに、意見・要望等提出の参考様式を掲載していますのでご利用ください。提出の際には、必ずご住所・お名前・電話番号等をご記入ください。

お寄せいただいたご意見等は、本市の回答とともに、翌年度の「新城市の環境」にその内容等を掲載させていただきます。(※本書にお名前等の個人情報掲載いたしません。)

なお、昨年度作成した「新城市の環境(平成20年度版)」に対する皆様からのご意見・ご要望などはありませんでした。

これまでも「みなさんの声」で届けられたご意見などを取り組みの参考として参りましたので、今後も、本市の豊かな自然環境・生活環境の保全のため、地球環境の保全のためにご意見等をいただけたら幸いです。

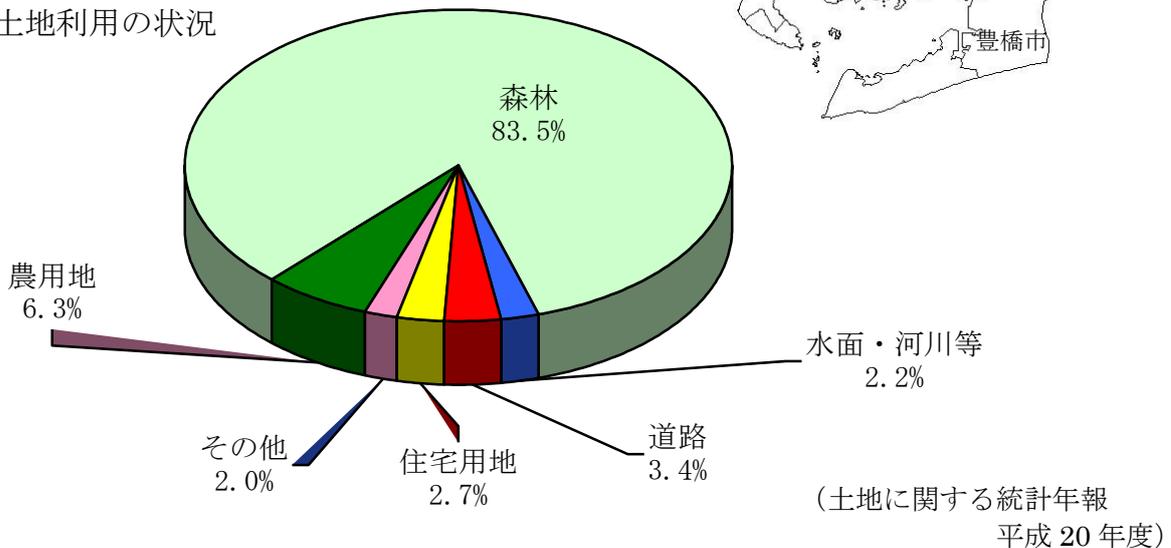
新城市の概要

国土地理院承認 平14総裁 第149号

- ◆人口 51,504 人
男 25,331 人
女 26,173 人
- ◆世帯数 16,492 世帯
住民基本台帳 (平成 20 年度末)

- ◆面積 499.00 k m²

- ◆土地利用の状況



新城市都市環境基本計画の概要

めざす まちの将来像

ひと みなと
— 市民がつなぐ 山の湊 創造都市 —

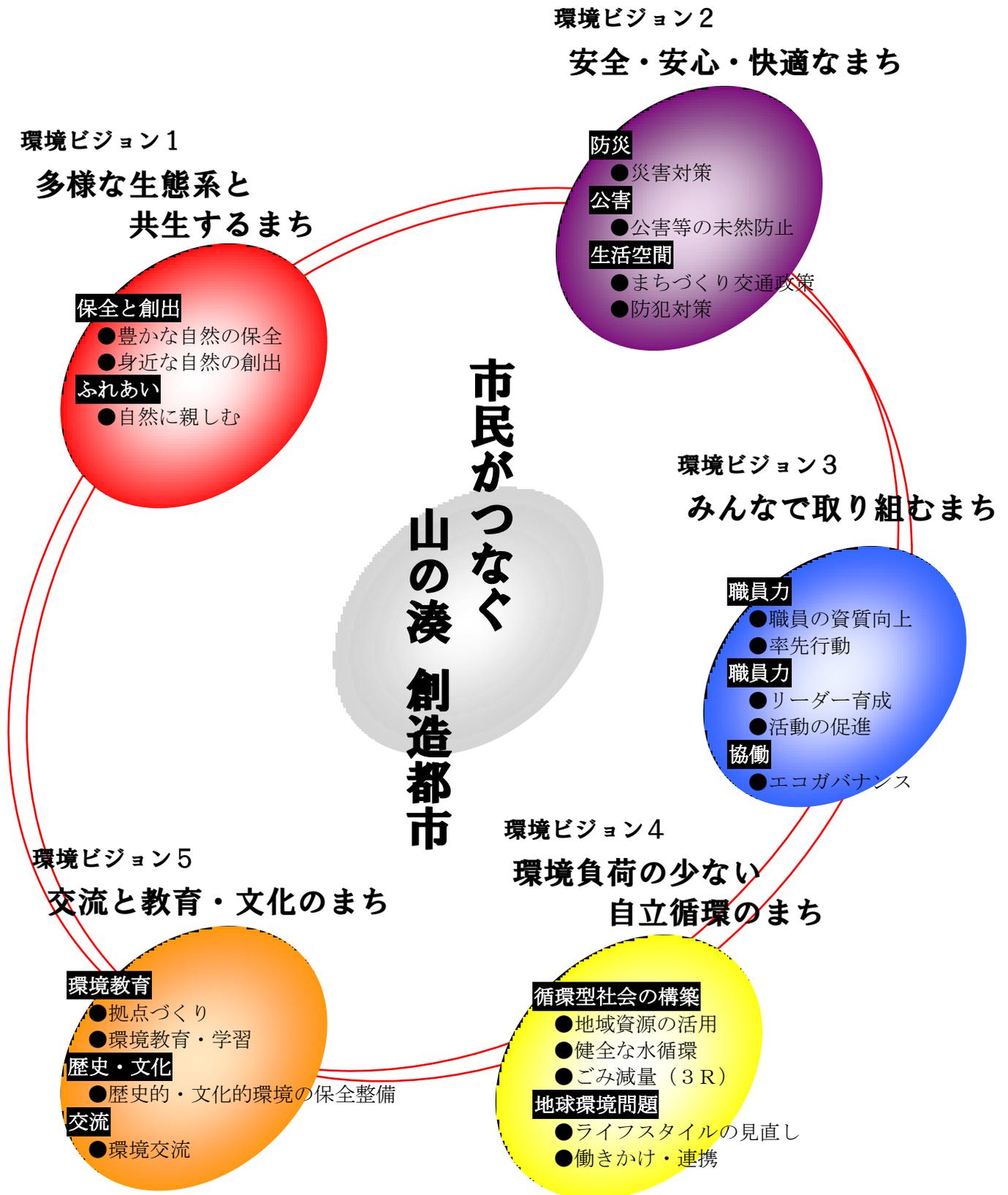
平成 20 年 3 月、新市になって初めての総合計画を策定しました。

この計画は「新たな公共が導く市民自治社会の実現」をまちづくりの基本理念に「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」の実現を目指していくための経営戦略プランとして期待が込められています。そしてこの計画には 4 つの基本戦略があります。そのひとつが「環境首都創造」です。

今日の環境問題は、わたしたち一人ひとりが速やかに対応すべき課題であると言えます。私たちが今ある豊かな自然環境のもとで健康かつ快適に暮らし、それを将来世代に引き継いでいくためには、行政はもとより、市民、事業者など地域すべての参加と協働による持続可能な社会づくりが必要です。

こうした社会が確実に構築できるよう総合計画を環境面で後押ししていくものが「環境基本計画」です。

環境ビジョンと基本方針



I 環境基本計画に沿った 施策と現況



環境ビジョン 1

多様な生態系と共生するまち

わたしたちは、その地域の風土や心身ともに健康的な暮らしを営むために恩恵を与えてくれる多様な自然生態系の一員として存在しています。しかし、わたしたち人間の身勝手な自然破壊による影響は、今や地球上のあらゆる生物多様性だけにとどまらず、生命の危機というところにまで議論が及ぶようになりました。

多様な生態系を育み、二酸化炭素の吸収や水源涵養などの公益的機能としてだけでなく、地域の文化や風土、産業発展の基礎として、あらゆる生命の源である自然環境を保護し、維持・保全しなければならないという意識は世界中で高まり、具体的な活動や研究、開発等が進められています。

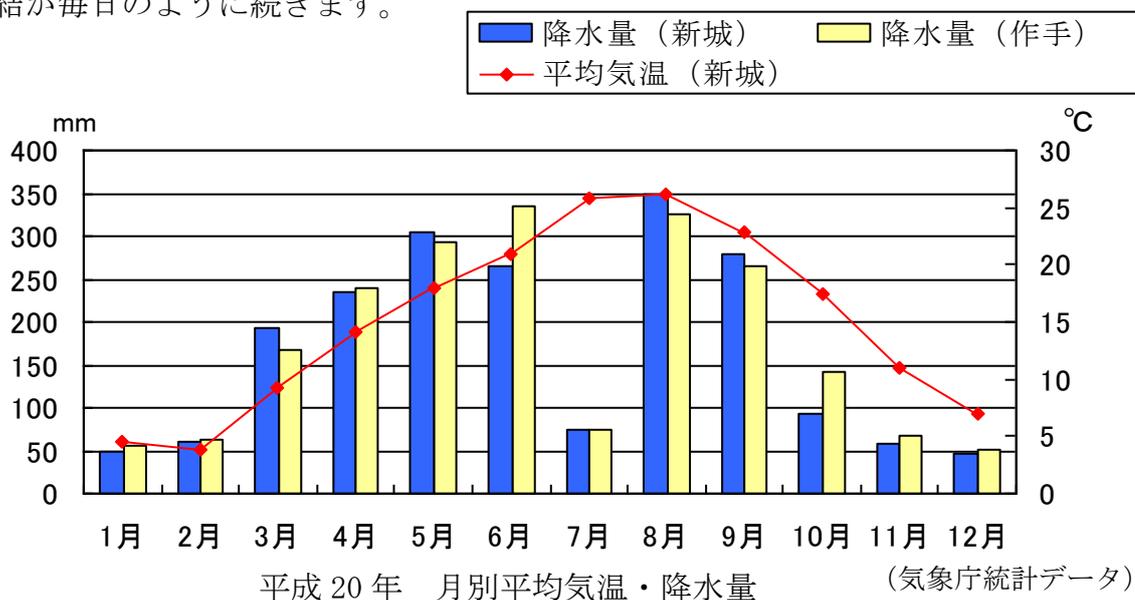
本市には、幸いにもまだ、多種多様な野生生物が生息する豊かな自然環境が市全域にわたり存在しています。

わたしたちは、自然環境を大切にすることを育み、多様な生態系を維持・保全しながらも、地域資源を有効に活用する『多様な生態系と共生するまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

【自然環境の把握】

1 気象

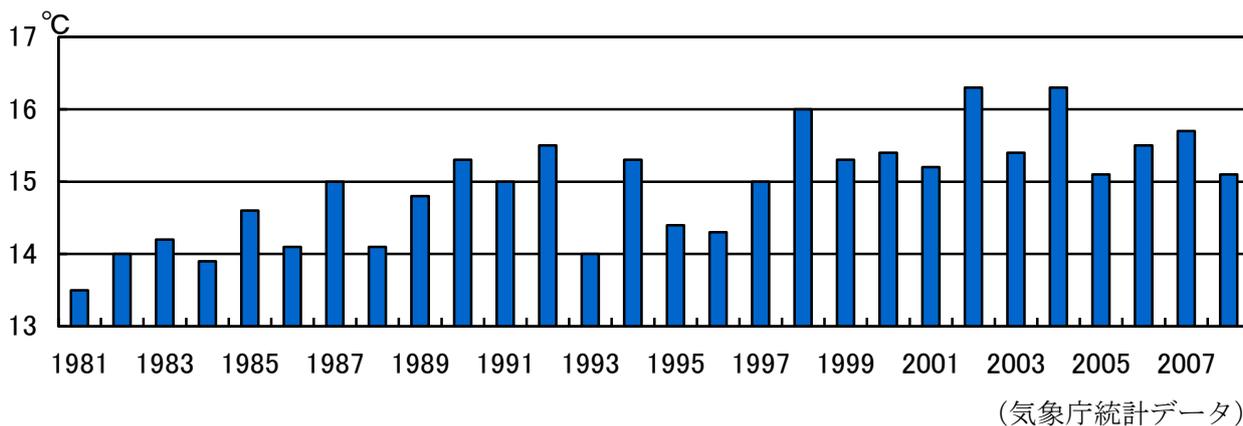
本市は、新城・鳳来地区と作手地区との市域高低差が約500mあります。豊川沿いに位置する新城・鳳来地区の年平均気温は約15℃と比較的暖かな地域ですが、作手地区になると約12℃となり、市域内で2～3℃の気温差になります。また、総雨量も気温と同様に市域に差があります。降雪は、豊川沿いに位置する地域では毎年12月から3月までに数回記録されますが、積雪はほとんどありません。作手地区になると、冬場は積雪や道路の凍結が毎日のように続きます。



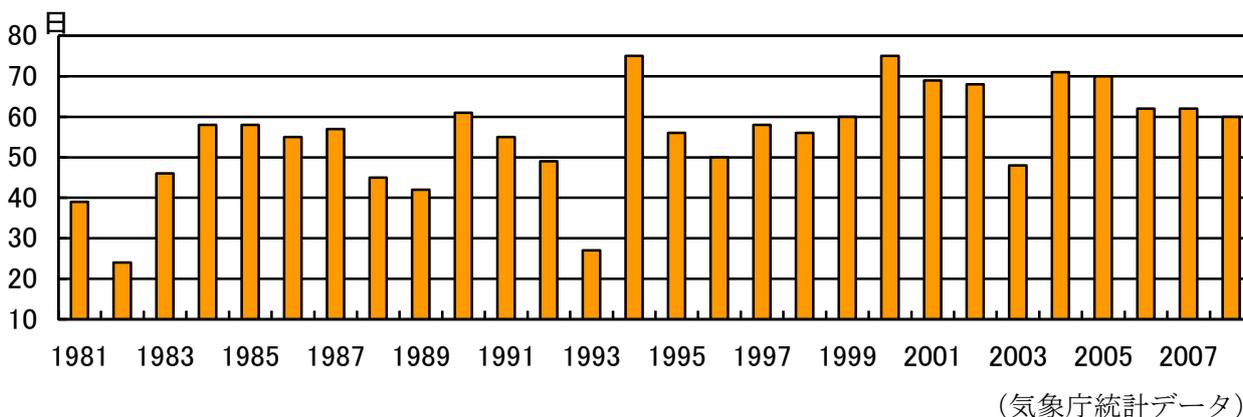
1981年から2008年までの28年間のデータを比較すると、年平均気温は上がったり下がったりをくり返しながらも徐々に気温が上昇傾向にあるのがわかります。特に1997年以降、年平均気温が15℃を下回ることはありません。

また、最高気温30℃以上の「真夏日」日数、最低気温0℃未満の日数においては、直近の10年間と1981～1990年の10年間とを比較してみても、温暖化傾向にあることがわかります。

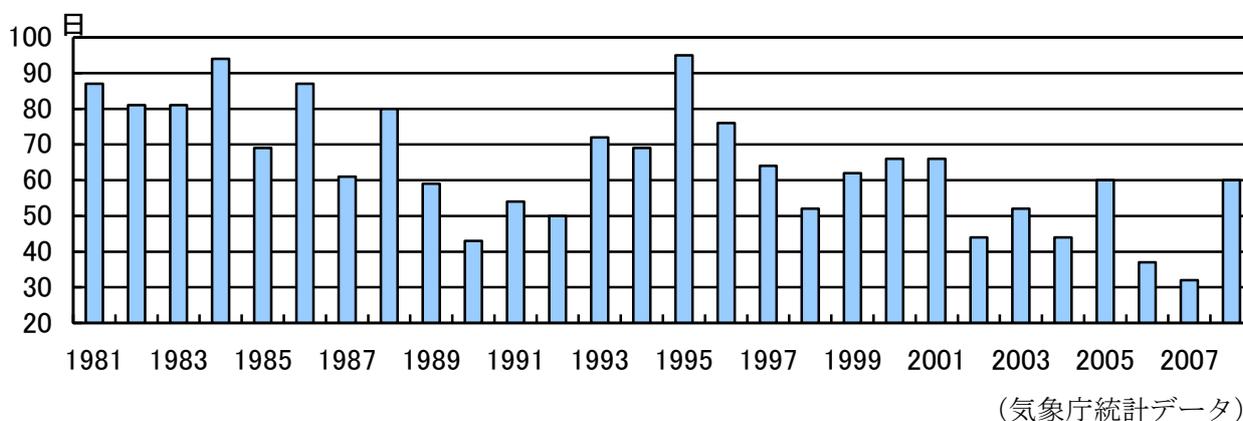
【年平均気温の推移】



【最高気温30℃以上の日数】



【最低気温0℃未満の日数】



※観測点は、2002年以前は旧鳳来町長篠地内にありました。現在は、新城市富沢地内に移設されています。

2 地形・地質

段戸高原を源とする豊川（寒狭川）と宇連ダムを起点とする宇連川が鳳来寺山の東西を挟むように流れています。

この2河川が、長篠の戦いの中心となった長篠城址の下で合流し、豊川本流となり三河湾へと注がれます。

この豊川に沿って日本最長の断層帯「中央構造線」が縦走り、地形と地質を豊川本流右岸の内帯と左岸の外帯に分けています。内帯側の地質は、花崗岩類・領家変成岩類と堆積岩、火山岩類が分布しています。

外帯の地質は、主に緑色片岩や黒色片岩からなる三波川帯で構成されています。これらは、平坦地が洪積層・沖積層となっています。



作手地区 長の山湿原

作手地区は床土が水をにがさない粘土であること、平らな地形で湧き水があり、夏の気温が低く雨の多い気候であることなどの条件から6か所の湿原が点在しています。作手の湿原は、愛知県で唯一、土の酸素が少なく酸性が強いため植物が腐らずに炭のようになるでい炭のある湿原であることから「日本の重要湿地500」に選定されています。

3 植生

本市の行政面積は、83.5%が森林で、尾根沿いを中心に在来の常緑広葉樹林が点在しているものの、森林面積の80%以上はスギやヒノキの人工林となっています。

新城・鳳来地域は、暖地系の植物の多い地域で、特に鳳来寺山は、ホソバシャクナゲの自生地として全国的にも有名です。また、ツガ群落の他、亜高木のヤブツバキ、アラカシ、ツクバネガシや低木層のアオキなどが常緑広葉樹林の群落をつくり、シダ植物以上の高等植物が800余種確認されています。天然のよい植物見本園として、国の名勝および天然記念物に指定されています。

豊川沿いにおいても、比較的自然植生が多く種類も豊富です。特に桜淵公園の蜂の巣岩付近は、石灰岩を含む地質で構成されており、クモノスシダ、ツルデンダなど石灰岩特有の植物が見られます。

作手湿原には、全国的に見ても絶滅の危険性のあるサギソウ、トキソウ、サワラン、ヤチスギランや県内でもこの地域でしか見られないサギスゲ、ミタケスゲ、ヌマクロボスゲ、ツルカミカワスゲ、ミヤマナルコスゲなどの貴重なものがみられます。

4 動物

本市は、豊川・矢作川にそそぐ支流小河川とその周辺の農地および外縁部の山地などほぼ市域全体が豊かな自然環境に恵まれており、多くの動物が生息しています。

種 類	解 説
哺乳類	雁峰山から本宮山にかけての北部山地と東部および南部の山地を中心にニホンザルをはじめイノシシ、タヌキ、ニホンリス、ノウサギなどの生息が見られる。また、本宮山を中心とする地域にホンシュウシカ（ニホンジカ）の生息地、山地と一部の社寺林にはムササビの生息が確認されている。
鳥類	豊川やそれにそそぐ小河川を中心に市域外縁部の山地まで全域にわたり多くの野鳥が生息している。豊川には、オシドリや「水辺の宝石」ともいわれるカワセミが生息しており、桜淵公園だけでも年間を通して約80種の野鳥が確認されている。また、鳳来寺山や作手地区の山々には「仏法僧」と聞こえる鳴き声で有名なコノハズクの生息が確認されている。
魚類	天然記念物ネコギギをはじめ、ウナギ、アユ、オイカワ、ウグイ、コイ、ホトケドジョウ、メダカなどの生息が確認されている。しかし、市内の沼や池には外来種ブラックバスやブルーギルなどが繁殖していることから在来種の生息が危ぶまれている。
昆虫類	本市の様々な植生により多くの種類が確認されている。1983年（昭和58年）3月に市の天然記念物に指定されているヒメハルゼミをはじめ多くのセミ類やトンボ類、チョウ類、カブトムシ、ミヤマクワガタ、ノコギリクワガタなどの甲虫類やタガメ、ヒメボタルなど生息するとされている。しかし、スギやヒノキの植林地が広がり、シイ・カシ林に生息するとされるヒメハルゼミの確認が難しくなっているとともに、その他の昆虫類も開発や農薬などの影響を受け確認事例が減少傾向にある。また、外来種による日本固有の生態系への影響が懸念されている。
爬虫類	シマヘビ、ジムグリ、タカチホヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシなどのヘビ類やニホンイシガメ、ニホンカナヘビ、ニホントカゲが確認されている。最近では、ペットとして飼われていた外来種が巨大化などにより自然に放たれることにより、在来種の生態系への影響だけでなく、人への危害も懸念されている。
両生類	山地の樹上で昆虫やクモ類などを食べ、単独で生活する日本固有のモリアオガエル、ヒキガエル、アマガエル、トノサマガエルなどのカエル類やイモリが確認されている。モリアオガエルは、県内でも特にこの地域での生息が確認できる。



1 保全と創出

●豊かな自然の保全

【生命の源としての自然の確保】、【生物生息空間の保全・維持】

●身近な自然の創出

【原風景の回復】

《四谷の千枚田の特徴》

千枚田のある四谷地区は鞍掛山（標高883メートル）の南西斜面に広がる山間集落で、石積みの棚田は、標高220メートル付近から鞍掛山頂に向かって標高430メートル付近まで広がっており、その標高差は約210メートルにもなります。また、棚田は、鞍掛山を水源に持ち、四谷の千枚田を囲むように山あいには大代、大林、身平橋、田の口の4集落で構成されています。

鞍掛山の中腹からこんこんと湧き出てくる水は、毎秒20リットルで枯れることも無く、昔から大雨が降っても濁らず、生活排水の混入もなく、石積み水路と透明感のある清水が三筋の沢として流れ、棚田を潤しています。

傾斜地山林を苦勞して開墾し、構築された石積みは、鞍掛山の転石や山崩れで流出してきた石だけを積んだ棚田であり、また石積みの土地に家屋も建築しており、独特の石垣風景を呈しています。これらの自然石による石積み棚田、鞍掛山、豊富な水が正面から一望できる素晴らしい光景は訪れる人の心を和ませています。



《千枚田の魅力・能力》

山の傾斜地に作られた千枚田は、そのあぜや石垣によって大雨の際の土壌浸食を防ぎ、またその保水機能によって調整池の役割を果たし、水が一気に流水するのを抑える災害防止機能を備えています。

山の斜面や丘陵地に段々と折り重なり、その曲線美を見せる四季折々の棚田の風景の美しさは、はるか太古の昔から日本の原風景として日本人の心に潤いとやすらぎを与えて来ました。

「四谷の千枚田」は大雨でも濁らない湧き水を持ち、おいしい米（棚田米）を生み、四季折々に多彩な表情を見せてくれて奥深い魅力を秘めています。常に水をたたえて豊かな緑を育む田は、様々な動植物にも生息空間を提供しています。「四谷の千枚田」ではモリアオガエルの卵も見られます。

《鞍掛山麓千枚田保存会》

千枚田の保存活動を通じて、農業労働力の確保と農業振興および地域の活性化を図るため組織されたグループです。活動内容としては耕作放棄地の解消に取り組むとともに「田植え体験」「稲刈り体験」「生き物観察会」など都市と農村の交流も図っています。この他にも水路、里山の環境整備を行い、美化活動にも取り組んでいます。

「四谷の千枚田だより」を毎月発行しています。

◇鞍掛山麓千枚田保存会（平成20年度活動実績）

実施日	活動内容
4月4日(土)	横浜ゴム新入社員研修 (ふれあい広場環境整備及び千枚田概要説明) 協力：連谷お助け隊
5月10日(土)	役員会
5月20日(水)	三ヶ日中学校の宿泊体験学習（田植え体験）
5月24日(日)	総会 於：連合会館
5月30日(土)	草刈作業
6月7日(日)	お田植え感謝祭「千枚田を灯そう」事業への協力 主催：連谷お助け隊
7月13日(月)	連谷お助け隊地域環境整備活動への協力
7月25日(金)	役員会
9月7日(日)	草刈作業
10月7日(水)	アストラゼネカ社社会貢献活動受け入れ (AZ社員105名、地元35名、鳳来総合支所6名) 協力：連谷お助け隊
10月16日～18日	第14回全国棚田（千枚田）サミット参加 於：長崎県長崎市、雲仙市
10月25日(日)	棚田米出荷
11月5日(木)	横浜ゴム 蕁販売事業（蕁の出荷）
11月7日～9日	「農林水産フェア」参加 於：名古屋市・吹上ホール
11月18日～19日	ふるさと水と土指導員全国研修会受講
11月22日～23日	第3回東京棚田フェスティバル参加
1月30日(金)	役員会

◇名古屋北ロータリークラブ（養護施設慈友学園招待）千枚田体験事業の受け入れ

協力：連谷お助け隊

日時	活動内容
5月18日(月)	田植え体験、田舎おもしろ体験
8月9日(日)	案山子づくり
9月7日(日)	稲刈り、田舎おもしろ体験

◇豊橋調理製菓専門学校千枚田活動事業（育農授業）

実施日	活動内容
5月15日(金)	田植え
6月5日(金)	生育調査
6月26日(金)	田の草取り
8月9日(日)	生息調査
8月21日(金)	案山子づくり
9月11日(金)	稲刈り、五平餅づくり
10月9日(金)	脱穀・感謝祭



◇三河の山里ツーリズム事業の受け入れ 主催：愛知県企画部地域振興課

実施日	活動内容
5月17日(日)	田植え
7月5日(日)	田の草取り
9月13日(日)	稲刈り



《地域の活動》

「田吾作」

耕作者の高齢化などにより棚田の耕作ができなくなった農地を借りて、減農薬、有機栽培での耕作に極力努め、耕作放棄地の解消を図っています。ここで収穫したもち米を活用して都市住民を交え、棚田で昔ながらの杵と石臼で餅つき大会を行うなど都市と農村の交流も図っています。

「連谷お助け隊」

地区内の若者有志23名が中心となり、平成17年に開催された「全国棚田（千枚田）サミット」の支援組織として発足し、その後、千枚田保存会、田吾作、直売所などと協力しながら、環境景観整備、耕作支援、地域活性化活動、都市農村交流活動など地域への幅広い事業をサポートしています。

「連谷小学校」

地元の連谷小学校は複式学級の児童数10名程の小さな学校ですが、地域の自然や社会を生かした全校活動として総合的な学習の時間を使い、「四谷の千枚田」で田おこしから脱穀まで稲作の1年を通じての作業を「学校田」として全校で行い、平成19年度からは『千枚田で生きる』というテーマで食育も大きく位置づけて取り組み、地域の方と一緒に活動しています。

【自然に配慮したまちなみ景観・公園づくり】

《子ども向け景観まちづくり教室》（都市計画課）

「普段、何気なく見ているまちの風景。見慣れたまちの景色も、少し視点を変えて見るといろいろ面白いものが見えてくる。」をテーマに小学生を対象とした景観教室を新城まちなみ情報センターで開きました。

会場の情報センターから新城駅までの約200mの区間を歩き、気になる場所や景色をデジタルカメラで撮影し、それぞれ写した写真を発表しました。

電線にとまるツバメや、ロボットの顔に見える空き缶ボックスなど、大人では思いもよらないユニークな視点で、まちなみの景色が写されていました。

日 時：平成20年8月6日（水）

午前9時から午前11時30分

集 合：新城まちなみ情報センター3階会議室

対 象：小学校3年生～6年生

参加者：9名



《景観セミナー》（都市計画課）

愛知県をはじめ、多くの自治体の景観づくりに幅広く関わってこられた立場から、様々な事例を挙げて説明され、良好な景観の形成と保全には、駄目な景観に対する認識を共有し、景観はみんなのものであるという共通意識を持つことが大切であり、新しくできた景観法を活用して、建物の高さや色の規制、無秩序な看板設置の抑制、緑化の推進などのルールづくりを進める必要性が語られました。

日 時：平成20年8月19日（火）午後6時から

場 所：市民体育館 第1会議室

講 師：名古屋市立大学大学院 芸術工学研究科
教授 瀬口哲夫（工学博士）

参加者：42名



《新町地区まちづくり協議会》

主な平成20年度事業概要

①街路樹「陽光桜」・ひだまりパークの管理

陽光桜の手入れを行うとともに新桜通りの清掃を定期的実施し美化に努めた。ひだまりパークの管理においては、パーゴラ・フェンスの防腐剤塗布のほか、案山子、イルミネーション、門松などを飾り付け四季の演出を行いました。

②まちなか景観向上のための活動

花のまちづくりの実践として花ざかりコンクール、ガーデニング講習会を開催しました。また、ガーデニング講習会で作った寄せ植えを新しくなった東新町駅舎に設置しました。

新桜通りでは、フラワーポットを継続して道路へ設置しました。新桜通りフェスタのイベントとして「花灯路」を開催しました。食彩園「やどかり」では、コスモス、マリーゴールドを栽培しました。平成21年度に予定の「花迷路」に向けてワールドフラワーの種まきも行いました。

③「新桜通りフェスタ」の開催

平成21年3月29日（日）新桜通りを歩行者天国にした「第5回新桜通りフェスタ」を開催しました。満開の陽光桜の下、吹奏楽や和太鼓など様々なパフォーマンスが繰り広げられ、電気自動車の展示、商工会によるテント市やJA愛知東の野菜市、フリーマーケットも開かれるなど大勢の人々で賑わいました。

④まちづくり憲章の周知

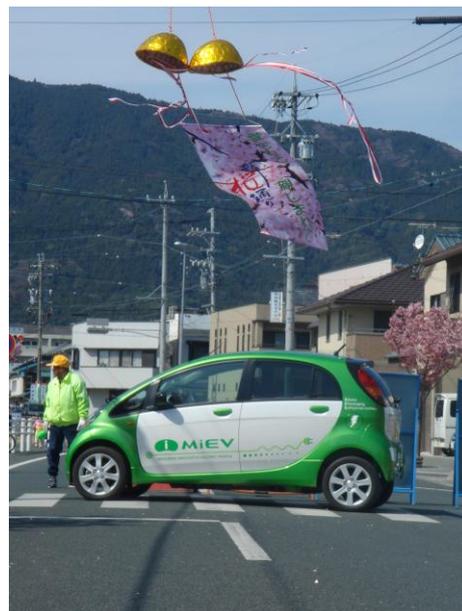
平成20年7月26日（土）商工会主催の新桜通り夜店に参加し、まちづくり憲章が書かれた「エコうちわ」を来場者に配り周知を図りました。

⑤協議会活動の輪を広げる

多くの人にまちづくり活動を理解し、参加してもらえるよう、地元有志による改善活動により清流を取り戻した静岡県清水町の柿田川公園を視察しました。また、岐阜市加納まちづくり会が視察に訪れ活動説明などを行いました。

⑥その他

第18回全国花のまちづくりコンクール
団体部門入選（同推進協議会主催）



2 ふれあい

●自然に親しむ

【自然に親しむ心の醸成】

子どもの頃から日常的に自然に親しみ、ふれあう機会をつくることで、自然を大切にす
る心を醸成します。

《園児がアユの稚魚放流》

平成20年5月23日（水）、庭野地区の豊川左岸で、新城幼稚園の年中と年長園児100人がアユの稚魚を放流しました。

園児たちは足で浅瀬に入ると、バケツの中の魚を川へ放し、魚が元気に泳ぎだす姿に大きな歓声をあげていました。



環境ビジョン 2

安全・安心・快適なまち

子どもからお年寄りまで、すべての人が日々健やかにくらすことのできる生活環境は、持続可能な地域社会を実現するための基盤となる重要な要素です。

本市は、東海地震、東南海・南海地震といった予測される大地震に係る地震防災対策地域であり、効果的・効率的な被害軽減策が求められています。さらに事業活動、家庭生活等に伴う公害苦情等の未然防止体制の強化を行う必要があります。

そのためには、地域が一体となり、早急かつ的確に行わなければなりません。

また、地球環境問題の深刻化により、自動車利用に係る環境負荷の低減や公共交通システムの向上といった交通政策にも取り組む必要があります。

これらは、奥三河地域の都市拠点としての市街地整備、少子高齢化対策、交通安全や防犯対策等のまちづくりと連動して行うことで、環境面だけでなく、まちの賑わいや地域の活性化へと進展していきます。

わたしたちは、災害に強く、公害のない、地域だけでなく地球にとっても『安全・安心・快適なまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 防災

●災害対策

【防災体制の連携強化】

《消防力の強化》

「消防組織」

①常備消防力の強化

消防車両や活動資機材の整備、増強や備蓄を計画的に進め、消防力の強化拡充に努めています。また、併せて消防職員の資質の向上と人材育成を行い、災害の的確な対応と災害等による被害の軽減に努めています。

今後も消防施設設備整備の促進により、消防体制力の確立に努めていきます。

②消防団機能の強化

消防団は、市民に対する出火防止の広報、地震等災害に関する広報、初期消火、救助活動、常備消防隊に協力しての火災防御、避難勧告・指示の伝達および誘導、情報の収集および伝達をその任務としています。このため、これらの行使に必要な活動資機材の整備、充実を図るとともに、訓練の実施等により質的向上を図っています。

《広域応援体制の整備》

地震災害の発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、県、市の各機関は応急活動および復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平常時より広域的な応援体制の整備を図ることとしています。

「広域応援協定」

市域にかかる災害について適切な受援措置を講ずるため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村に対して応援を求める場合は、その応援内容についてあらかじめ相互に応援協定を締結し、実施体制を確立していきます。

「救援隊等による協力」

①緊急消防援助隊

大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊について、その充実強化を図るとともに、実践的な訓練などを通じて消防活動能力の向上に努めています。

②広域航空消防応援

大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めています。

③愛知県内広域消防相互応援協定

愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めています。



《防災学習ホール》

市消防防災センター（平井地内）の1階に「防災学習ホール」が整備され、平成20年4月6日（日）から一般市民向けにオープンしました。この防災学習ホールは、市民の皆さんが自分の住む地域、そして「我が家」が災害時にどのような状況に置かれるのかを学び、災害への備えを日常生活で実践するきっかけを提供しています。



新城市消防防災センター



防災学習ホール

【地域自主防災の推進】

大地震が発生した場合は、交通機関などの途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想されます。このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織において、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難などを組織的に行うことが重要です。また、自主防災組織の活動は、東海地震に関連する情報の正確な伝達、混乱の発生防止などについても大きな役割を果たすものと考えられます。

このため市は、住民による自主防災組織の育成に努めるとともに、地域の施設および事業所並びに公的団体等と有機的な連携を図ります。

その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、いざという時には、日ごろからの地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織および防災関係機関などのネットワーク化の推進に努めています。

《自主防災組織活動》

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時および災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めています。

市内全地区に149の自主防災会が組織され、地域に密着した活動が展開されています。過去の大規模災害の例を見ても、自主防災会の果たす役割は重要であり、特に救助活動、災害時要援護者の安否確認などの初期対応には自主防災組織はなくてはならない存在です。

毎年8月には、自主防災体制の強化を主眼に、「自らの地域は自ら守る」という防災意識の醸成と自主防災会の会員相互の連携強化、協力体制の確立を目的に、地震防災訓練を行っています。



避難所への避難訓練



炊き出し訓練



救急救護訓練

《新城市防災ボランティア登録制の活用》

市は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地にボランティアによる支援の意思のある個人またはグループを募集し「新城市防災ボランティア」として登録し、災害時における物資の輸送・整理、避難者の生活支援、避難所の管理・運営補助、給食・給水サービス、災害時要援護者への支援などの協力を要請します。

《防災ボランティアコーディネーター》

大規模な災害が発生したとき、市が設置するボランティア支援本部で、各地から駆けつけたボランティアの受け入れを行い、支援を必要としている被災者のニーズ（求めていること）を把握し、適材適所へボランティアを派遣する「被災者とボランティアのパイプ役」です。

《新城市防災ボランティアの会》

設立：平成15年4月

会員：消防団OBで組織されている3団体と、アマチュア無線の会、個人会員等

会員数：122人

活動内容：①演習訓練

②各種防災セミナー受講

③被災地での支援活動

◇平成20年度新城市防災ボランティアの会事業実績

	日付	会場	事業名	参加者
1	4月24日（木）	消防防災センター	第1回役員会	7人
2	5月10日（土）	消防防災センター	第1回定例会	29人
3	6月25日（水）	消防防災センター	第2回役員会	8人
4	7月5日（土）	消防防災センター	第1回演習訓練 内容：①テント設営訓練 ②炊き出し訓練ほか	28人
5	9月18日（木）	消防防災センター	第3回役員会	8人
6	10月25日（土）	作手地内	避難所等見学会	16人
7	2月21日（土）	蒲郡市民会館	東三河地震防災セミナー	19人

2 公害

●公害等の未然防止

【公害を未然に防ぐ体制強化と連携】

《公害苦情等の状況》

平成20年度の公害・苦情等の申し出件数は118件ありました。件数の内訳は、不法投棄が一番多く42件、次いで野焼きが26件でした。

典型7公害では、騒音に関するものが5件、水質汚濁に関するものは8件で、水質汚濁に関するもののうち、特に緊急を要する油の流出などによるものが8件ありました。

市町村合併により市域が大幅に拡大した本市は、豊川や矢作川の上流域としてすばやい対応を行う横断的な組織体制の強化が求められます。

◇公害・苦情等発生件数（平成20年度）

公害苦情の種類		件数	公害苦情の種類		件数
典型7公害	大気汚染	26	典型7公害以外	不法投棄	42
	水質汚濁	8		雑草の繁茂	4
	土壌汚染			害虫等の発生	9
	騒音	5		野良猫	1
	振動			動物の死骸	3
	地盤沈下			野生動物等の保護	2
	悪臭	11		その他	7
計		50	計		118

《騒音・振動に係る届出》

生活環境の保全、人の健康の保護の観点から、特定施設（著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場）の設置および特定建設作業（著しい騒音・振動を発生する作業）の実施については、騒音規制法、振動規制法および県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要です。法律による届出の対象地域は、新城地区が該当します。

特定施設の設置届出

◇騒音に係る特定施設（平成20年度）

施設の種類	法律			県条例		
	設置	変更	総数	設置	変更	総数
1. 金属加工機械	1		166	16	-11	217
2. 空気圧縮機械等	7		321	41	19	539
3. 土石用破砕機等	1		3			11
4. 織機			6			
5. 建設用資材製造機械	1		3	1		7
6. 穀物用製粉機			61			
7. 木材加工機械			35			45
8. 抄紙機						
9. 印刷機械		-1	9			5
10. 合成樹脂用射出成形機			20	1		12
11. 鋳型製造機			9			
12. ディーゼル・ガソリンエンジン	—	—	—	12	8	70
13. 送風機および排風機	—	—	—	1		276
14. 走行クレーン	—	—	—	6		15
15. 洗びん機	—	—	—			

16. 真空ポンプ	—	—	—			14
施設の合計	10	-1	633	78	16	1,211
工場等の実数	8	2	107	15	9	165

◇振動に係る特定施設（平成20年度）

施 設 の 種 類	法律			県条例		
	設置	変更	総数	設置	変更	総数
1. 金属加工機械			223	10	-6	152
2. 圧縮機および冷凍機	7		188	39	12	598
3. 土石用破砕機等	1		9			15
4. 織機						12
5. コンクリートブロックマシン等			4			1
6. 木材加工機械			4			
7. 印刷機械			7			1
8. ゴム練用ロール機等			19			4
9. 合成樹脂用射出成形機			26			11
10. 鋳型製造機		1	10			
11. 穀物用製粉機	—	—	—			
12. ディーゼル・ガソリンエンジン	—	—	—	4		64
13. 送風機および排風機	—	—	—	1	8	390
合 計	8	1	490	54	14	1,248
工場の実数	6	2	73	9	9	141

特定建設作業の届出

◇騒音に係る特定建設作業（平成20年度）

施 設 の 種 類	法律	県条例
1. くい打機等を使用する作業	4	2
2. びょう打機を使用する作業		
3. さく岩機を使用する作業	17	27
4. 空気圧縮機を使用する作業	14	29
5. コンクリートプラント等を設けて行う作業	2	1
6. バックホウを使用する作業	75	
7. トラクターショベルを使用する作業	1	
8. ブルドーザーを使用する作業	28	188
9. 建造物を動力・火薬等で解体・破壊する作業	—	4
10. コンクリートミキサー等を使用する作業	—	184
11. コンクリートカッターを使用する作業	—	83
12. ディーゼルエンジン原動機を用いる作業	—	
13. ロードローラー等を使用する作業	—	226
合 計	141	744

◇振動に係る特定建設作業（平成20年度）

施 設 の 種 類	法律	県条例
1. くい打機等を使用する作業	4	3
2. 鋼球を使用して破壊する作業		
3. 舗装版破砕機を使用する作業	1	7
4. ブレーカーを使用する作業	30	56
合 計	35	66

《悪臭関係工場等の届出》

悪臭を発生させる工場等は、県民の生活環境の保全等に関する条例により、毎年悪臭物質の排出状況などについて届出をすることになっています。

◇平成 20 年度の届出状況

施設の種類		届出件数
畜産農業	豚房施設	6
	牛房施設	24
	鶏飼育	11
	うずら飼育	1
	小 計	42
ゴム製品製造業		2
し尿処理施設		1
ごみ処理場		5
合 計		50

《悪臭防止法に基づく規制方式および規制地域の変更》

市では、これまで悪臭防止法による規制を分析機器により測定する「物質濃度規制」により行ってきましたが、近年、生活様式が変化し、物質濃度規制では効果が現れない複合臭等の悪臭原因物質への対応が求められるようになりました。そこで、平成21年3月1日から、悪臭の規制方法を人間の嗅覚を用いて測定する「臭気指数規制」に変更しました。また、これに併せて、規制地域を旧新城地域から市内全域としました。

(臭気指数規制とは)

臭気指数規制は、近年の悪臭苦情に対応した規制として平成7年に導入されました。臭気指数は、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。具体的には、試料を臭気を感じられなくなるまえ希釈したときの希釈倍数（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値です。

(規制地域の区分)

土地の利用状況や悪臭に対する順応性を考慮して、規制地域を3つに区分します。

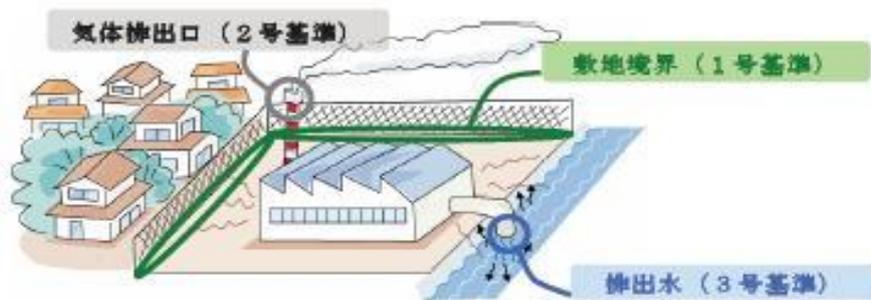
地域区分	内容	区分
第1種地域	専ら住居の用に供されている地域のような悪臭に対する順応のみられない地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
第2種地域	第1種地域と第3種地域の間位置する地域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域
第3種地域	主として、工業の用に供されている地域 その他、悪臭に対する順応のみられる地域	工業地域、工業専用地域 市街化調整区域 都市計画区域外の地域

(規制基準)

規制基準は、規制地域の区分および採取地点である敷地境界線(1号基準)、気体排出口(2号基準)、排出水(3号基準)の3点でそれぞれに各基準が定められています。なお、気体排出口および排出水の規制基準は敷地境界の基準をもとに定めています。

区分	臭気強度	第1号規制基準 敷地境界線上	第2号規制基準	第3号規制基準
第1種地域	2.5	12	※	28
第2種地域	3.0	15	※	31
第3種地域	3.5	18	※	34

※悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出



臭気濃度（希釈倍率）と臭気指数の関数

臭気濃度	臭気指数	臭気の状態	※臭気濃度とは、希釈倍率のことをいい、臭気指数は次の数式で算出します。 臭気指数=10×Log(臭気濃度)
10	10	ほとんどの人が気にならない	
16	12	気をつければ感じるにおい	
32	15	気をつければ感じるにおい	
64	18	楽に感知できるにおい	

《環境保全協定の締結》

新城市は、昭和48年から市内で操業する企業と「公害防止協定」の締結を進めてきましたが、協定締結開始からかなりの年月が経過し、市や企業を取り巻く環境も大きく変化してきたため、協定内容の見直しを行い「環境保全協定」として再締結いたしました。

環境保全協定は従来の公害防止協定に「地球温暖化防止」や「周辺住民とのコミュニケーション」などを盛り込み、環境汚染の未然防止および環境保全に関する活動の推進に取り組むことを目的としています。

◇環境保全協定締結事業所（平成20年度末現在）

公害防止協定締結事業所名	地区	業種
株式会社大紀アルミニウム工業所 新城工場	新城	非鉄金属再生業
横浜ゴム株式会社 新城工場	新城	ゴム製品製造業
バルカーセイキ株式会社	新城	非鉄金属・金属製品製造業
株式会社トンゴ鉛筆 新城工場	新城	事務用品製造業
コマツハウス株式会社	新城	鋼鉄製構造物製造業
日本特殊パイプ株式会社	新城	金属製品製造業
株式会社育良精機製作所 愛知新城工場	新城	電気部品加工業
光田屋株式会社	新城	洗濯業
中部鍛工株式会社	新城	鍛造製品製造業
サミット昭和アルミ株式会社 新城工場	新城	非鉄金属再生業
共和レザー株式会社 新城工場	新城	車輛用レザー製造業
セツカートン株式会社	新城	ダンボール紙製造業
夏目金網工業株式会社	新城	鋼鉄製構造物製造業
株式会社相原製作所	新城	金属製品製造業
藤光工業株式会社	新城	木材・木製品製造業
新東工業株式会社 新城製作所	新城	一般産業用機械装置製造業
スミリン農産工業株式会社 新城工場	新城	有機培土・肥料製造業
株式会社エヌシーシー・ファクトリー	新城	自動二輪車車関連部品製造業
株式会社イノアックコーポレーション 八名事業所	新城	自動車関連部品製造業
中部丸筒株式会社 新城工場	新城	丸・角紙管製造業
大森木材株式会社 新城工場	新城	建築用木製組立材料製造業
三菱電機株式会社名古屋製作所 新城工場	新城	電動機製造
三共アグロ株式会社 新城工場	新城	農業薬品製造

イズテック株式会社 新城工場	新城	荷役運搬機械器具製造業
株式会社大仙 新城工場	新城	金属製品製造業
オーエスジー株式会社 新城工場	新城	金属製品製造業
オーエスジー株式会社 八名工場	新城	金属製品製造業
株式会社イノアックコーポレーション 新城事業所	新城	自動車関連部品製造業
BASF INOAC ポリウレタン株式会社 本社工場	新城	化学工業実験
株式会社シンシロケーブル	新城	電線ケーブル製造業
横浜ゴム株式会社 新城南工場	新城	ゴム製品製造業
三河材流通加工事業協同組合	新城	木材流通
株式会社新晃製作所 新城AD工場	新城	工業用パッキン製造
宇都宮工業株式会社 新城工場	新城	住宅部品製造業
知多産業運輸株式会社	新城	倉庫保管業
株式会社アイセック	新城	家庭科教材製造販売業
株式会社 動研	新城	自動車部品等製造業
株式会社 ホウセン	新城	産業用機械設計・製作業
山崎産業株式会社	新城	回転機械のメンテナンスとクレーンの製造
ユアサ工機株式会社	新城	金属加工
大高精工株式会社	新城	金属製品製造業
株式会社 水嶋	作手	非鉄金属再生業
株式会社 高木製作所	作手	自動車関連部品製造業

《新城市クリーンセンターおよびその周辺のダイオキシン類調査》

市では、クリーンセンターからの排気ガスと焼却灰を埋立て処理する有海埋立処分場、クリーンセンター周辺地区において、ダイオキシン類調査を実施しています。

「調査地点」



「調査状況」

単位 (TEQ=毒性等量)

土壌 : pg - TEQ/g 大気 : pg - TEQ/m³ 水質 : pg - TEQ/リットル 底質 : pg - TEQ/g

調査項目 ・地点		環境 基準	測定値								
			稼動 前	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
土 壌	No.1	1,000	3.1			6.1					9.5
	No.2		2.3				0.34				
	No.3		2.5			11.0					4.2
	No.4		6.0	3.3					8.1		
	No.5		5.4	2.2					2.1		
	No.6		0.65				0.32				
	No.7		4.7	2.3					5.5		
	No.8		13.0					8.5			
	No.9		2.6			0.72					0.8
	No.10		18.0					12			
	No.11		1.8				1.6				
	No.12		4.2		5.4					5.3	
	No.13		3.5		5.1					7.5	
大 気		0.6	0.035	0.16				0.014			
水 質		1.0	0.028		0.076				0.067		
底 質	樋田川	150	0.15			0.83				1.4	
	豊川		0.04	0.076		0.083				0.28	

◇クリーンセンターのダイオキシン類検査結果

TEQ=毒性等量

	排ガス (ng - TEQ/m ³ N)		ばいじん (ng - TEQ/g)		焼却灰 (ng - TEQ/g)	
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
基準値	5	5	3	3	3	3
H13	0.018	0.020	0.15	0.16	0.014	0.00019
H14	0.00012	0.000021	0.33	0.80	0.00022	0.00064
H15	0.00054	0.0000043	0.086	0.23	0.00012	0.00044
H16	0.051	0	0.16	0.23	0.0002	0
H17	0.000014	0.000016	0.52	0.16	0.0015	0.00090
H18	0.0000063	0.0056	0.12	0.12	0.00043	0
H19	0.0013	0.00033	0.89	0.06	0	0
H20	0.00081	0.0032	0.080	0.052	0	0

※1 : バグフィルターで捕集された灰 (一般的には「飛灰 (ひばい)」と呼ぶ)

※2 : ストーカーに残った灰 (一般的には「燃え殻 (もえがら)」と呼ぶ)

◇有海埋立処分場ダイオキシン類測定結果

基準値 放流水 : 10pg - TEQ/リットル以下

地下水 : 1pg - TEQ/リットル以下

※単位 : pg - TEQ/リットル (TEQ=毒性等量)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
放流水	0.00073	0.00012	0.000075	0.000040	0.00015	0.00098	0.000040	0.018
地下水1	0.00029	0.051	0.051	0.057	0.065	0.022	0.093	0.038
地下水2	0.56	1.0	0.062	0.29	0.069	0.026	0.12	0.045

【意識の高揚】

《河川水質汚濁緊急対策》

市内の河川等における水質汚濁事故発生に伴い、市民および豊川下流流域の人の健康および生活環境の保全並びに自然・生態系への影響等に重大な支障をきたさないよう、適切な措置を効果的に進めるため、関係各課相互の連絡調整を図ることを目的とした「新城市河川等水質汚濁緊急対策要綱」並びに「新城市水質汚濁対策連絡会」を設置しました。

「新城市河川等水質汚濁緊急時連絡網」(平成20年4月1日現在)



3 生活空間

●まちづくり交通政策

【公共交通機関の利用促進】

《新城市地域公共交通総合連携計画》

市では、総合計画で目指すまちの将来像「市民がつなぐ山の湊創造都市」を支える公共交通づくりのため、既存路線の維持というこれまでの考え方を改め、市民にとって満足度の高い、新たな公共交通システムの構築に向けて本気で取り組むことを念頭に、「新城市地域公共交通総合連携計画」を策定しました。

「連携計画の目標」：市は、これまでの既存バス路線の維持を基本とした方針を改め、より住民にとって利便性が高く、かつ効率的な公共交通を作り上げるため、6つの推進ポイントを着実に実行することで、住民に親しまれ、住民が支え、住民にとって便利な公共交通網を構築します。



新公共交通システム推進の6つのポイント

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 運行形態・路線網の検討 | 4. バス関連施設の整備 |
| 2. ニーズの把握と反映 | 5. 地域・利用者の参画 |
| 3. 利用しやすい料金体系 | 6. 積極的な情報提供 |

「連携計画の計画期間」：計画期間は10年間（平成20年度から平成29年度）とし、計画の実現を目指します。

「協議会の設置」：法定協議会として位置づけた新城市地域公共交通会議を設置しました。

《新城市地域公共交通会議》

市は、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策および地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、「新城市地域公共交通会議」を設置しています。

「協議内容」

1. 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項
2. 新城市が運営する有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項
3. 新城市の公共交通政策の推進に関する事項
4. 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

《ラッピングバス運行開始》

作手地域の市営バスに、ラッピングバスといって車体の全面に絵がはってあるバスの運行を開始しました。ラッピングの絵は、すべて作手の子どもたちが描いてくれたもので、テーマは「作手の自慢」。きれいな花や川を泳ぐ魚、かわいい動物、新鮮な野菜など、子どもたちの自慢が、車いっぱい描かれています。

「つくであしがる線」は、小学校5年生と6年生の子どもたちの絵の中から、さまざまなデザインを選んで、図柄にしてあり、どの絵も力作ばかりで、見ても楽しくなるバスになりました。



●防犯対策

【犯罪を未然に防ぐ環境整備】、【防犯組織・体制づくり】

“安全・安心して快適に暮らすことのできるまちづくり”を行うためには、私たちのまちづくりに対する“自覚と行動”が必要です。また、市民や各事業所、市等がそれぞれ協働して、積極的に取組みを行うことが不可欠です。

このため、市ではその実現に向け、しんしろ安全・安心で快適なまちづくり条例に基づいて、市民・事業所・市等の行動主体ごとの取組事項・取組方向を示した、「しんしろ安全・安心で快適なまちづくり行動計画」を作成しました。この行動計画に沿って“市民総ぐるみのまちづくり運動”を展開していきます。

《取組項目》

(安全・安心なまちづくり)

1. 犯罪の防止に関すること
2. 地域防犯力の向上
3. 犯罪が起きない生活環境づくり
4. 子どもの安全確保
5. その他安全・安心なまちづくりに関すること

(快適なまちづくり)

1. ごみのポイ捨て等の防止に関すること
2. ペット（動物）の適正な管理に関すること
3. 喫煙者のモラルに関すること
4. 空地および空家の適正な管理に関すること
5. 落書き等の防止に関すること
6. その他快適なまちづくりに関すること

《安全・安心なまちづくり総決起大会》

平成20年10月18日(土)、市役所東庁舎隣駐車場で「安全・安心なまちづくり総決起大会」が開催されました。

この大会は、しんしろ安全・安心で快適なまちづくり条例に基づいて、私たちのまちから犯罪や事故などをなくし、市民の皆さんが安心して快適に暮らすことのできる安全な地域社会の実現をめざして実施されました。

大会では、防犯活動や交通事故防止活動など、長年にわたり安全・安心なまちづくりのためにご尽力をいただいた皆さんに、市長から感謝状が贈呈されました。その後参加者全員により大会宣言を斉唱し、市民総ぐるみの協働のまちづくりを誓い合いました。

《こども110番バス》

市では、安全・安心なまちづくり事業の一環として、児童等の安全確保を目的として市内を走る路線バスおよび市営バス等を活用し、平成20年7月7日から「こども110番バス」を運行しました。

このバスには、正面および乗車口に「こども110番バス」であることをシールで表示し、児童等が身に危険を感じたときに助けを求めたり、運転手が必要と判断したときは、バス内に児童等を一時的に保護して警察に通報するなどの措置がとられます。



《落書き消し隊による快適なまちづくり》

市内の国・県道および市道のような壁や地下道のほか公共トイレなどの公共施設には、心無い人達によりスプレーペンキなどによる落書きが行われています。

こうした悪質な落書きは、市民や市を訪れた方々に不安や不快感を与えると同時に、地域犯罪への結びつきが懸念されています。

市では、安全・安心なまちづくり事業の一環として、このような落書きの消去を自主的に行っていたくボランティアを募集したところ大勢の方々から応募をいただきました。

この落書き消し隊の活動により、市内の公共施設への落書きは大変少なくなりましたが、まだまだ後を絶ちません。落書き消し隊の活動は、これからも続けていきます。



環境ビジョン 3

交流と教育・文化のまち

わたしたちの地球環境問題への関心の度合いは、世界から見ても非常に高いレベルであることがわかっています。しかし、一人ひとりの環境負荷の少ないライフスタイルへの転換や持続可能な地域社会づくりについてはあまり進んでいないのが現状です。

これは、これまでの環境教育・学習機会が、ライフスタイルや地域の課題を総合的な視点で捉えた具体的な取り組みへと結びついていなかったからといえます。

本市には、先人から受け継がれてきた豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産、伝統芸能といった地域文化を形成する数多くの地域資源が存在しています。

持続可能な地域社会の実現のためには、地域に住む一人ひとりがこうした地域の恵みを保全し、活かしながら、学校や地域が連携して環境教育・学習を進めることが大切です。

また、学校や地域をはじめ、自治体や海外との積極的な交流は、地域の特色をより一層高められるきっかけとなります。

わたしたちは、自然、歴史・文化資源を活かした魅力的な「新城らしさ」あふれる『交流と教育・文化のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 環境教育

●拠点づくり

【環境教育拠点の整備】

地球温暖化や廃棄物などに見られる環境問題は、人のライフスタイルと密接に関わっています。こうした問題の解決のためには、現在の 大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄 を基調にした高負荷なライフスタイルを、極力環境への負荷の少ないものへ速やかに変革していく必要があります。

それには、一人ひとりが、それぞれの日常行動が環境にどのような影響を与えているか、また、そのことが自分たちの生活や将来の世代にどのような影響を及ぼすかなど、人と人を取り巻く環境との相互作用について理解し、行動に結びつけていけるような環境教育の拠点の整備が重要な要素となります。

本市では、鳳来寺山参道の門前にある「鳳来寺山自然科学博物館」が環境教育の拠点として挙げられます。「足下の気づき」から 地域を知る → 何をすべきか考える → 実際に行動するというコンセプトの下でさまざまな講座、展示が行われています。



《鳳来寺山自然科学博物館の主な取り組み》

鳳来寺山を中心とした奥三河の自然に関する展示と、足元の自然をテーマにした特別展や、野外学習会、子ども向け自然講座、現地見学ツアーなどの活動を活発に行っています。

また、博物館友の会があり、市内はもとより県内外に多くの会員がいて博物館を活用しています。会員の有志によるボランティアグループ「博物館協力隊」(子どもから大人まで26名が登録)が結成され、博物館主催で開催する野外学習などの補助や環境整備活動、資料整理などを行うとともに、友の会主催の自然観察会などの講師などもつとめています。

郷土の自然について調査、展示、教育普及、資料収集するといった、さまざまな博物館活動を市民ボランティアとともに力をあわせて推進しています。



森の学校「山ざる教室」

◇野外学習会

実施日	テーマ	参加数	開催場所
5月6日(火)	鳳来寺山カラ沢谷の植物を楽しもう	50	新城市榎原
5月18日(日)	鳳来寺山の地質	24	鳳来寺山
6月1日(日)	鳳来寺山で初夏の生きものとモリアオガエルなどを観察しよう	35	鳳来寺山
7月6日(日)	貝塚と博物館の見学	21	田原市、豊橋市
8月16~17日 (日)	森の生きものを観察しよう(宿泊学習会)	18	鳳来寺山
10月19日(日)	きのこを調べよう	75	作手鬼久保広場
11月30日(日)	風切山の秋の紅葉を楽しむ	42	新城市日吉
1月11日(日)	豊川の水鳥を観察しよう	36	桜淵公園
2月8日(日)	冬の自然探検	60	鳳来寺山

◇子ども自然講座

実施日	テーマ	参加数	開催場所
7月20日(日)	食べられる植物、薬になる植物	10	自然科学博物館
7月23日(日)	金鳳石 <small>きんぼうせき</small> で硯 <small>すずり</small> を作ろう	18	自然科学博物館
8月3日(日)	サワガニや川むしと遊ぼう	16	自然科学博物館

◇ジュニアナチュラリスト養成楽級・森の学校「山ざる教室」

実施日	テーマ	参加数	開催場所
5月11日(日)	植物の見分け方、調べ方	26	桜淵公園
6月8日(日)	森ときのこと	28	
11月8日(土)	秋を味わおう	24	
12月7日(日)	森の構造をみる	23	

【公民館活動の整備・充実】

市では、農地の保全、開水路・農道等施設の適正な管理保全による長寿命化とともに農村環境を保全する効果の高い取り組みを行う活動組織を支援しています。

現在、市内19地区で農地保全のための活動が行われ、そのうち11地区においては生態系保存のための実践活動も行われています。

◇活動状況

No.	地区名	活動組織名	主な活動
1	上平井	上平井地域環境保全隊	生物生息状況把握、水質モニタリング調査ほか
2	片山	片山地域環境保全隊	生物生息状況把握、田法面への植栽ほか
3	牛倉	牛倉地域環境隊	大宮川の生物状況把握、水仙の植栽
4	鳥原	鳥原地区環境保全会	希少種の監視及び生息状況の把握、施設への植栽ほか
5	浅谷	浅谷地域の環境を守る会	五反田川の水質・魚の生息調査、コスモス等の作付け
6	石田	石田の地域環境を守る会	ホタルなどの生息調査
7	豊島	豊島環境保全会	放流等を通じた在来生物の育成、生物生息状況把握
8	田代	田代地域環境保全会	在来生物の育成活動
9	黒瀬	黒瀬美土里会	水路内の生物生息状況把握
10	善夫	善夫守里隊	水路内の生物生息状況把握
11	菅沼	菅沼を良くしまい会	水路内の生物生息状況把握

●環境教育・学習

市では、身近な自然の様子から地球温暖化といったグローバルな環境問題にいたるまで、ニーズに応えた環境学習を実施しています。

《親と子の走る環境教室》

親と子の「走る環境教室」は、夏休み中の市内の小学生とその保護者を対象に参加者を募集し、マイクロバスなどを使って、市内外のリサイクル工場や環境関連施設の見学や勉強会を通じ、環境問題に対して理解を深め、その対策について親子で考えるものです。

平成20年度は、中部電力川越火力発電所・川越電力館テラ46を見学し、親子でエネルギー問題の重要性や温暖化対策などについて学びました。

◆ 8月6日（水）

参加者数 児童15名 保護者11名

◆ 8月7日（木）

参加者数 児童18名 保護者12名



◇親と子の走る環境教室の開催状況

年度	見学先
H13	県下水道科学館（平和町）自然共生研究センター（岐阜県川島町）
H14	王子製紙株式会社春日井工場（春日井市）愛知県環境調査センター（名古屋市）
H15	トヨタ「里山学習館エコの森ハウス」（豊田市）
H16	愛知県下水道科学館（平和町）愛知県環境調査センター（名古屋市）
H17	川売・梅の里、四谷・千枚田（旧鳳来町）段戸・きららの森（設楽町）
H18	でんきの科学館、エコパルなごや（名古屋市）
H19	コカ・コーラ東海北工場、東邦ガス(株)ガスエネルギー館（東海市）
H20	中部電力川越火力発電所・川越電力館テラ 46（三重県川越町）

《親と子の環境講座（市・県共催）》

市では、温暖化の現状や世界と交わした約束ごと（京都議定書による温室効果ガス削減）などを知っていただくため、夏休みに親と子の環境講座を開催しました。

講座では、環境省が実施する「燃料電池自動車啓発推進事業」の実施自治体に選ばれ、貸与されていた「燃料電池自動車」の試乗も行いました。

- ◆ 7月19日（土） 参加者数 児童9名 保護者5名
- ◆ 7月24日（木） 参加者数 児童2名 保護者1名



《市民環境講座》

市では、環境問題に取り組んでいる、若しくはこれから取り組もうとされているみなさんを対象に「環境活動に関する学習機会」を提供するために、平成16年度から毎年「市民環境講座」を開催しています。平成20年度のテーマは引き続き「地球温暖化」とし、新城市出身で日本航空のパイロットの小林宏之さん、環境問題の対処や予防などに精通されている埋田基一さんをお招きし、多くのみなさんの参加を得ました。



- ◆10月11日（土） 講師：小林宏之氏
高度1万mからのメッセージ
～現役機長が語る温暖化の真実～
新城文化会館小ホール 参加者405名

- ◆12月13日（土） 講師：埋田基一氏
地球温暖化
～頻発する気象異常や身の回りの出来事との関連～
勤労青少年ホーム 参加者54名



《水生生物調査》

市では、市内小中学校の生徒や行政区と河川における水生生物調査活動を行っています。

ほぼ毎年、同じ地点の水生生物の調査をしますが、水質の状況を把握するとともに、地域の自然とふれあうことのできる良い機会となっています。また、地元の水生生物調査を実施することにより、地元の川を自分たちで守ろうという意識の高揚にもつながります。



◇水生生物調査実施の状況（平成20年度）

学校・団体名	河川名	実施日	参加人数
東郷東小学校	準用河川 五反田川	6月25日	46
連谷小学校	清水川	6月26日	8
舟着小学校	一級河川 大入川	6月27日	11
千郷小学校①	一級河川 野田川	6月30日	38
千郷小学校②	一級河川 野田川	7月1日	39
東郷中学校	準用河川 連吾川	7月1日	32
鳳来中部小学校	道目基川	7月2日	30
巴小学校	一級河川 豊川水系 巴川	7月9日	12
千郷中学校	一級河川 野田川	7月14日	40
東郷西小学校	準用河川 重広川	7月15日	48
水生生物調査会（石田区）	清水の小川	8月2日	50
水生生物調査会（豊島区）①	準用河川 杉川	8月17日	12
水生生物調査会（豊島区）②	殿田川支流（農業用水路）	8月17日	12
実施13回（7小学校・2中学校・2団体）			計383名

残念ながら、行政側の都合により、平成20年度より水生生物調査のニーズ全てに対応できなくなっています。これは学校側からの調査依頼時期が集中することもひとつの要因として挙げられますが、対応できる人材の育成など問題解決を図っていく必要があります。

《出張授業》

持続可能な社会を構築していくためには、住民の方々の環境に配慮した行動も大切です。

市では、緊急な課題である「気候変動」や「ごみ問題」に対し、状況を理解し、自ら考え、行動していただくため、要望により説明会を実施しています。

主な講座内容については次のとおりです。

- ・地球温暖化問題（担当：環境課）
- ・水生生物調査（担当：環境課）
- ・ごみ・リサイクル（担当：生活衛生課）

1授業90分を基本に、受講される方の習熟度によって講座内容を変更しています。



◇出張授業の状況（平成20年度）

団体名等	主な内容	実施日	参加人数
東郷西保育園	温暖化防止教室	9月24日	149
中央保育園	温暖化防止教室	10月7日	70
山吉田保育園	温暖化防止教室	10月17日	43
千郷東保育園	温暖化防止教室	10月29日	118
新城幼稚園	温暖化防止教室	11月4日	157
東郷東保育園	温暖化防止教室	11月10日	50
健康づくり食生活改善協議会 鳳来教室	温暖化防止研修	3月11日	20
実施7回（6保育園・1団体）			計686名

《ごみに関する環境学習》

市では、ごみの出し方や分け方をはじめ、処理の方法などについて実際に現場を見学して理解してもらうことを目的に、市内小学校の4年生を中心にごみに関する学習を実施しています。

見学日	学校等名	見学者数	見学施設			見学時間
			クリーンセンター	資源集積センター	鳥原埋立処分場	
4月30日(水)	新城小学校	77人	○		○	9:00～12:00
5月14日(水)	舟着小学校	11人	○			9:30～11:00
7月15日(火)					○	9:20～10:20
5月20日(火)	東郷東小学校	45人	○			9:00～10:30
5月21日(水)	鳳来中部小学校	30人	○			9:00～10:30
5月27日(火)	東郷西小学校	46人	○			10:00～11:15
5月28日(水)	千郷小学校	117人	○			8:50～12:20
5月29日(木)	八名小学校	51人	○		○	9:00～11:30
5月30日(金)	巴小学校	12人	○		○	9:25～11:15
6月3日(火)	庭野小学校	5人	○		○	9:10～11:30
6月4日(水)	協和小学校	5人			○	10:00～11:00
6月11日(水)	東陽小学校	31人	○		○	9:00～11:10
7月28日(月)	鳳来東小学校	11人	○			9:30～11:30
11月25日(火)	新城市老人クラブ連合会	44人	○	○		9:00～12:00
1月23日(金)	豊橋技術科学大学学生ほか	5人	○			10:30～11:15
計	14団体	490人				

《水道に関する環境学習》

市では、子どもたちに水道に関する基礎知識を学ぶことにより、水環境に対する興味と関心をもってもらうことを目的に、市内小学校4年生を対象に水道教室を実施しています。

水道講座（パワーポイントによる水道の基礎知識の学習および簡易急速ろ過実験）および、希望校については鯉淵浄水場はじめ、それぞれ地区の浄水場見学を実施しています。

◇水道に関する環境学習実施状況（平成20年度）

学校名	内容	実施場所	実施日	参加人数
鳳来中部小学校	講座	鳳来中部小学校	6月2日	41名
新城小学校	講座・見学	鯉淵浄水場・桜淵水道監視センター	6月3日	66名
東陽小学校	講座・見学	東陽小学校・大野浄水場	6月4日	35名
鳳来寺小学校	講座	鳳来寺小学校	6月9日	8名
菅守小学校	講座・見学	菅守小学校・作手菅守浄水場	6月12日	5名
東郷西小学校	講座・見学	鯉淵浄水場・桜淵水道監視センター	6月17日	56名
東郷東小学校	講座・見学	鯉淵浄水場・桜淵水道監視センター	6月19日	33名
庭野小学校	講座・見学	鯉淵浄水場・桜淵水道監視センター	6月22日	8名
八名小学校	講座・見学	鯉淵浄水場・桜淵水道監視センター	6月23日	45名
鳳来西小学校	講座・見学	鯉淵浄水場・桜淵水道監視センター	6月24日	8名
協和小学校	講座・見学	協和小学校・作手保永浄水場	6月26日	3名
千郷小学校	講座	千郷小学校	6月29日	61名
千郷小学校	講座	千郷小学校	6月30日	61名
舟着小学校	講座・見学	鯉淵浄水場・桜淵水道監視センター	7月1日	12名
黄柳野小学校	講座・見学	黄柳野小学校・南部第2浄水場	7月2日	5名
海老小学校	講座・見学	海老小学校・北部第2浄水場	7月3日	10名
15校 22クラス				457名

《環境ポスターコンクール》

市では、ごみの減量化・資源リサイクル・環境美化の意識を高揚し、環境問題に関心を持っていただくため、社会科の授業で「ごみ」について勉強している小学4年生を対象に、環境ポスターの募集を行っています。平成20年度は185点の作品が寄せられました。

◆金賞2名、銀賞3名、銅賞5名、入選10名



平成20年度金賞作品

《チーム・マイナス6%しんしろ》



市では、市民のみなさん、事業所がひとつのチームとなり、温暖化の防止施策を無理なく、楽しく、できる限り大きな成果を挙げることを目的として「チーム・マイナス6% しんしろ」を結成しています。

多くの方にこの取り組みを知っていただくために、様々な機会を通じて、PR活動を実施しました。

■「チーム・マイナス6%」って何するの？

CO₂削減のために、具体的な「6つのアクション」を提案しています。チーム全員が、日々のちょっとした気遣いを積み重ねれば、確実に大きな削減効果が期待できます。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 温度調節で減らそう | 4. 商品の選び方で減らそう |
| 2. 水道の使い方で減らそう | 5. 買い物とごみ袋で減らそう |
| 3. 自動車の使い方で減らそう | 6. 電気の使い方で減らそう |

◆平成20年度末登録数 個人 1,536名 団体 8団体

◇平成20年度 チーム・マイナス6%しんしろの活動状況

実施日	活動の内容
5月30日	市役所仮庁舎と市民体育館、鳳来総合支所開発センターに緑のカーテン事業としてゴーヤ・ヒルガオ・スイカなどの植え付け
7月2日～16日	ケーブルテレビ「ティーズ」の番組「“ホッ”と情報」に参加
7月19日	親と子の環境講座を開催。燃料電池自動車の体験乗車会。マイ6PR
7月19日～27日	新城文化会館、つくで手作り村、大谷大学などで燃料電池自動車の体験乗車会
7月26日～27日	ツール・ド・新城会場にて、燃料電池自動車の展示やチーム・マイナス6%しんしろをPR。また、ママチャリ部門にチームとして参加
7月29日～	緑のカーテンで収穫したゴーヤなどを市民課前の待合室で市民に配布
8月1日	省エネナビモニター制度開始
8月6日～7日	親と子の走る環境教室を開催。中部電力川越火力発電所・川越電力館テラ46での見学を通して、親子で温暖化対策について学んだ。 8月6日：大人11名、子ども15名参加、8月7日：大人12名、子ども18名参加、チーム員登録・2日間で親子合わせて26名
9月1日	マイバッグモニター制度開始
9月24日	東郷西保育園で園児を対象に温暖化防止教室を開催。園児142名、先生7名
10月1日	燃費計のモニター制度開始
10月5日	愛知県、JAF、豊川市、新城市の共催で行われたエコドライブ講習会「エコトレーニング」に、チーム・マイナス6%しんしろ事務局として参加。 ユタカ自動車学校豊川校 チーム員登録12名

10月7日	中央保育園で園児を対象に温暖化防止教室を開催。園児142名、先生7名
10月9日	温暖化防止教室で行う紙芝居で、園児といっしょに歌う応援歌の練習を市民とともに実施。
10月11日	市民環境講座「高度1万メートルからのメッセージ～現役機長が語る温暖化の真実～」を開催。文化会館小ホール。参加者405名 チーム員登録161名
10月17日	山吉田保育園で園児を対象に市民とともに温暖化防止教室を開催。園児38名、先生5名
10月29日	千郷東保育園で園児を対象に市民とともに温暖化防止教室を開催。園児113名、先生5名
11月1日	エコワットのモニター制度開始
11月4日	新城幼稚園で園児を対象に市民とともに温暖化防止教室（しろくまくんがやってきた！）を開催。園児150名、先生7名
11月9日	チーム・マイナス6%しんしろをPRするため、市民、県環境保全課といっしょに「つくで祭り」に参加（チーム員登録数11名）
11月10日	東郷東保育園で園児を対象に市民とともに温暖化防止教室（ちきゅうがおねつだ！）を開催。園児46名、先生4名
11月15日	新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2008を開催。参加保育園・幼稚園13園、キャンドル約1,500本を点灯。また、会場では環境紙芝居も実施。来場者数1,500人
12月13日	第2回目の市民環境講座（地球温暖化～頻発する気象異常や身の回りの出来事との関連～）を開催 勤労青少年ホーム。参加者54名 チーム員登録5名
12月13日	新城アートフェスティバル2008に環境課も協力し、パネル展示や環境ツリーへのエコメッセージなどで市民とともにブースの一部を飾った。 チーム員登録14名
2月12日	来年度、愛知県で開催される「全国保育大会」の資料として、昨年市内保育園・幼稚園も参加したキャンドルナイト新城や環境出前講座などの資料を提供した。
3月11日	健康づくり食生活改善協議会鳳来教室の会員を対象に温暖化研修を実施 参加者20名（鳳来保健センター）
3月27日	J A愛知東本店前にて、電気自動車の説明とマイ6参加を呼びかけた。J Cの役員会においても電気自動車のPRを行った。
3月28日	新城さくらまつりで、電気自動車の展示を行った。桜淵公園駐車場
3月29日	新桜通りフェスタで、電気自動車の展示および体験乗車を行った。その際に、県環境保全課と環境クイズを行った。東新町地区 チーム員登録4名



2 歴史・文化

●歴史的・文化的環境の保全整備

【史跡、名勝、天然記念物や建造物の保持】

《市指定文化財（天然記念物）中央構造線長篠露頭ルート等整備工事の実施》

中央構造線長篠露頭（長篠字古渡15番地）は、平成19年4月23日に天然記念物（地質鉱物）として市の指定文化財に指定され、年々見学者も増加しており、歩道整備、見学用展望テラス、説明・案内看板設置等を整備し、現地で見学する際の環境の充実を図りました。（完了：平成20年7月23日）

《鳳来寺山自然科学博物館45周年記念事業 特別展「大断層・愛知の中央構造線展」》

中央構造線は、約1,000キロメートルにおよぶ日本最大の断層で、市の地質を大きく二分し、また、鳳来寺山や、岩脈群の成り立ちに影響しています。市内の露頭と奥三河の地形と地質を巡って大断層の謎に迫りました。

期間：平成20年5月3日(土)～8月31日(日)

見学者数：4,647人

◇特別展連携講座

ガイドツアー「愛知の中央構造線、日本最長の大断層をめぐる」

◆5月9日(金) 受講者数：32人

◆5月15日(木) 受講者数：18人

講演会「生きている大地・愛知の中央構造線」

◆6月19日(木) 受講者数：19人

◆6月28日(土) 受講者数：44人



ガイドツアーの様子

※中央構造線長篠露頭

中央構造線とは、日本列島の中央（関東から九州まで）を東西に走る日本最長の断層系です。この断層を境に北側（日本海側）を内帯、南側（太平洋側）を外帯と呼びますが、内帯と外帯では岩石の分布や地形の様相が大きく違います。内帯には花崗岩や片麻岩などが、外帯には結晶片岩などの岩石が分布しています。



断層の様子

市内では、おおよそ豊川・宇連川沿いに断層が走っており、桜淵や長篠など、ところどころ地表で観察できる場所があります。長篠露頭では、外帯の黒色片岩の上に内帯の花崗岩源圧砕岩が覆いかぶさっている様子をはっきりと見ることができ、中央構造線の基本的な断層の観察には非常に適した場所といえます。はるか大昔の地球の活動を肌で感じることもできる場所です。

◇指定文化財の状況

平成20年度末現在

	種別	名称	所在地	指定年月日
国指定文化財	建造物	東照宮	門谷	S28. 11. 14
		鳳来寺仁王門	門谷	S28. 11. 14
		望月家住宅	黒田	S49. 2. 5
	絵画	絹本著色三千仏名宝塔図	中宇利	H 6. 6. 28
	彫刻	木造薬師如来坐像	庭野	S 6. 12. 14
		木造阿弥陀如来坐像	巢山	S52. 6. 11
		附 木造観音菩薩坐像	巢山	S52. 6. 11
	無形民俗	三河の田楽	門谷・七郷一色	S53. 5. 22
	史跡	長篠城跡	長篠	S 4. 12. 17
		名勝	鳳来寺山	門谷
	阿寺の七滝		下吉田	S 9. 1. 22
	天然記念物	乳岩及び乳岩峽	川合	S 9. 1. 22
		馬背岩	豊岡	S 9. 5. 1
		黄柳野つげ自生地	黄柳野	S19. 3. 7
甘泉寺のコウヤマキ		作手鴨ヶ谷	S47. 5. 26	
国登録文化財	建造物	旧黄柳橋	乗本	H10. 9. 2
		瀧川家住宅主屋	出沢	H17. 2. 28
		瀧川家住宅長屋門	出沢	H17. 2. 28
		瀧川家住宅祠	出沢	H17. 2. 28
		旧大野銀行（大野宿鳳来館）本館	大野	H21. 1. 8
		旧大野銀行（大野宿鳳来館）土蔵	大野	H21. 1. 8
県指定文化財	絵画	甘泉寺の涅槃図	作手鴨ヶ谷	S47. 6. 7
	彫刻	木造十一面観音立像	杉山	S32. 1. 12
		木造不動明王立像	巢山	S53. 3. 15
		木造熊野三所懸仏	巢山	S54. 3. 22
	無形民俗	信玄原の火おんどり	竹広	S40. 5. 21
		乗本万灯	乗本	S51. 7. 14
		南設楽のほうか	大海・布里・一色 塩瀬・源氏・名号	S58. 9. 14
	史跡	設楽のしかうち行事	能登瀬	S58. 3. 7
		宇利城跡	中宇利	S32. 9. 6
		旗頭山尾根古墳群	八名井	S53. 5. 29
	名勝	断上山古墳 9・10号墳	大宮	S53. 10. 16
		満光寺庭園	下吉田	S49. 7. 3
	天然記念物	須山のイヌツゲ	作手清岳	S29. 2. 5
		ムカデラン自生地	川合	S30. 5. 6
		ねずの樹	門谷	S30. 7. 1
長ノ山湿原		作手岩波	S48. 11. 26	
		中宇利丸山の蛇紋岩植生	中宇利	S55. 2. 12

市指定文化財	種別	指定数	名称
	建造物	8	能舞台、満光寺の山門、薬師堂他
	絵画	3	太田白雪画像、鳥居勝商磔殺の凶他
	彫刻	29	木造十一面観音立像、木造大日如来坐像、木造子安観音立像、石造庚申碑、木造神馬、石造閻魔大王他
	工芸品	6	能装束・能面、鰐口、唐の頭、喚鐘、鉄砲、梵鐘
	典籍	8	太田白雪自筆著書、太田白雪「きれぎれ」他
	古文書	38	今川義元証文、今川氏真証文、菅沼家家譜、慶長9年検地帳、御觸書留帳（町役場日記）等
	考古資料	7	大ノ木遺跡他遺跡、茶臼山古墳他古墳出土品等
	歴史資料	1	吉田川井堰引船図 附 井堰御普請関係文書
	無形	2	祭礼能、立物花火
	有形民俗	7	石座石、服部神社伝来赤引糸関係遺物他
	無形民俗	13	新城歌舞伎、鍋づる万灯、名越神楽、天王祭他
	史跡	64	黒瀬遺跡、摩訶戸古墳群、新城城跡、信玄塚、富賀寺中世墓地、芭蕉句碑、蟻塚、今水寺跡他
	名勝	4	鳴沢の滝、桜淵、鮎滝、富賀寺庭園
天然記念物	24	白鳥神社の大スギ、ヒメハルゼミ、有海ミカワバイケイソウ自生地、中央構造線長篠露頭他	



国指定文化財 望月家住宅【建造物】



国指定文化財 木造薬師如来坐像【彫刻】



県指定文化財 信玄原の火おんどり【無形民俗】



市指定文化財
ミカワバイケイソウ自生地【天然記念物】

【歴史・文化の活用】

《新城市伝統民俗芸能保存伝承検討委員会》

新城市伝統民俗芸能保存伝承事業を実施するにあたり、調査、研究等合理的かつ健全な運営を図るため、学識経験者、伝統民俗芸能団体を代表する者、青年層を代表する者、女性を代表する者、教育関係者計 18 名で構成される「新城市伝統民俗芸能保存伝承検討委員会」を設置しています。

◇新城市伝統民俗芸能保存伝承検討委員会 平成 20 年度活動内容

回数	日時	場所	内容
第 1 回	6 月 12 日 午後 7 時 30 分～	新城市民体育館 第 1 会議室	報告 平成 19 年度事業について 議事 平成 20 年度事業計画(案)について
第 2 回	7 月 16 日 午後 7 時 30 分～	市役所 2 階 政策会議室	議事 平成 20 年度事業計画(案)について
第 3 回	9 月 24 日 午後 7 時 30 分～	市役所 2 階 政策会議室	報告 (1)調査研究の報告 (2)研修会等の開催 (3)施策の実施について 協議 ・検討事項について アンケート結果による検討課題と範囲
第 4 回	2 月 12 日 午後 7 時 30 分～	市役所 2 階 政策会議室	報告 2 年間の活動内容 協議事項 ・提案事項と今後の課題について

市内には後継者不足をはじめとして、課題を抱えている郷土芸能を伝承している団体が数多くあります。この会では、市内の国・県・市の指定文化財（無形民俗文化財）の団体（保存会）に対し、団体の抱える課題、団体の現況、構成員の芸能に対する意識調査などアンケート調査を実施しました。アンケート結果に基づいて本会では、伝承における人材の確保、芸能情報の発信等について保存会へ行う提案や方向性を検討し、民俗芸能の PR 活動や実技研修の開催などを実施しました。

アンケート調査対象	保存団体向	一般向
回答数	411 名	69 名
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・活動で大切な事柄 ・保存会存続の危機感 ・活動の継続 ・会員数増加への対策 ・地域住民への理解や魅力必要性 ・女性の参加 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の参加有無 ・やめた理由 ・地区の保存会の有無 ・芸能への関心の有無 等

《歴史・文化関連施設》

「鳳来寺山自然科学博物館」

鳳来寺山自然科学博物館は、国の指定名勝天然記念物・鳳来寺山を中心に、自然の宝庫である東三河を研究するため昭和24年9月に結成された「東三河の地質と鉱物の会」が田口鉄道鳳来寺駅の公舎を改造して開館した、田口鉄道自然科学博物館が前身になります。

そして、昭和38年4月26日、元鳳来寺村長で林業家の丸山喜兵衛氏の寄付により、日本初の二重展示方式を取り入れるなど全国的にも画期的な町立の自然科学博物館が建設されました。

各自然分野の専門家である学術委員による野外学習会などの教育普及活動は、開館時からたゆまず開催しています。また、展示においては、鳳来寺山をはじめとした当地域の地学、動植物などを幅広く展示しています。

また、県内最大規模の植物標本を収蔵するなど、自然資料の収集保存活動も行っています。



鳳来寺山自然科学博物館

「設楽原歴史資料館・長篠城址史跡保存館」

日本三大決戦の一つとされる長篠・設楽原の戦いは、織田・徳川連合軍が初めて新兵器鉄砲(火縄銃)を大量に使用し、その威力をまざまざと見せつけ、後の戦術に一大変革をもたらした日本史に残る著名な戦いです。設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館には、戦国の分岐点を演じた「鉄砲の戦いー設楽原の決戦」にまつわる人、経緯、火縄銃の果たした役割・その歴史を展示しており、織田・徳川連合軍が陣地の前にめぐらした武田騎馬軍の進撃を防ぐための馬防柵も再現しています。

また、設楽原歴史資料館には、日本開国の基となった幕末の日米修好通商条約調印の立役者・岩瀬忠震についての資料も展示しています。



設楽原歴史資料館



長篠城址史跡保存館

「作手歴史民俗資料館」

作手高原には、「日本の重要湿地500」にも選定されている広大な湿地帯があり、人々は原始・古代から現代に至るまで、その湿地をたくみに利用してきました。

作手歴史民俗資料館には、こうした風土の中で育まれた人々の歴史、民俗や湿地についての資料が集められています。

《新城ふるさとマイスター》

趣味や仕事などで、豊富な知識や経験、優れた技術を持つその道の達人「新城ふるさとマイスター」が、地域での講演会や体験型行事の先生として、とっておきの技や知恵をお教えします。現在のふるさとマイスターは、次の方たちです。

◇新城ふるさとマイスター認定者一覧

氏名【内容】	氏名【内容】
藤田 萬吉 【木彫】	河部 義通 【柿酢】
林 吉宏 【農村家庭のしきたり】	滝川 英昭 【メンタルヘルス】
杉浦エリザベス・森田紀代美 【二ヶ国語絵本読み聞かせ】	岡田 真澄 【世界の桜】
	大井 みどり 【パッチワーク】
竹本 政一 【陶芸】	古市 正一郎 【マジック（手品）】
原田 弘子 【藍染】	黒田 千歳 【和紙の花】
菅谷 哲也 【火縄銃研究】	菅谷 年弘 【趣味の庭造り】

《新城まちなか博物館》

新城まちなか博物館は、新城の風土の中で生まれた新しいタイプの博物館活動で、仕事場や生活の場がそのままミュージアムであるということです。

「まち」の活動や暮らしの工夫がそのまま博物館であり、生涯学習のキャンパスとなります。順次まちなか博物館の指定を進め、現在は18館になりました。

◇新城まちなか博物館指定一覧（平成20年度末現在）

No.	博物館名	内容
1	日野屋商店	酒蔵
2	中西農村民具室	明治時代からの農村民具の展示
3	大原商家民具室	明治時代からの商家民具の展示
4	はたおり工房	高機による機織り
5	馬場彫金工房	鋼板のレリーフ・器の作成
6	藍弘苑	本藍による絞り染め
7	出沢やままゆ養蚕所	やままゆ施設見学・養蚕体験
8	郷土の食品・さくら工房	そば・五平もち作り体験
9	竹細工工房	虫かご・歴史的建造物の制作
10	寒峰窯（陶芸）	陶芸及び制作
11	ねんどの里	石粉粘土による創作人形
12	イーハートーブ吉川（染色工房）	染め絵制作
13	竹工房・雅夢	竹細工
14	明神窯（竹炭）	釜入れ・釜出し・材料集め体験
15	エコファーム河部自然農園	果樹栽培と柿酢作り
16	(有)伸昌 [しんしょう]	銅版を使った折鶴作り
17	ヴァイオリン工房 Sadaprimo	ヴァイオリン製作
18	医王寺民俗資料館	農具、家庭用品、鋳物、岩石等の展示



日野屋商店



はたおり工房



出沢やままゆ養蚕所



竹細工工房

3 交流

●環境交流

【自治体、NPO・NGO等との交流】

近隣自治体や同様の問題を抱えている自治体、NPO・NGO等との交流を深めることは、情報の共有化による取り組みの連携を図ることができるなどのメリットがあります。

《キャンドルナイト新城》

市では、私たちの現在のライフスタイルを少しでも改善するためのきっかけづくりとして「キャンドルナイト新城」を開催しています。

このアクションは、公募の市民実行委員会による「開催の趣旨づくり」から始まりました。

開催時期や場所、方法などが企画立案され、毎年多くの方の参観を得ています。

開催3回目となった平成20年度は11月15日、文化会館はなのき広場で実施され、1,500名ものお客様がいらっしゃいました。会場は、幼稚園・保育園、一般の方からのキャンドルが並び、暖かな灯火に包まれました。

実行委員会では、毎年「メインアート」を作成しており、会場を訪れる方々の楽しみにもなっています。今回は「1兆ドルの夜景」を創出しました。これはNASAが人工衛星で地球を撮影し、コンピュータ・グラフィクスで合成して作った写真を模写したもので、夜間の衛星写真として「世界の電気の使用具合＝環境汚染の進行状況」を表した目安とも言えます。

メインアートの意味を知った来場者は、口々に「個々の取り組み」の重要性や必要性について話されていました。

キャンドルナイト新城2008 開催の主旨

いま、地球温暖化問題が深刻化しています。

このままの状態では温暖化が進むと、水や食べ物の不足など様々な問題が起こり、次世代の生存についての危機がくると言われています。

温暖化の原因は、たくさんの水や電気、化石燃料（石油、ガソリンなど）を使い、そして、たくさんのごみを捨てるといったわたしたちのいまのライフスタイルにあります。

わたしたちがライフスタイルを見直すことで、温暖化問題は解決の方向に向かいます。

こうしたことから、仲間や家族、学校、会社など様々なグループで「電気を消してスローな夜」を感じ、今一度、生活の原点を見つめ直すきっかけづくりになればと思い、ここ新城市から「みんなのチカラ」で行動する参加型イベント「キャンドルナイト」を行っています。

あたたかな灯火に想いを込め、地球に優しい取り組みとしていきます。



メインアート「一兆ドルの夜景」



ベースとなった「一兆ドルの夜景」

《日本の環境首都コンテスト、同全国フォーラム、同東海地域交流会》

市では、市民（NGO）の視点からの環境自治体づくり支援およびNGOと自治体さらには自治体間の環境問題に関する情報の相互交換の促進を目的とした「日本の環境首都コンテスト」に参加しています。コンテストは、持続可能な地域社会の実現のためにNGOが重視する取り組みの有無について質問・審査されます。

新城市はこのコンテストを「市民の環境施策の提案書」として捉え、第1回目からこのコンテストに参加しています。

◇日本の環境首都コンテスト成績

参加年度	総合順位	人口規模別順位	参加年度	総合順位	人口規模別順位
H13年度	27位	3位	H17年度	2位	1位
H14年度	24位	2位	H18年度	3位	1位
H15年度	8位	2位	H19年度	5位	1位
H16年度	2位	2位	H20年度	5位	1位

※平成17年度から合併後の新城市として参加。

※人口規模5万人以下から5万人～10万人に区分変更。

さらに、コンテストが自治体の環境施策向上に活用されるよう、自治体とネットワーク合同の研究会や職員研修、地域ブロックごとに交流会が開催され、本市も参加しています。

◇交流会開催状況

区 分	時 期	開催場所
全国フォーラム	11月6日～7日	シルクホテル：飯田市
東海地域交流会	1月16日	全日空ホテルビル11階：名古屋市

《森と人をそだてる森林総合産業創出プロジェクト》

昨今の森林関連産業を取り巻く状況は厳しいものがあり、山村の過疎化や高齢化により林業に携わる人が減少してきたこと、採算の合う産業として成り立ちにくいことなどによって、森林が放置され荒廃化が進んでいます。

そんな状況を背景として、林業や製材業だけではない多様な角度からの「森との関わり方」を創出し、森林に関わる人材育成と新産業を創造することを目的として、平成18年11月16日に「森と人をそだてる森林総合産業創出プロジェクト」が地域再生計画として認定されました。



具体的には、市内の森林NPOの活動を中心として、森林に関する基礎知識の学習や間伐・枝打ち・下草刈りなどの技術を覚えるための講習会を開催することにより、森林整備と人材育成のしくみを作り上げ、森づくりと人づくりを進めていきます。

平成20年度においては、初心者・中級者・上級者の3コースで計20回開催し、市内外から440名ほどが参加しました。

環境負荷の少ない自立循環のまち

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動は、「便利さ」をもたらす一方で、健全な物質循環を阻害しています。このまま今の社会経済活動を続けた場合、社会経済の発展どころか生命の存続にまで影響を及ぼすおそれがあります。

こうした事態に陥らないためにも、健全な生態系バランスを維持回復し、環境面と経済活動、社会的公正が統合的に向上する持続可能な社会構造への変革を進める必要があります。

そのために、一人ひとりのライフスタイルを環境負荷の少ないものへと転換し、また、地域資源を循環的に活用し発展していく環境配慮型事業活動の確立が求められます。

わたしたちは、地域の豊かな自然との共生を確保し、地球にやさしい『環境負荷の少ない自立循環のまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 循環型社会の構築

●地域資源の活用

【バイオマスの総合的利用と再生産】

バイオマスを含めた再生可能エネルギーは、「気候変動枠組条約」における取り扱い上、二酸化炭素排出量が計上されないこととなっているので（カーボンニュートラル）、地球温暖化対策に大きく貢献するものと位置づけられています。

そこで、市では地域内でのエネルギー循環利用の面からもバイオマス由来燃料（バイオディーゼル燃料「BDF」）を公用車に使用することとなりました。

このBDF事業は、「新城ふるさと銀行本店」による提言から始まったもので、市内の業者からBDF燃料を購入し、公用車である廃棄物収集用トラック（2t）に使用しています。今後はBDFに適應する公用車を順次増やし、利用拡大を図っていきます。

■平成20年11月からBDF燃料を使用し、月平均約200リットルを消費しています。



BDF燃料を使用した「廃棄物収集用トラック（公用車）」

【環境配慮型事業の推進】

市では、「新城市環境と安全に配慮した農業推進方針」を平成20年10月に制定しました。本市の農業を環境と安全に配慮したものとしていくため、家畜糞尿などのたい肥の施肥や稲わらのすきこみなどにより土壌に有機物を供給することを基本として、化学肥料、農薬の依存を減らし生産性や品質の向上を図りながら、環境負荷を低減した持続可能な農業を目指すことを目標としています。

- 「たい肥循環」：牛糞をたい肥化したものを水田にまき、そこで刈り取られた飼料を牛の餌とするもので、市内での耕畜連携した取り組みとして積極的に展開しています。

●健全な水循環

【健全な水環境の構築・強化】

国で示された「水道ビジョン」を受けて、市では新たな視点に立った「新城市水道ビジョン」を平成20年5月に策定しました。このビジョンでは、平成28年度までを計画期間として、水道事業が抱えている課題に対する基本的な方針や将来像の実現に向けた各種施策などを定めています。「安全な水を安定的に供給する」という目標を目指し、現状把握や課題整理をしたうえで施策の設定を行っています。

「目標期間内における達成すべき4つの施策」

- 1 運営基盤の強化・顧客サービスの向上
外部委託の導入、官民連携などの様々な形態による連携方策などを検討し、本市にとって最適かつ経済的で持続可能な水道事業の運営形態の確立を目指します。
- 2 安心・快適な給水の確保
水源水質の監視システムなどを導入した水質監視の強化、配水管の定期的な洗浄や更新の実施に努めます。
- 3 災害対策などの充実
老朽化施設の修繕・更新を行い、特に石綿管については計画的に解消を図るよう計画します。耐震性貯水槽の建設および耐震型配水池の増設など災害対策備蓄水拠点の整備を検討します。
- 4 環境・エネルギー対策
水道事業では自然環境の保全への取り組みが水源水質の維持や水量の確保につながることから、事業全体を通じて環境負荷の低減化に取り組むなど環境、エネルギー対策に努めます。



【広域連携の強化・推進】

上流から下流まで、豊かで質の良い水の恩恵を確保するために、豊川流域圏全体を見据えた取り組みを行っています。

「新城市水道ビジョン」で掲げた施策の一つ「環境・エネルギー対策」では、「水源基金による人材育成」として、有収水量1 m³あたり1円を拠出し、(財)法人豊川水源基金の水源林保全流域協働事業による水源涵養等の事業を拡充していくこととしています。これまでも、この拠出金を財源として水源林の整備や水源林整備のNPO法人が設立されています。

【河川・池沼等の水質保全】

市では、豊川水系27河川、矢作川水系1河川において、年2回、定期的に河川水質調査を実施しています。

- 「調査箇所」
- ・新城地区 豊川水系で13か所
 - ・鳳来地区 豊川水系で15か所
 - ・作手地区 豊川水系および矢作川水系で4か所

「河川水質調査地点」



1	錦砂川	9	杉川	17	巴川（豊川）	25	榎原川
2	五反田川	10	深沢川	18	海老川	26	大津谷川
3	大宮川	11	大入川	19	音為川	27	宇連川
4	半場川	12	原川	20	大井川下流	28	大島川下流
5	沖野川	13	宇利川	21	新戸川	29	小滝川
6	田町川	14	大井川	22	黄柳川	30	巴川（矢作川）
7	幽玄川	15	分野川	23	真立川	31	岩波川
8	野野川	16	谷川	24	阿寺川	32	巴川（豊川）

◇平成20年度河川水質調査結果・夏期

No.	河川名	地区	調査日	水温	PH	DO	BOD	SS	大腸菌群数
1	錦砂川	新城	H20. 9. 9	21.3	7.3	8.8	1.4	1	17,000
2	五反田川	〃	〃	24.0	7.6	9.4	1.5	<1	22,000
3	大宮川	〃	〃	21.1	7.7	9.1	1.5	1	9,500
4	半場川	〃	〃	21.4	7.6	9.3	1.2	<1	54,000
5	沖野川	〃	〃	22.3	7.5	8.0	1.8	<1	92,000
6	田町川	〃	〃	20.4	7.6	9.4	1.7	<1	22,000
7	幽玄川	〃	〃	22.7	7.4	8.6	2.1	<1	92,000
8	野田川	〃	〃	25.9	7.4	8.3	1.9	3	7,000
9	杉川	〃	〃	27.4	7.4	7.6	1.5	1	11,000
10	深沢川	〃	〃	22.1	7.6	9.6	1.6	<1	2,200
11	大入川	〃	〃	22.3	7.6	9.0	1.7	<1	14,000
12	原川	〃	〃	23.0	7.5	8.6	1.9	<1	22,000
13	宇利川	〃	〃	23.8	7.5	8.5	1.9	<1	9,500
14	大井川	鳳来	H20. 9. 8	22.4	7.5	9.4	1.3	<1	54,000
15	分野川	〃	〃	22.6	7.6	8.4	0.8	<1	11,000
16	谷川	〃	〃	24.6	7.5	8.9	1.2	<1	7,000
17	巴川（豊川）	〃	〃	21.4	7.9	10.0	1.0	<1	1,100
18	海老川	〃	〃	24.6	8.1	9.5	1.4	<1	9,500
19	音為川	〃	〃	21.9	7.4	9.4	1.2	<1	1,700
20	大井川下流	〃	〃	22.8	7.5	9.2	<0.5	<1	92,000
21	新戸川	〃	〃	21.6	7.5	9.0	1.4	<1	28,000
22	黄柳川	〃	〃	22.7	8.0	10.3	1.7	1	4,900
23	真立川	〃	〃	20.6	7.8	9.1	1.5	<1	4,900
24	阿寺川	〃	〃	20.8	7.8	9.1	1.5	<1	2,300
25	槇原川	〃	〃	24.7	8.0	9.7	1.5	1	1,100
26	大津谷川	〃	〃	23.9	7.4	9.5	1.5	<1	1,100
27	宇連川	〃	〃	26.0	7.9	10.3	1.3	<1	930
28	大島川下流	〃	〃	22.6	7.7	10.4	0.7	<1	980
29	小滝川	作手	H20. 9. 10	19.7	7.3	8.8	<0.5	1	1,100
30	巴川（矢作川）	〃	〃	20.6	7.4	8.7	<0.5	<1	1,700
31	岩波川	〃	〃	19.0	7.4	9.3	<0.5	<1	980
32	巴川（豊川）	〃	〃	21.2	7.6	10.4	<0.5	2	680



市内河川での採水の様子

◇平成20年度河川水質調査結果・冬期

No.	河川名	地区	調査日	水温	PH	DO	BOD	SS	大腸菌群数
1	錦砂川	新城	H21. 2. 10	10.6	7.0	10.8	<0.5	<1	3,500
2	五反田川	〃	〃	12.2	7.7	10.7	0.9	6	260
3	大宮川	〃	〃	9.4	7.7	11.4	1.0	3	330
4	半場川	〃	〃	9.8	7.6	11.1	1.1	1	11
5	沖野川	〃	〃	10.5	7.4	10.9	1.8	2	21
6	田町川	〃	〃	10.3	7.5	11.3	0.7	1	39
7	幽玄川	〃	〃	9.0	7.4	11.5	3.2	<1	17
8	野田川	〃	〃	10.9	7.3	10.9	1.0	1	9.2
9	杉川	〃	〃	7.7	7.1	11.9	1.2	1	33
10	深沢川	〃	〃	9.2	7.4	12.7	0.6	<1	22
11	大入川	〃	〃	10.0	7.5	11.5	0.6	<1	11
12	原川	〃	〃	9.3	7.2	11.5	0.9	<1	33
13	宇利川	〃	〃	8.2	7.3	11.4	0.8	1	14
14	大井川	鳳来	H21. 2. 9	8.1	7.5	13.9	0.7	<1	220
15	分野川	〃	〃	8.3	7.5	14.5	1.0	<1	11
16	谷川	〃	〃	7.8	7.3	15.2	0.9	<1	26
17	巴川（豊川）	〃	〃	5.6	7.3	15.3	1.1	<1	13
18	海老川	〃	〃	5.9	7.4	15.4	1.3	<1	11
19	音為川	〃	〃	6.3	7.3	15.7	1.0	<1	26
20	大井川下流	〃	〃	7.4	7.4	13.6	2.4	2	210
21	新戸川	〃	〃	6.5	7.3	13.9	1.2	<1	460
22	黄柳川	〃	〃	5.6	7.6	15.0	1.4	<1	130
23	真立川	〃	〃	5.2	7.5	15.2	1.3	<1	12
24	阿寺川	〃	〃	5.0	7.4	14.6	1.2	<1	27
25	槇原川	〃	〃	6.9	7.4	15.9	1.3	<1	17
26	大津谷川	〃	〃	7.4	7.0	14.7	1.0	<1	9.3
27	宇連川	〃	〃	8.6	7.2	13.4	0.9	<1	7.8
28	大島川下流	〃	〃	7.5	7.9	14.9	1.1	<1	14
29	小滝川	作手	H21. 2. 10	7.4	7.3	12.2	<0.5	<1	11
30	巴川（矢作川）	〃	〃	8.0	7.3	11.3	0.6	<1	13
31	岩波川	〃	〃	8.2	7.2	11.7	<0.5	<1	4.5
32	巴川（豊川）	〃	〃	8.9	7.2	11.8	0.6	<1	2.0

●ごみ減量（3Rの推進）

【もったいない啓発活動】

《しんしろエコショップ認定制度》

市では、3R（「Reduce」：リデュース、「Reuse」：リユース、「Recycle」：リサイクル）の取り組みを自主的に実施する販売店などに対し、市が市民とともに審査認定する「しんしろエコショップ認定制度」を実施しています。この制度は、事業所の取り組みを市民が評価・利用することにより、市民・事業所・行政が協働で市全体のごみの減量並びに限りある資源の保護等に努めることに対する意識の高揚を図ることを目的としています。

認定を受けた販売店などは「しんしろエコショップ認定シール」の交付と販売店などの取り組みを市のホームページや広報で紹介しています。

認定審査は、公募市民による「しんしろエコショップ認定審査員」5名の方（平成20年

度末時点)が、認定販売店の現地審査や認定会議により行っています。

こうした取り組みをとおして、積極的に情報提供を行い地域の活動も支援することとしています。

「しんしろエコショップ認定の評価」

- ・ RRR (トリプルアール) ... 3Rの取り組み全てを実施している販売店。
- ・ RR (ダブルアール) ... 3Rのうち2種類の取り組みを実施している販売店。
- ・ R (シングルアール) ... 3Rのうち1種類の取り組みを実施している販売店。

◇しんしろエコショップ認定販売店 (平成20年度末現在)

No.	販売店名	行政区	業種	認定種類	認定日
1	織田商店 (廃業により登録抹消)	有海	酒類販売	R	H21.7登録抹消
2	新城無線	栄町	家電販売	RR	H18.1.26
3	岡田屋電機商会	新城中町	家電販売	R	H18.2.9
4	マルブン	栄町	衣料品販売	RR	〃
5	ピアゴ新城店	的場	小売百貨	RRR	〃
6	日野屋商店	本町	酒蔵	RRR	H18.2.21
7	寝具の夏目	富沢	寝具販売	RRR	〃
8	渡辺カメラ	新城中町	カメラ・現像	RR	H18.3.17
9	ミドリヤ	緑が丘	食料品など販売	RRR	〃
10	沢田畳店	平井	畳製造販売	RRR	〃
11	(株)つくで手づくり村	市場	農産物販売など	RRR	H19.2.19
12	平田畳店	本郷	畳製造販売	RRR	〃
13	リオスオジマヤ電気	内金下	家電販売	RR	〃
14	(有)伊藤食料品店 (スーパー長篠店)	内金下	食料品など販売	RRR	〃
15	電化プラザマツシタ長篠店	内金上	家電販売	RR	〃
16	岡本屋酒店	本郷	酒類販売	RRR	〃
17	大林酒店	大野	酒類販売	RRR	H19.6.20
18	みどり写真館	大野	カメラ・現像	RRR	〃
19	かくたけ酒店	大野	酒類販売	RR	〃
20	高木ミシン電機ストア	大野	家電販売	RR	〃
21	auショップ新城	片山	携帯電話販売	RR	〃
22	鈴木達也行政書士事務所	栄町	行政書士事務所	RRR	H20.9.5
23	(株)バロー新城店	野田	食料品など販売	RRR	〃



公募市民審査員による認定審査の様子

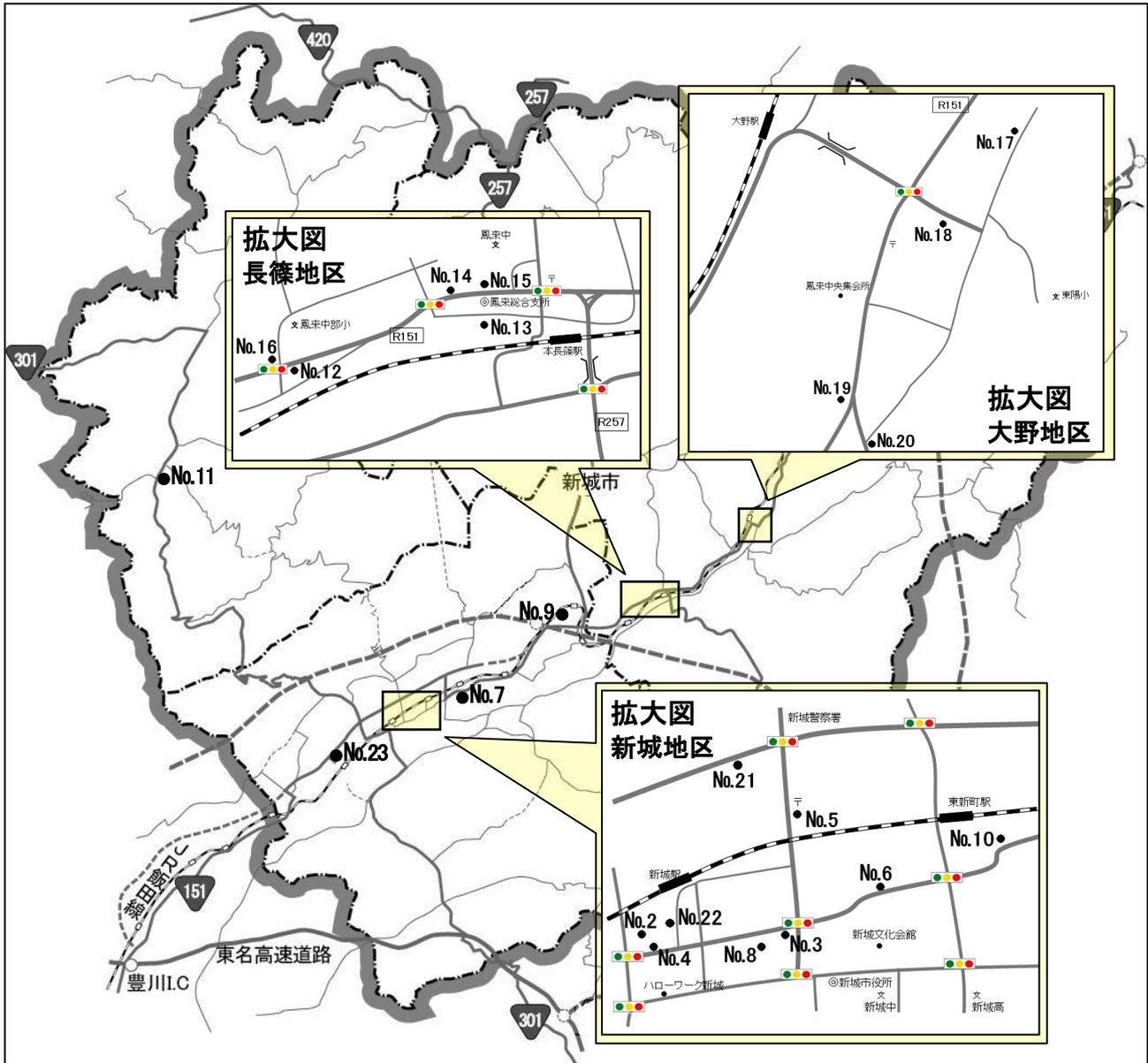


販売店などの様子 (バロー新城店)



販売店などの様子 (鈴木達也行政書士事務所)

◇しんしろエコショップ認定販売店の位置



No.	販売店名	取り組み内容など
1	織田商店 (廃業により登録抹消)	
2	新城無線	販売した商品の修理 (リユース)、商品の分別処理など (リサイクル)
3	岡田屋電機商会	使用済電池のリサイクル (リサイクル)
4	マルブン	販売した商品の修理 (リユース)、切れ端を利用した名札生地の配布 (リサイクル)
5	ピアゴ新城店	マイバッグ持参運動など (リデュース)、納品箱の再使用 (リユース) 容器包装のリサイクルなど (リサイクル)
6	日野屋商店	分離型キャップの採用 (リデュース)、一升びんの回収および再使用 (リユース)、酒粕の販売 (リサイクル)
7	寝具の夏目	再生可能な布団の製造販売 (リデュース)、古綿再生の取り組みなど (リユース)、古綿を畑肥料として還元 (リサイクル)
8	渡辺カメラ	フィルムケースなどの再使用 (リユース)、フィルムパトローネの分別 (リサイクル)
9	ミドリヤ	レジ袋の削減の取り組み (リデュース)、一升びん・ビールびんの回収・引渡 (リユース)、容器包装のリサイクル (リサイクル)
10	沢田畳店	ごみを出さない店の方針 (リデュース)、畳床の再使用 (リユース) 畳材料の再利用 (リサイクル)

11	㈱つくで手づくり村	マイバッグ持参の推進(リデュース)、通い箱の使用など(リユース)「おから」の再生利用など(リサイクル)
12	平田畳店	古畳、ござなどをゴミにしないお店の意識(リデュース)、古畳の補修など(リユース)、畳材料の再利用(リサイクル)
13	リオスオジマヤ電気	販売した商品の修理(リユース)、使用済電池のリサイクルなど(リサイクル)
14	(有)伊藤食料品店(スパ-長篠店)	惣菜のばら売りなど(リデュース)、仕入れにコンテナなどを利用(リユース)、白色トレイの回収など(リサイクル)
15	電化プラザマツシタ長篠店	販売した商品の修理(リユース)、使用済電池のリサイクルなど(リサイクル)
16	岡本屋酒店	お酒の量り売りなど(リデュース)、一升びん・ビールびんの回収(リユース)、チラシに再生紙を使用など(リサイクル)
17	大林酒店	包装紙などの簡素化の呼びかけ(リデュース)、一升びん・ビールびんの回収(リユース)、店頭で分別ボックスを設置(リサイクル)
18	みどり写真館	レジ袋の削減(リデュース)、カメラの修理を推奨(リユース)使い捨てカメラなどのリサイクル(リサイクル)
19	かくたけ酒店	一升びん・ビールびんの回収(リユース)リユースできないびんのリサイクル(リサイクル)
20	高木ミシン電機ストア	販売した商品の修理(リユース)電球・蛍光灯のリサイクル回収など(リサイクル)
21	auショップ新城	待合スペースに不用の絵本などを使用(リユース)使用済携帯電話のリサイクル(リサイクル)
22	鈴木達也行政書士事務所	パソコン画面での表示による紙使用の削減(リデュース)、オフィス用品のリユース品使用(リユース)、廃段ボールの活用(リサイクル)
23	㈱パロー新城店	マイバッグ・マイバスケットの販売など(リデュース)、納品箱の再使用(リユース)、容器包装のリサイクルなど(リサイクル)

【ごみ分別・収集・処理体制の整備】

ごみ減量の取り組みの基本は、①ごみになるものを減らすこと(Reduce)、②再使用すること(Reuse)、③再生利用すること(Recycle)です。

市民や事業者がごみになるものをできるだけ使わない・買わないこと、また、身の回りにあるものを長く大切に使うこと、そして、ごみとして排出されるものは、分別を徹底し、再生利用を進めるとともに適正処理することに取り組んでいます。

市では、可燃ごみを焼却処理するクリーンセンターと焼却灰や埋立ごみを処理する4つの最終処分場を運用し、適正処理や維持管理を行うことで、施設の延命化を図っています。

また、毎月1回各行政区において行われている資源回収では、区の公民館や集会場などを会場とし、家庭で分別したものを種類ごとに排出しています。区長、生活環境委員を中心に区民が区民の分別指導に当たるなど、円滑に資源回収が行えるよう工夫しながら取り組んでいます。回収したものは、資源回収業者等を通じ、再資源化処理しています。

◇平成20年度 一日あたりのごみ排出量

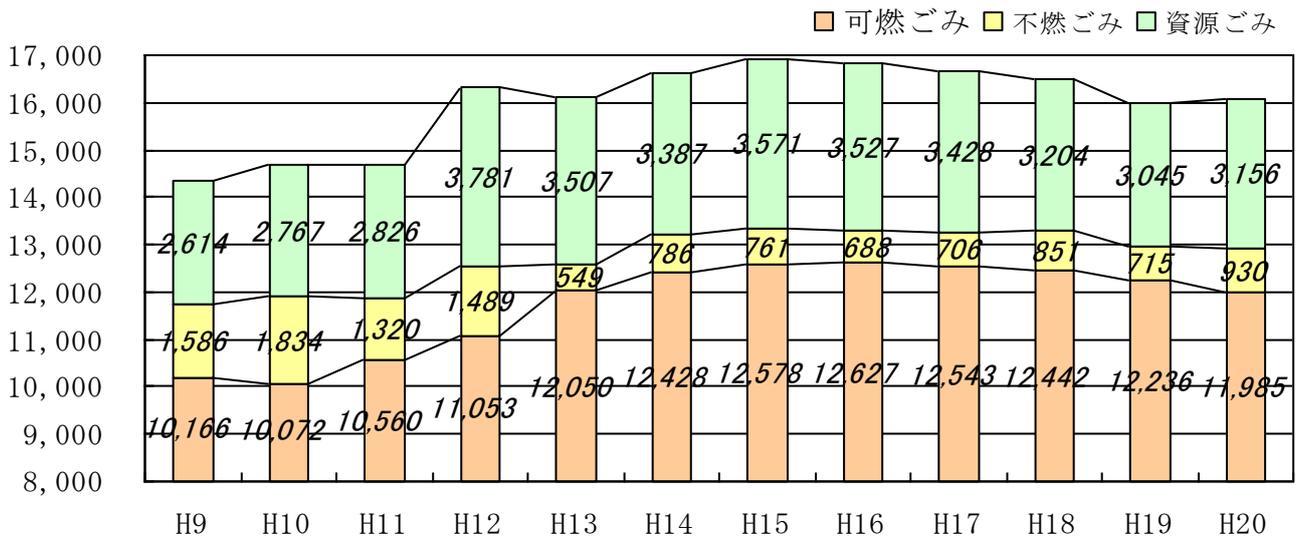
	1人あたり	1世帯あたり
可燃ごみ	636.0 g (645.2 g)	1,993.5 g (2,050.2 g)
不燃ごみ	49.4 g (37.7 g)	154.7 g (119.8 g)
資源ごみ	167.5 g (160.6 g)	525.0 g (510.2 g)
計	852.9 g (843.5 g)	2,673.2 g (2,680.2 g)

人口：51,628人
(外国人除く)
世帯数：16,471世帯

※ ()内は、平成19年度の数値

※人口及び世帯数は、平成20年10月の数値。(廃棄物処理実態調査より)

ごみ排出量の推移



※平成17年10月1日以前の数値は、旧市町村の実績合計値。(廃棄物処理実態調査より)

※不燃ごみは、埋めるもの、有害なもの、粗大ごみ(家電4品目含む)の合計値。

《生ごみ処理器等設置費補助金交付制度》

市では、家庭から出る生ごみの減量化対策の一環として、コンポスト化容器または電気生ごみ処理機の設置に対し補助金を交付する「生ごみ処理器等設置費補助金交付制度」を行っています。補助限度額はコンポスト2,000円/基、電気式15,000円/基です。

◇生ごみ処理器等設置費補助金交付実績

年度	設置基数		補助金総額	補助金限度額(1基)	
	コンポスト	電気式		コンポスト	電気式
H18	15基	30台	445,900円	2,000円	15,000円
H19	26基	19台	314,800円	2,000円	15,000円
H20	35基	19台	340,400円	2,000円	15,000円

《レジ袋削減プロジェクト》

市では、近隣市町村(豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村、小坂井町)と協働して、ごみの発生抑制につながるレジ袋削減に向けた広域的取り組みを実施しています。

取り組みの内容は、レジ袋の削減に向けた実施可能性調査や、東三河8市町村が自治体域を越えて連携したレジ袋削減の方策(有料化)の検討、マイバッグの啓発活動などを実施するものです。本市においても管内での消費者への啓発活動、レジ袋の使用状況調査、事業所への参加協力の呼びかけなどを行っています。

このプロジェクトの推進にあたっては、市内の3つの住民団体(しんしろ環境あいうえお会議、新城市生活学校、生活学校つくで)と13事業所、行政の三者による「レジ袋削減推進協議会」を平成20年11月に設立し推進しています。平成21年4月のスタート時点では、レジ袋の無料配布を中止(有料化)する市内協力店舗は、17店舗になりました。

◇レジ袋有料化実施店舗

店舗名	店舗名
Aコープ（しんしろ店）	株式会社ドラッグスギヤマ（新城東店）
Aコープ（作手店）	株式会社バロー新城店
Aコープ（八名店）	マイティドラッグ薬局
カネキ商店	有限会社マルイチ（本店）
株式会社ジップドラッグ（長篠店）	有限会社マルイチ（野田店）
株式会社ジップドラッグ（新城店）	株式会社三河猪家
食彩広場大野店	ヤマ九酒店
食彩広場長篠店	ユニー株式会社ピアゴ新城店
株式会社ドラッグスギヤマ（新城店）	※平成21年5月には、新城設楽クリーニング組合の7店舗が加わり、24店舗となっています。

〈マイバッグ持参状況調査・啓発活動〉

住民団体とともに、店頭でのマイバッグ持参状況調査やアンケート調査、取り組みの趣旨説明のため事業者（店舗）戸別訪問を行いました。また、協働自治体で合同のレジ袋削減の啓発チラシ「やらマイバッグかわら版」を作成し、ホームページへの掲載や配布をしています。

マイバッグ持参状況調査の実施は、レジを通過した方のうち、マイバッグやその他のものを持参した人数、レジ袋などをもらわなかった人数を目視で調査しました。



かわら版のキャラクター
やらマイバックン

◇マイバッグ持参状況調査結果

	豊川市 (9店舗)	蒲郡市 (3店舗)	新城市 (5店舗)	田原市 (2店舗)	小坂井町 (3店舗)
マイバッグ持参率	15.5%	21.6%	15.9%	20.7%	11.4%
レジ袋辞退率	18.8%	23.8%	20.4%	23.5%	15.1%

※スーパーマーケットを中心に実施（平成20年度までの結果）

〈レジ袋有料化参加店を募集中〉

市では、レジ袋削減の効果をより高めるため、有料化に取り組んでいただける市内の店舗を募集しています。

「参加の要件」

- レジ袋の無料配布を中止（有料化）すること。
 - レジ袋の辞退率80%以上をめざすこと。
 - レジ袋を販売し、収益金が出た場合は環境保全活動や社会貢献活動に使用すること。
 - レジ袋の削減効果（辞退率・販売枚数など）を報告すること。
- （これらの要件を「協定」として交わさせていただきます。）

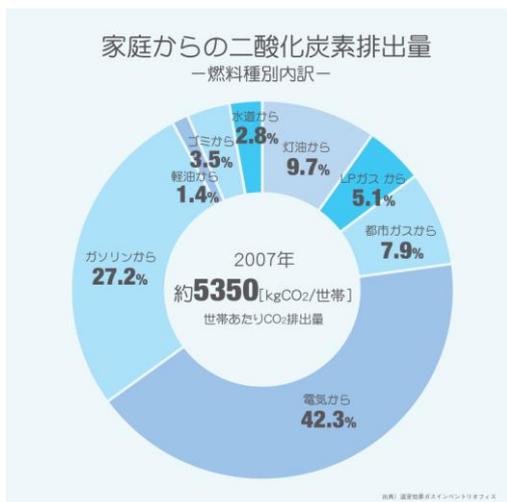
※詳細は、生活衛生課（電話0536-22-0521）までお問い合わせください。

2 地球環境問題

●ライフスタイルの見直し

【省資源・省エネ行動】

日々深刻化している地球温暖化問題などに対し、具体的な行動へとつながる「きっかけ」となるような取り組みとして、家庭で使用している電気やガソリンなどの燃料の「ムダをなくす気持ち」や「省エネ行動」を促進するための機器のモニター制度を実施しています。《「省エネナビ」モニターの募集》



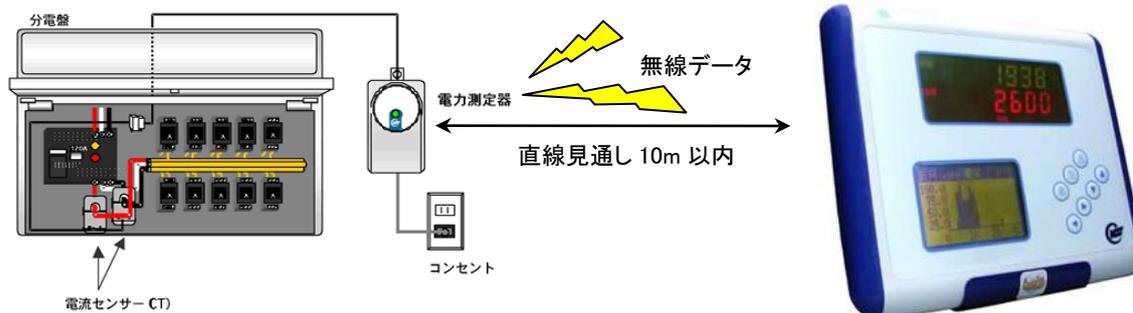
地球温暖化の原因とされる二酸化炭素は、家庭のさまざまなところから出されています。「家庭からの二酸化炭素排出量グラフー燃料種別内訳ー」からも分かるように、照明・家電製品といった電気を使うところが一番多く、次に自動車、給湯、暖房などのガソリンや灯油、ガスを使う部分で順に多くなっています。私たちの家庭生活から排出される二酸化炭素のうちで、照明や家電製品、自動車です約3分の2以上も占めていることとなります。

(出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>) より

市では、家庭での電気使用のムダをなくす気持ちや省エネ実践行動の促進を図るため、家庭内の電気使用量を金額などに換算し、省エネ達成度などをリアルタイムに表示する機器「省エネナビ」を貸出し、楽しく省エネを実践していただくためのモニターを募集しています。

- ◆平成20年度末現在のモニター数（世帯）：17名（世帯）（継続者を含む延べ人数）
- ◆モニター参加者の声（抜粋）

- ・省エネナビのランプが青色(前年より省エネ)になるよう家族で楽しめた。
- ・掃除機の電気使用量が意外に高かった。以後、小さいホウキとチリトリが登場する機会が増えた。
- ・長電話が電話代だけでなく、電気もよく使うことに驚きました。
- ・生ごみ処理機は電気を多く使うような気がして、あまりエコではないと感じた。
- ・省エネナビの設置当初は、電気の節約を努力していたが時がたつにつれて省エネの意識が薄らいでしまった。 など



《「燃費マネージャー」モニター募集》

日頃からよく使う自動車の運転の仕方を工夫し、ガソリンのムダな使用をなくす気持ちの喚起・高揚や、エコドライブの促進を図ることを目的として、瞬間燃費や平均燃費などを表示するリアルタイムデジタル燃費計「燃費マネージャー」を貸し出すモニター制度を行っています。

◆平成20年度末現在のモニター数：

7名（事業所を含む）



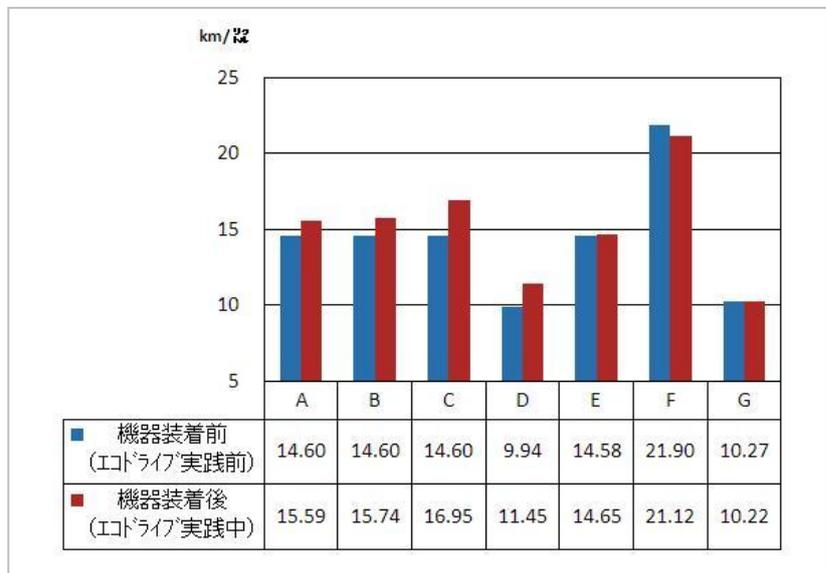
◆モニター参加者の声（抜粋）

- ・数字で燃費がわかることで、自分が頑張っているという実感がわく。
- ・運転の仕方が燃費マネージャーの数字にすぐ反映されるところがおもしろく、いかに燃費の最高値を出すかを考えながらのドライブで飽きずにモニター活動ができた。
- ・一度取り付ければ、どのようなときに燃費が悪くなるかわかるので、取り付けた意義は大きかった。また、エコドライブは安全運転にもつながると感じた。 など

〈燃費データの比較〉

グラフの燃費データは、平成20年11月から平成21年5月までの間で、約3か月間計測した平均データを集計したものです。

参加者の中には、エコドライブ実施前に比べ15%以上も燃費が向上した方や、エコドライブテクニックの習熟度が上がった方など、機器を取り付けたことで運転に対する意識が変わり、エコドライブを強く心がけることにつながっているようです。



《「エコワット」の無料貸し出し》



「省エネナビ」や「燃費マネージャー」など具体的な省エネ行動に結びつけてもらうためのモニター制度に続き、電気料金、使用電力量、二酸化炭素排出量を把握できる機器「エコワット」の貸出も行っています。

設置は、機器をコンセントに差し込み電化製品をつなぐだけなのでとても簡単に使用でき、必要以上に電気を使っていないかをチェックできます。

「エコワット」利用者は、テレビ・炊飯器・冷蔵庫・電気ポットなどで電気量等を測定しており、利用後のアンケートの中には「家電を買い替えるきっかけになりそうだ。」と回答している方もいました。

【自然エネルギー利用の促進】

市では、平成16年度より市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することにより環境保全に対する意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業を行っています。

家庭での温暖化対策や自然エネルギー利用促進のためにもこの事業を継続しています。

◇住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付実績

年度	申込件数	総合計出力	補助金額
H16	5件	21.32kW	1,920,000円
H17	5件	23.84kW	2,000,000円
H18	18件	61.36kW	2,852,000円
H19	20件	66.70kW	1,642,000円
H20	24件	102.94kW	2,151,000円



《学校への自然エネルギー等の利用》

東郷西小学校、新城中学校屋内運動場、八名幼稚園に太陽光発電設備を設置しています。校内使用電力の補助や非常時の電力としてだけでなく、環境への負荷低減等環境問題への考え方や発電表示パネルなどを使った環境教育への教材として利用しています。



八名幼稚園の屋根に設置されている太陽光パネル



とても好評の発電表示板

《市営住宅への自然エネルギー等の利用》

作手地区にある市営住宅（開成住宅）には、地産地消となる三河材の使用のほか、太陽光発電システムが設置されています。作手地区の人口減少対策として合併前から計画されていたものですが、新市における施策として、環境との共生、循環型社会の構築をめざした環境へ配慮した住宅が建設されています。

〈開成住宅の主な特徴〉

- ①柱などに地元の三河材を使用
- ②太陽光発電システムを設置（1.84kW×5戸）
- ③安全・安心なオール電化型住宅

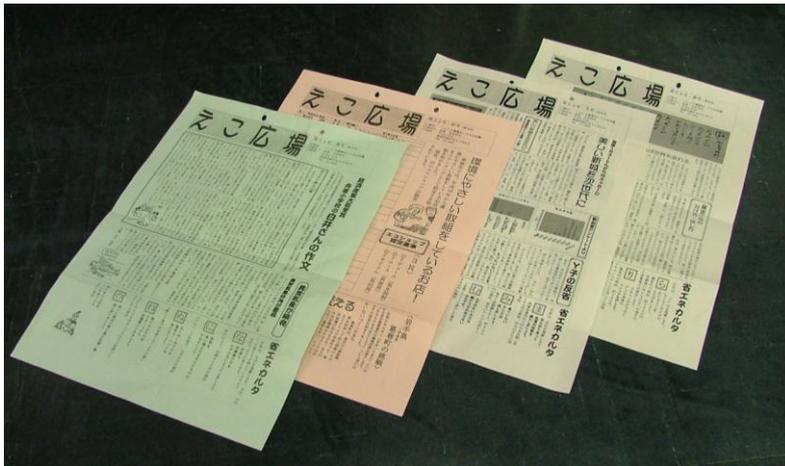
太陽光発電システムの設置にあわせ、オール電化型住宅としたことで、火傷や火災の発生を抑えることにもつながっています。



●働きかけ・連携

【環境活動の輪づくり】

「しんしろ環境あいうえお会議」や「暮らしと環境を考える会-りさいくる21」などの住民団体の活動を支援しています。市では、年4回（春、夏、秋、冬）発行される季刊誌「えこ広場」のお手伝いや、年4回のペースで開催されている「フリーマーケット」などに協力しています。地域住民や事業所、行政がお互いの得意分野を活かし合い、環境活動のさらなる活発化を図ります。



平成20年度中に発行された季刊誌「えこ広場」。

毎月約2,500部を発行し、市の環境課窓口で配布のほか、市民メンバーにより各地区へ配布されています。



第60回記念の「リサイクル・フリーマーケット」開催の様子
場所：新城文化会館はなのき広場

《行政との連携、住民による環境活動など》

環境活動を行っている住民団体の中には、市からの要請を受け、他市町村の視察受入れ時に同席し市民としての意見を述べてもらうなど、市の視察対応にも協力をいただいています。また、市が企画する行事などの市民への情報提供に積極的に関わり、行政側とともに市民参加を促してもらっています。

また、フリーマーケットでは、救援衣料回収活動も行っています。新品の下着・くつした・パジャマ・タオル・タオルケット・シーツや、洗濯済みでシミや痛みのない毛布・ズボン・ジーンズ・Tシャツ・ポロシャツ・トレーナー・セーター・ブラウスなどを受け入れています。

【自治体、NPO、NGO等との連携】

《エコドライブ講習会の開催》

他の自治体と共同主催で環境問題やその解決手法をテーマとしたイベントを実施しています。平成20年10月に行った「エコドライブ講習会〈エコトレーニング〉」では、市民を対象に、日々の生活に欠かせない自動車における地球温暖化防止のための燃費向上技術を習得していただく講習会を開催しました。

この事業は愛知県、JAF、豊川市、新城市の共催でユタカ豊川自動車学校を会場に開催しましたが、企画段階からそれぞれの得意分野を活かした準備を行うなど、より効率的な事業を実施することができました。

■平成20年10月5日開催。燃費計を取り付けた車両（公用車）5台を使用し、14名の方が参加されました。



《つくで祭りでの啓発》

毎年行われる「つくで祭り」において、愛知県の職員（環境保全課など）とともに、環境ブースを設置し環境保全に対する啓発活動などを実施しました。

市では、「チーム・マイナス6%しんしろ」への登録を啓発し、県では臭気の簡易テストを実施しました。



環境問題への対応は、ひとつの自治体で完結するものではありません。近隣自治体や、同じような問題を抱えている他の自治体などと協働のプロジェクトなどを実施していくことが、市の環境施策の推進力となっています。

環境ビジョン 5

みんなで取り組むまち

21世紀の自治体のあり方として、自然生態系と共生し、持続的に成長・発展していく地域経済社会を構築することが求められています。

そのために、行政は、職員の資質や環境意識の向上だけでなく、各主体の模範となるよう組織としての機能を高めていくことが重要です。

また、地球環境問題や地域の課題に対し、総合的な視点で取り組むためには、行政の持つ情報をできる限り公開して共有化を図り、地域住民が主体的に地方自治に関わるしくみづくりや支援をしていくことが必要です。

本市は、地域に住む一人ひとりの「気づき」を起点に、その行動を地域の「連携」へと広げ、住民や団体・事業所・行政の協働による「持続可能な市民自治社会」の実現をめざす「エコガバナンス宣言」を行いました。

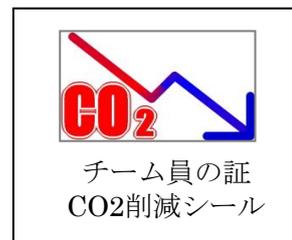
わたしたちは、地球環境問題や地域の課題に対して『みんなで取り組むまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

1 職員力

●職員の資質向上

持続可能な社会を構築していくためには、職員各々が実施している事業に対し、環境に配慮した視点を持つことが必要です。喫急な課題である「気候変動」に対する正しい知識を持ち、職員自ら率先行動するため、全職員を対象に定期的にメーリングリストで環境情報を提供しています。

■マイ6通信発行 Vol.108 ～ Vol.145（計37号発行）



●率先行動

【行動計画と進行管理】

市では温室効果ガス削減や経費削減のため、ひとつの事業所の率先行動として平成20年6月に「新城市地球温暖化実行計画」を策定しました。これにより「ごみ」や「使用燃料」などの管理を実施しています。

■【目標】温室効果ガスの排出量を平成24年度までに平成18年度に対し、6%削減する。

【市民・事業所との連携】

市では地域の方々や事業所に対し、施策の計画段階からの参画を求め、合意形成を図りながら連携して取り組む仕組みの構築に取り組んでいます。

そのひとつに環境基本計画が挙げられます。

この計画は、平成20年3月に策定された総合計画を環境面で後押しするものとして、市民のみなさんと常にオープンな会議のもとで平成20年10月に策定しました。

今後、その計画を「市民自治社会の実現」に向け、事業所との有機的な連携により進めていきます。

2 市民力

●リーダー養成

市では、環境問題について関心をもち、知識を得るにとどまらず、環境保全のためのスキルを習得し、自ら行動するとともに、職場や地域社会においてリーダーシップを発揮し得る「環境リーダー」を養成する講座を開催しています。



また、広大な市域の約84%を占める森林は本市の特徴ですが、森林の有する公益的機能を保持するために行政・NPOなどが連携し、森林を整備していく人材（ボランティア）を指導するリーダーを育成するための「森林ボランティアリーダー養成講座」を実施しました。同講座は地域再生計画「森とひとを育てる森林総合産業創出プロジェクト」の一環として行われ、平成20年度においては市内外から約100名ほどが参加し、あわせて、会場となったおよそ1haの森林

（市有林など）が整備されました。

●活動の促進

環境問題の多くは、個々の取り組みだけでは解決できません。個人の取り組みからグループの取り組みへ、また、それが行政区域を越えた取り組みになっていくことも重要です。

こうしたことから、初めての試みとして豊川市の市民団体と交流する機会を設け、情報交換しました。

◆平成20年7月2日実施 24名参加

その後、団体間でイベント情報や取り組みのノウハウについての交換が続いています。



また、情報提供をさまざまなかたちで事業者や市民のみなさんに届けることは、パートナーシップを構築するうえで非常に重要です。市では広報やホームページを利用しながら、さまざまな情報を提供しています。

毎月1回発行される「広報しんしろ・ほのか」においては、環境情報ページとして「エコとびっくす」を掲載しています。また、特に市民にPRすべき環境情報は、広報担当課と調整を図り、特集記事として掲載します。

◇広報への情報掲載状況

月（発行月）	掲載した主な環境情報
5月号（4月）	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ調査の実施 ・委員募集（キャンドルナイト実行委員会・環境審議会） ・太陽光発電システム設置費補助金交付 ほか
6月号（5月）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の日・環境月間 ・親と子の環境講座開催のお知らせ ・環境基本計画（案）への意見募集 ほか
7月号（6月）	<ul style="list-style-type: none"> ・親と子の走る環境教室開催のお知らせ ・燃料電池自動車体験乗車会開催のお知らせ ・可燃ごみ袋 変更のお知らせ ほか
8月号（7月）	<ul style="list-style-type: none"> ・モニター募集（省エネナビ、マイバッグ） ・みんなでやらまい。マイバッグでお買い物 ほか
9月号（8月）	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル情報コーナーを活用しよう ・「不都合な真実」DVD貸出受付中 ・エコドライブ講習会開催のお知らせ ほか
10月号（9月）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境講座「高度1万からのメッセージ」開催のお知らせ ・自動車の燃費計モニター募集 ・ごみ処理施設及びごみ処理方法のご案内 ほか
11月号（10月）	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンドルナイト新城開催のご案内 ・犬の登録と狂犬病予防注射 ・家電リサイクル法をご存じですか ほか
12月号（11月）	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立処分場での取り組みについて ・市民環境講座「地球温暖化～頻発する異常気象や身の回りの出来事との関連～」開催のご案内 ほか
1月号（12月）	<ul style="list-style-type: none"> ・新城市環境基本計画の概要について ・悪臭防止法規制基準変更のお知らせ ほか
2月号（1月）	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみの搬入検査について ・新城市レジ袋削減推進協議会を開催しました ・リサイクル情報 ほか
3月号（2月）	<ul style="list-style-type: none"> ★特集：マイバッグではじめるエコ ・今日から始める省エネ行動 ・家電リサイクル法改正のお知らせ ほか
4月号（3月）	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンドルナイト新城実行委員会委員募集のご案内 ・犬の登録と狂犬病予防注射 ・可燃ごみ収集日変更のお知らせ ほか

このほかにも広報では、みなさんが「譲りたいもの」「譲ってほしいもの」を募集し、譲り合うシステムとして「リサイクル情報コーナー」を設け、毎月掲載しています。

ご家庭で不要となったものでも、みなさんの中にはそれを必要としている人がいます。物を大切に使う意識の高揚のためにもぜひご利用ください。

また、講座開催等に関する環境情報をダイレクトに入手されたい方のために、電子メールや郵送による情報提供も実施しています。

■登録者数 電子メール 13 名、郵送 46 名
希望される方はお気軽にお申し込みください。

3 協働

●エコガバナンス

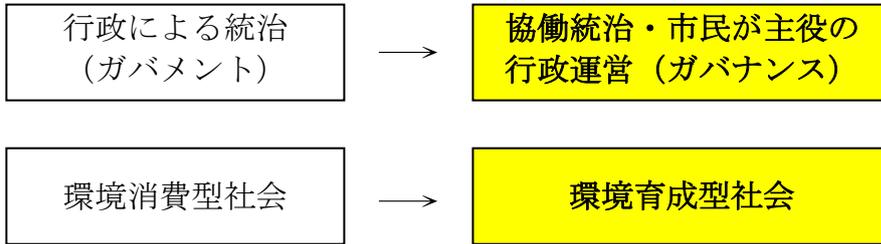
旧新城市は、環境管理の国際規格ISO14001に取り組んできました。「新城市都市環境基本計画」と「新城市環境基本条例」をベースにした環境マネジメントシステムを構築し、平成13年2月の認証取得後も取り組みの内容や職員の資質向上などの継続的改善に努めてきました。

平成17年10月1日、市町村合併により新しい新城市が誕生し、市民・事業所・行政が協働して持続可能な市民自治社会を地域全体でつくりあげていく「しんしろエコガバナンス宣言」(平成18年2月25日)を行い、新たな新城市の環境の取り組みのしくみづくりがスタートしました。

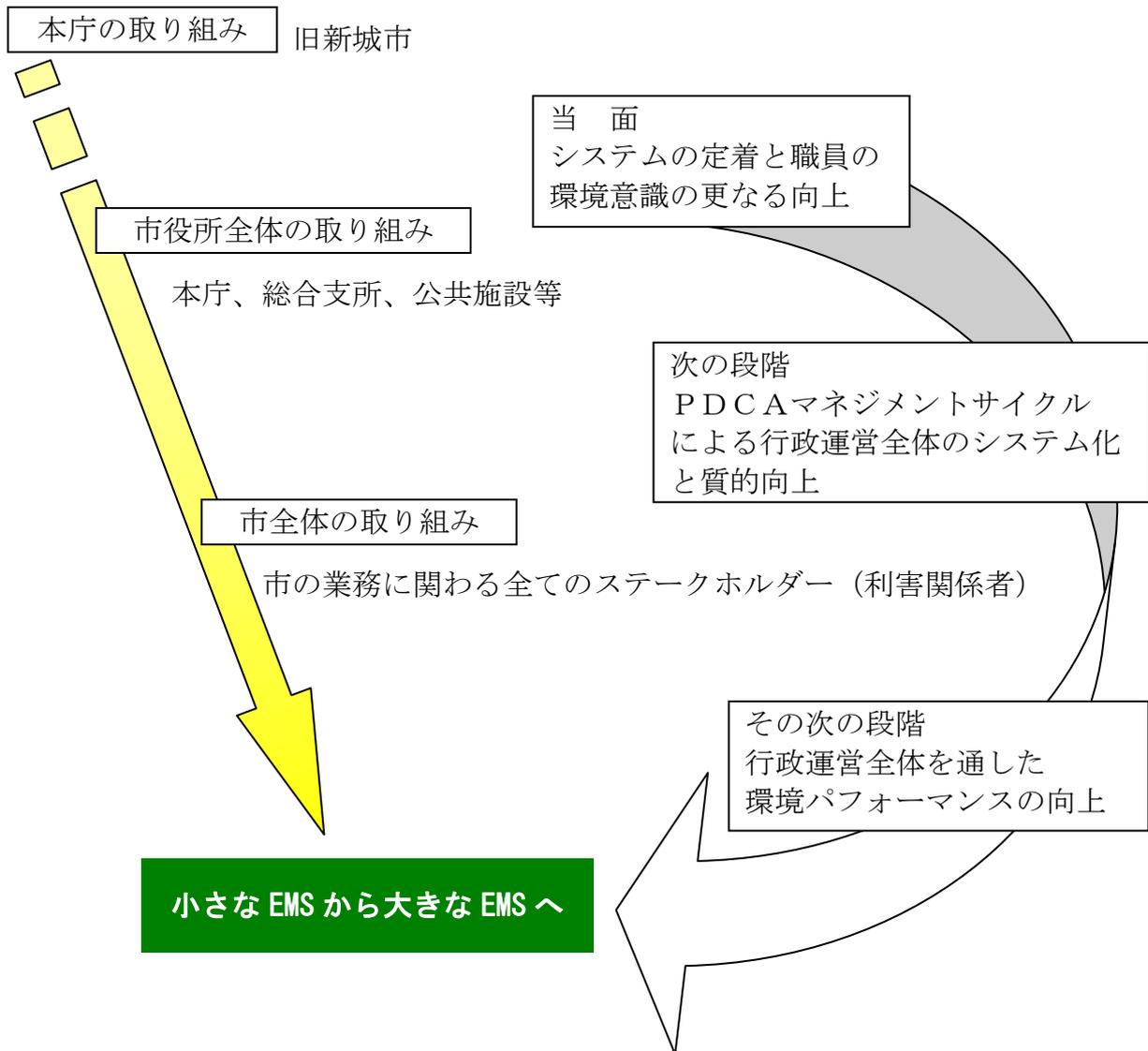
「しんしろエコガバナンス3つの柱」

1. エコオフィス : 紙・ごみ・電気などの取り組みで、事務室や家庭において環境への悪い影響を減らそうとするもの
(環境行動配慮事業)
2. エコアクション : 温暖化防止の取り組みや河川の水質改善、環境ボランティアなど環境を保全・改善しようとするもの
(環境活動改善事業)
3. エコガバナンス : 環境に軸足を置いた市民自治社会の確立と充実をめざし、そのしくみを市民みんなでつくりあげていこうとするもの
(環境連携構築事業)

「しんしろエコガバナンスのめざすもの」



【市町村合併による今後の取り組みの基本方向】



《IS014001 認証取得事業所等連絡会議》

地域における環境に関する取り組みを進めていくには横のつながりが不可欠です。

市では、IS014001認証取得事業所とコミュニケーションを充実することによって、「連携」による環境への取り組みを一層高めていくことを目的として定期的に会議を開催しています。

◇IS014001認証取得事業所等連絡会議名簿（平成20年度末現在）

連絡会議参加事業所	
三菱電機(株)名古屋製作所新城工場	(株)育良精機製作所愛知新城工場
(株)大紀アルミニウム工業所新城工場	BASF INOAC ポリウレタン(株)本社工場
横浜ゴム(株)新城工場	バルカーセイキ(株)
新東工業(株)新城製作所	瀧川オブラート(株)
共和レザー(株)新城工場	光田屋(株)
(株)イノアックコーポレーション八名事業所	新城市商工会
オーエスジー(株)新城工場	(株)トンボ鉛筆 新城工場
中村建設(株)名古屋支店新城営業所	オーエスジー(株)
サミット昭和アルミ(株)新城工場	イズテック(株)
(株)アイデン	新城市
コマツハウス(株)新城工場	

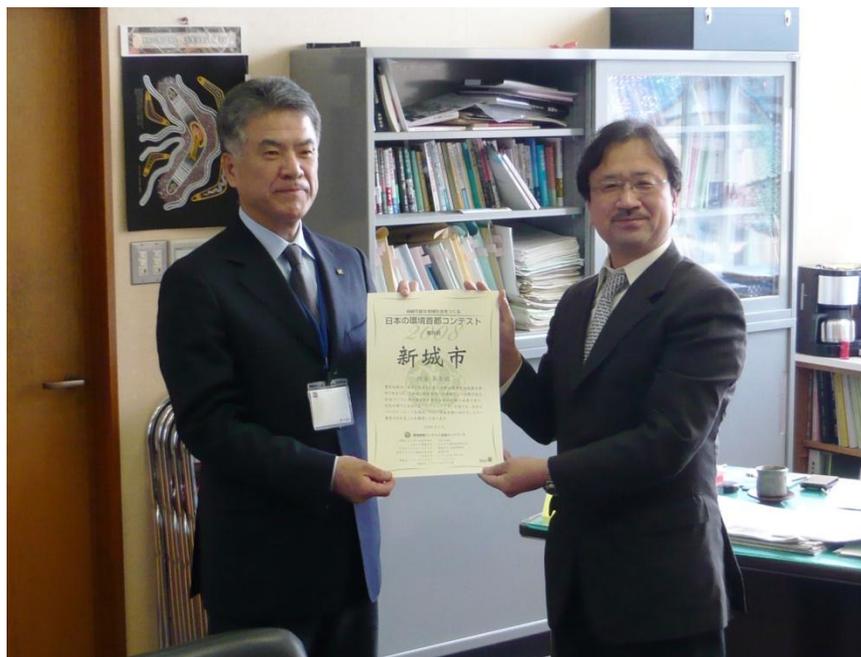
〈会議内容抜粋〉

改正もしくは改正の予定がある環境関連法令のほか、以下のような内容について情報交換しました。



会議実施日	主な内容
5月16日 市民体育館第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・新城市議会3月定例会における議決結果について ・新城クリーンフェスタの実施について ・燃料電池自動車啓発推進事業について ほか
8月20日 市民体育館第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・新城市議会6月定例会及び7月臨時会における議決結果について ・悪臭防止法に係る臭気規制規制区域の動向について ・新城市地球温暖化防止実行計画の策定について ほか
11月18日 市民体育館第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・新城市議会9月定例会における議決結果について ・新城市環境基本計画の制定について ・燃費マネージャーの貸出について ほか
2月16日 勤労青少年ホーム集会室	<ul style="list-style-type: none"> ・新城市議会12月定例会における議決結果について ・環境保全協定の再締結について ・電気自動車推進に係る実証実験事業について ほか

II 環境関連の主な事業 (参考資料)



新城市総合計画の体系

戦略の方向	
目標が達成された姿	個別目標(施策)
基本戦略① 市民自治社会創造	
1-1. 市民と行政が協働する「山の湊」を創る	
1-1-1 市民参加や協働がしやすい環境が整っている	重点 1-1-1-1. まちづくりの協働体制を整備します 重点 1-1-1-2. 情報の発信と共有を進めます
1-1-2 広域連携・交流が進んでいる	重点 1-1-1-3. 市民ニーズを把握します 1-1-2-1. 広域連携・交流を進めます
1-2. 市民が主役の「山の湊」を創る	
1-2-1 市民が主体的に地域の課題を解決しようとしている	重点 1-2-1-1. 市民活動を応援します 重点 1-2-1-2. 地域内分権の担い手を組織します
1-2-2 市民同士の交流や融和が進んでいる	1-2-2-1. 市民交流を進めます 1-2-2-2. 市民融和を進めます
1-2-3 男女共同参画の意識が浸透している	1-2-3-1. 男女共同参画社会をつくります 1-2-3-2. 男女平等意識の浸透を進めます
1-2-4 国際化への対応が進んでいる	1-2-4-1. 多文化共生を進めます 1-2-4-2. 国際交流活動を応援します
基本戦略② 自立創造	
2-1. 地域の魅力を発信する「山の湊」を創る	
2-1-1 市内に多くの人々が訪れている	重点 2-1-1-1. 地域資源を活かした観光戦略を進めます 2-1-1-2. 観光施設を有効に活用します
2-1-2 光ファイバーネットワークを活用した情報の受発信が盛んである	重点 2-1-2-1. 利用可能な情報システムの拡大を進めます 2-1-2-2. 光ファイバネットワークを有効に活用します
2-2. 活気や賑わいを生み出す「山の湊」を創る	
2-2-1 森林が適正に管理され、林業が営まれている	重点 2-2-1-1. 森林の保全・整備を進めます 2-2-1-2. 林業生産活動を応援します 2-2-1-3. 林業基盤の整備を進めます
2-2-2 地産地消や消費者交流など、生命をつなぐ魅力ある農業が営まれている	重点 2-2-2-1. 農業生産物の消費拡大を進めます 2-2-2-2. 農業生産活動を応援します 2-2-2-3. 農業基盤の整備を進めます
2-2-3 まちの賑わいと働く場が確保されている	2-2-3-1. 魅力ある商店街づくりを応援します 重点 2-2-3-2. 企業誘致を進め、雇用を確保します 2-2-3-3. 頑張る中小企業を応援します
2-3. 人が集い暮らす「山の湊」を創る	
2-3-1 快適に移動できる交通体系が整備されている	重点 2-3-1-1. 公共交通網の整備と利用向上を進めます 2-3-1-2. 道路網の整備を進めます
2-3-2 快適に暮らせるまちになっている	2-3-2-1. 活気がある市街地をつくります 2-3-2-2. 安全な水を届けます 2-3-2-3. 下水を処理し水環境を守ります 2-3-2-4. 公園、墓園の整備を進めます 重点 2-3-2-5. 良質な住宅の整備を進めます
2-4. 地域の文化と人を育む「山の湊」を創る	
2-4-1 歴史文化財が継承・活用されている	2-4-1-1. 歴史文化財を継承します 2-4-1-2. 歴史文化財の紹介・活用を進めます
2-4-2 子どもが健やかに育っている	2-4-2-1. 確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます 2-4-2-2. 地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます
2-4-3 いつでも学べる場が用意され、文化・スポーツ活動が盛んに行われている	2-4-3-1. 市民文化活動を応援します 2-4-3-2. 市民スポーツ活動を応援します 2-4-3-3. 生涯学習活動を応援します

基本戦略③ 安全・安心の暮らし創造	
3-1. 健康に暮らせる「山の湊」を創る	
3-1-1 地域の医療体制が整っている	重点 3-1-1-1. 病院、診療所の体制を整えます 重点 3-1-1-2. 地域医療の連携を進めます
3-1-2 みんなが健康づくりに努めている	3-1-2-1. 予防医療を進めます 3-1-2-2. 健康づくりを応援します
3-2. みんなで支え合う「山の湊」を創る	
3-2-1 地域で子育てを応援する意識が広がっている	重点 3-2-1-1. 子どもを生む環境を整えます 重点 3-2-1-2. 子どもを育てる環境を整えます 重点 3-2-1-3. 保育ニーズに対応する保育サービスを進めます
3-2-2 誰もが生きがいを持って社会に参加している	重点 3-2-2-1. 地域内福祉・相互扶助活動を進めます 3-2-2-2. 高齢者の生きがい対策を進めます 3-2-2-3. 障害者の自立を支援します
3-3. 安全に暮らせる「山の湊」を創る	
3-3-1 災害に強いまちづくりができている	重点 3-3-1-1. 地震・防災対策を進めます 重点 3-3-1-2. 災害対応能力を強化します 重点 3-3-1-3. 消防体制を強化します
3-3-2 地域ぐるみの安全対策が進んでいる	3-3-2-1. 防犯活動を進めます 3-3-2-2. 交通安全対策を進めます 3-3-2-3. 消費者支援活動を進めます
基本戦略④ 環境首都創造	
4-1. 環境首都「山の湊」を創る	
4-1-1 環境への理解が浸透している	4-1-1-1. 地域の環境を学びます 4-1-1-2. 地域の環境を調査し紹介します
4-1-2 良好な自然環境が保全されている	4-1-2-1. 農村環境を保全します 4-1-2-2. 森林環境を保全します 4-1-2-3. 水辺環境を保全します
4-1-3 地球温暖化に向けた循環型のライフスタイルが浸透している	重点 4-1-3-1. 循環型社会への取り組みを進めます 4-1-3-2. 廃棄物の適正処理を進めます

事業の評価

①必要性	行政の関与の妥当性
②有効性	施策や成果目標の達成手段としての効果・有効性
③効率性	投入労力・時間・費用に対する効果の度合
④公平性	受益の偏向性、受益者負担割合の妥当性・見直しの余地
⑤適時性	社会経済情勢及び総合計画の基本戦略・PJとの整合性、緊急性

4段階評価による
総合評価に分類

総合評価	目安(各項の条件がどれか1つに該当し、かつ上位評価の条件でないこと。)	事業見直しの必要度
A	●総合点12点以上、かつ必要性・有効性2点以上	事業見直しの必要度が低い (計画どおりの事業実施など)
B	●総合点8点～11点、かつ必要性・有効性2点以上 ●必要性3点 ●適時性3点	
C	●総合点6～7点、かつ必要性・有効性2点以上	
D	●総合点5点以下 ●総合点8点以下、かつ必要性・有効性1点以下	事業見直しの必要度が高い (休・廃止、入れ替えなど)

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		環境への理解が浸透している			総合計画 体系コード	4-1-1	
個別目標	1	地域の環境を学びます					
基本方針	子どもから高齢者まで多くの市民が地域の豊かな自然環境を学ぶことのできるよう野外学習会や観察会、自然講座等の定期開催と充実を進めます。						
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法	
【文化課】 野外学習会の開催		学習会参加者の満足度	-	-	80%	参加者アンケートを実施し満足度を調査	
		参加者数	375	361人	430人	参加者数の把握、参加者数/計画数	
		実施数	8回	9回	9回	実施数/計画数	
		事業に対する評価 ※1					
		必要性	2				
		有効性	3				
		効率性	2				
		公平性	3				
		適時性	2				
		20年度総合評価	12				
担当課判定	A						
主な活動記録		博物館の各分野の学術委員を講師として、1年を通じ様々な学習会を開催。 ◆自然をたのしく学ぶ学習会 ①鳳来寺山カラ沢谷の植物を楽しむ〔鳳来寺山東側の溪谷〕 20年5月6日(祝) 参加人数 50人 ②鳳来寺山の地質(日本の地質百選現地学習)〔鳳来寺山〕 20年5月18日(日) 参加人数 24人 ③鳳来寺山で初夏の生きものとモリアオガエルなどを観察しよう〔鳳来寺山〕 20年6月1日(日) 参加人数 35人 ④貝塚と博物館見学〔田原市吉胡貝塚資料館他〕 20年7月6日(日) 参加人数 21人 ⑤森の生きものを観察しよう〔鳳来寺山〕 20年8月16日(土)~17日(日) 参加人数 18人 ⑥きのこを調べよう〔作手鬼久保広場内リフレッシュセンター〕 20年10月19日(日) 参加人数 75人 ⑦風切山の秋の紅葉を楽しむ〔日吉地内風切山〕 20年11月30日(日) 参加人数 42人 ⑧豊川の水鳥を観察しよう〔桜淵公園周辺〕 21年1月11日(日) 参加人数 36人 ⑨冬の自然探検〔鳳来寺山〕 21年2月8日(日) 参加人数 60人					
市民協働指数	③	・実施場所、観察内容等の工夫。 ・市民の積極的な参加のための広報と理解者の拡大。					
	双方対等	課題					

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		環境への理解が浸透している			総合計画 体系コード	4-1-1	
個別目標	1	地域の環境を学びます					
基本方針	子どもから高齢者まで多くの市民が地域の豊かな自然環境を学ぶことのできるよう野外学習会や観察会、自然講座等の定期開催と充実を進めます。						
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法	
【文化課】 子ども自然講座の開催		講座参加者の満足度	-	-	80%	受講者アンケートを実施し満足度を調査	
		参加者数	-	145人	80人	受講者数の把握、受講者数/計画数	
		実施数	4回	4回	4回	実施数/計画数	
		事業に対する評価 ※1					
		必要性	2				
		有効性	2				
		効率性	2				
		公平性	2				
		適時性	2				
		20年度総合評価	10				
担当課判定	B						
主な活動記録		<p>子どものころから自然の中で、石や虫、草花を観察したり遊んだりしながら、郷土の自然に親しみ、その魅力や大切さを実感する機会として、「子ども自然講座」を開催。</p> <p>◆子ども自然講座</p> <p>①食べられる植物、薬になる植物〔鳳来寺山自然科学博物館〕 20年7月20日(日) 参加人数 10人</p> <p>②金鳳石で硯を作ろう〔鳳来寺山自然科学博物館〕 20年7月23日(水) 参加人数 18人</p> <p>③サワガニや川ムシとあそぼう〔門谷地区、音為川〕 20年8月3日(日) 参加人数 16人</p> <p>④ジュニアナチュラリスト養成楽級「森の学校 山ざる教室」</p> <p>I 植物の見分け方、調べ方(桜淵公園) 20年5月11日(日) 参加者 26人</p> <p>II 森ときのか(桜淵公園) 20年6月8日(日) 参加者 28人</p> <p>III 秋を味わおう(桜淵公園) 20年11月8日(土) 参加者 24人</p> <p>IV 森の構造をみる(桜淵公園) 20年12月7日(日) 参加者 23人</p>					
市民協働指数	③	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの興味を引き出す講座内容を工夫。 こどもの受講環境の整備。 					
	双方対等	課題					

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		環境への理解が浸透している			総合計画 体系コード	4-1-1	
個別目標	1	地域の環境を学びます					
基本方針		子どもから高齢者まで多くの市民が地域の豊かな自然環境を学ぶことのできるよう野外学習会や観察会、自然講座等の定期開催と充実を進めます。					
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法	
【文化課】 屋根のない博物館 ガイドツアーの開催		ツアー参加者の満足度	-	-	80%	アンケート実施（段階5評価）×20	
		参加者数	-	50人	40人	参加者数／目標×100	
		実施数	0	2	2回	実施回数／目標数	
		事業に対する評価 ※1					
		必要性	2				
		有効性	2				
		効率性	2				
		公平性	2				
		適時性	2				
		20年度総合評価	10				
担当課判定	B						
主な活動記録		新城市に広がる様々な自然環境を巡るガイドツアーを開催し、多様で変化に富んだ郷土の自然環境に対する認識を深めるとともに、人材の育成をし、自然環境の保全と共生のまちづくりをめざす。					
		「大断層・愛知の中央構造線」現地見学ツアー					
		第1回 5月9日（金） 参加人数 32名					
		第2回 5月15日（木） 参加人数 18人					
市民協働指数	③	・指導者、現地案内人の育成が重要である。 ・市民の積極的な参加と理解者の拡大を進める必要がある。 ・子どもの興味を引き出す講座内容を工夫する必要がある。 ・子どもの受講環境を整備する必要がある。					
	双方対等	課題					

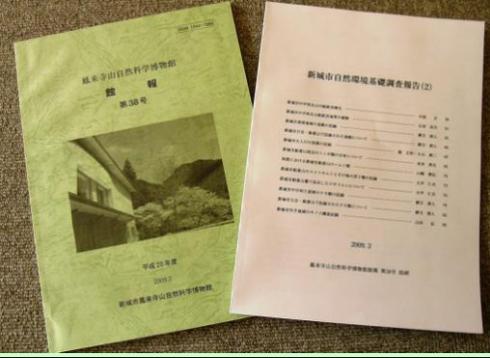
重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		環境への理解が浸透している			総合計画 体系コード	4-1-1	
個別目標	2	地域の環境を調査し紹介します					
基本方針	自然環境の基礎調査を通じ、市内に生息する動植物のデータベースの作成や分布状況の把握、紹介を進め、希少種の保護と市民理解・学習の促進、市の魅力発信につなげます。						
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法	
【文化課】 自然環境基礎調査の実施		調査地域	新城地区	市内全域既存資料収集	—	報告書（館報）の執筆と発行／年	
		調査内容・項目	—	動物・植物・地質	—	調査内容、項目等の確認と検証	
		調査報告書の提出	館報に掲載（5件）	館報38号	年1回発行	館報等へ調査結果の報告（執筆）件数	
		事業に対する評価 ※1					
		必要性	3				
		有効性	2				
		効率性	3				
		公平性	2				
		適時性	2				
		20年度総合評価	12				
担当課判定	A						
【文化課】 自然環境基礎調査の実施		自然環境基礎調査の結果をもとに、絶滅の恐れのある動植物等、野生生物の生息・生育状況を解説した資料集を作成する。					
		平成20年度は、新城・鳳来・作手地域の既存資料調査と収集、調査体制の整備、調査方法の検討、予備調査を実施した。					
		現地調査内容					
		主な活動記録	・舟着山の昆虫相				
			・中宇利大入川の魚類相				
			・作手長の山湿原のクモ類、両生類、船着山の鳥類相				
			・作手高原の菌類				
			・中宇利丸山、作手、大野、県民の森、阿寺の植生				
			・中宇利の植物相				
			・新城地域の哺乳類				
・新城地域の植物							
・新城地域の蘚苔類							
市民協働指数		③	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家と市民、ボランティア等の協力で調査態勢を整えて推進。 ・調査研究報告、標本等の資料の収集。 ・調査方法、地域を明確にし、精度の高い調査を行う。 				
		双方対等	課題				

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		環境への理解が浸透している			総合計画 体系コード	4-1-1
個別目標	2 地域の環境を調査し紹介します					
基本方針	自然環境の基礎調査を通じ、市内に生息する動植物のデータベースの作成や分布状況の把握、紹介を進め、希少種の保護と市民理解・学習の促進、市の魅力発信につなげます。					
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法
		館報の発行	館報37号	館報38号	年1回発行	年1回発行／担当職員把握
		事業に対する評価 ※1				
		必要性	2			
		有効性	1			
		効率性	3			
		公平性	2			
		適時性	2			
		20年度総合評価	10			
		担当課判定	D			
【文化課】 新城版レッドデータブックの作成		主な活動記録	自然環境基礎調査の結果をもとに、絶滅の恐れのある動植物等、野生生物の生息・生育状況を解説した資料集を作成する。			
			平成20年度は、既存資料の調査と収集、調査体制の整備、調査方法の検討、予備調査を実施した。			
			現地調査内容			
			・舟着山の昆虫相			
			・中宇利大入川の魚類相			
			・作手長の山湿原のクモ類、両生類、船着山の鳥類相			
			・作手高原の菌類			
			・中宇利丸山、作手、大野、県民の森、阿寺の植生			
			・中宇利の植物相			
			・新城地域の哺乳類			
		・新城地域の植物				
		・新城地域の蘚苔類				
市民協働指数	③	課題	・専門家と市民、ボランティア等の協力、連携体制を構築し、精度の高い情報収集が必要である。			
	双方対等		・愛知県及び環境庁のレッドデータブックを参考にする。 ・環境基礎調査をもとに新城の保全すべき自然について検討を加える。			

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		環境への理解が浸透している			総合計画 体系コード	4-1-1
個別目標	2 地域の環境を調査し紹介します					
基本方針	自然環境の基礎調査を通じ、市内に生息する動植物のデータベースの作成や分布状況の把握、紹介を進め、希少種の保護と市民理解・学習の促進、市の魅力発信につなげます。					
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法
		館報の発行	館報37号	館報38号	年1回発行	館報への調査結果の執筆・掲載
		事業に対する評価 ※1				
		必要性	2			
		有効性	3			
		効率性	2			
		公平性	2			
		適時性	2			
		20年度総合評価	11			
		担当課判定	B			
						
【文化課】 新城市史「自然編」の発行		<p>合併後市制10周年を記念して新城市の自然環境の実体を調査、地学、植物等について市内全域にわたり調査する。調査の結果を踏まえ、新城市史「自然編」として刊行し、広く市民に周知し、郷土の自然の理解と愛着を深めるとともに将来への資料とする。</p> <p>平成20年度は、既存資料の調査と収集、調査体制の整備、調査方法の検討、予備調査を実施した。</p> <p>主な活動記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舟着山の昆虫相 ・中宇利大入川の魚類相 ・作手長の山湿原のクモ類、両生類、船着山の鳥類相 ・作手高原の菌類 ・中宇利丸山、作手、大野、県民の森、阿寺の植生 ・中宇利の植物相 ・新城地域の哺乳類 ・新城地域の植物 ・新城地域の蘚苔類 				
市民協働指数	③	平成25年発行予定の自然環境基礎調査報告書をもとに新城の自然誌をまとめる。				
	双方対等	課題				

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		良好な自然環境が保全されている			総合計画 体系コード	4-1-2	
個別目標	1	農村環境を保全します					
基本方針	農地の多面的機能の発揮と、農村特有の豊かな自然環境や美しい景観、文化や営みに触れることのできる空間づくりに向け、地域住民による景観保全活動や都市住民との交流などの取り組みを進めます。						
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法	
【鳳来地域整備課】 棚田の保全		イベント参加者数	200人	200人	300人	各種組織（団体）役員に依頼し、年度末に報告	
		見学者数	10,000人	13,000人	14,500人	ふるさと水と土指導員に依頼し、年度末に報告	
		事業に対する評価 ※1					
		必要性	2				
		有効性	3				
		効率性	3				
		公平性	1				
		適時性	2				
		20年度総合評価	11				
		担当課判定	B				
ボランティアによる棚田の環境整備や、都市部住民の稲作体験、自然観察会等を行う。							
【千枚田周辺の環境整備】							
地域住民による景観整備として、千枚田入口付近やふれあい広場などの草刈り作業を実施したほか、道路にかかる木々の抜木や枝打ち作業などを実施。							
【上島田稲作オーナー制度】							
平成20年度は、前年度参加した5組が再度参加し、田んぼの維持・保全を実施。リピーターとしての参加が定着してきている。							
【ボランティアの参加と交流】							
鞍掛山麓千枚田保存会などの地域住民を中心に、数多くの取り組みを進めており、横浜ゴム(株)新城工場の新入社員研修、アストラゼネカ株式会社の支援活動など毎年恒例となったボランティアと地域住民による環境整備活動などを実施。その他、市外のさまざまな団体も受け入れており、稲作体験の実施などを積極的に行っている。							
市民協働指数	④	・経済効率の面や担い手の減少から農地の荒廃化が進み、農地の多面的機能の発揮に支障を来す事態が懸念される。					
	市民主導	課題					

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		良好な自然環境が保全されている			総合計画 体系コード	4-1-2	
個別目標	1	農村環境を保全します					
基本方針	農地の多面的機能の発揮と、農村特有の豊かな自然環境や美しい景観、文化や営みに触れることのできる空間づくりに向け、地域住民による景観保全活動や都市住民との交流などの取り組みを進めます。						
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法	
【農業振興課】 県営水環境整備事業 (重川池) (一部再掲)		自然観察会	-	-	-	H23以降、自然観察会実施を検討	
		学校活動の場	-	-	-	学校活動の場としての利用を検討	
		事業に対する評価 ※1					
		必要性	3				
		有効性	3				
		効率性	3				
		公平性	2				
		適時性	3				
		20年度総合評価	14				
		担当課判定	A				
主な活動記録		平成20年度には、親水デッキL=45.3m、親水護岸L=18.2m、管理用道路L=28.5m、東屋1箇所、トンボ池1箇所の整備が終了し、平成21年度以降に残りの親水デッキ、親水広場、散策用道路等の整備を行っていきます。					
市民協働指数	②	・経済効率の面や担い手の減少から農地の荒廃化が進み、農地の多面的機能の発揮に支障を来す事態が懸念される。					
行政主導	課題						

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		良好な自然環境が保全されている			総合計画 体系コード	4-1-2
個別目標	1	農村環境を保全します				
基本方針	農地の多面的機能の発揮と、農村特有の豊かな自然環境や美しい景観、文化や営みに触れることのできる空間づくりに向け、地域住民による景観保全活動や都市住民との交流などの取り組みを進めます。					
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法
【農業振興課】 ため池の保全 (一部再掲)		潰廃件数	0箇所	0箇所	0箇所	潰廃届けによる確認、年度末
		事業に対する評価 ※1				
		必要性	3			
		有効性	3			
		効率性	3			
		公平性	2			
		適時性	3			
		20年度総合評価	14			
		担当課判定	A			
		主な活動記録		老朽化したため池の保全のため、平成20年度には万福寺池の堤体L=27.0m、取水施設1箇所の整備を行い、平成21年度には堤体の残りの部分L=34.5mの整備を行います。また、順次川上池、凡池等の整備を進めていきます。		
市民協働指数	②	課題 ・経済効率の面や担い手の減少から農地の荒廃化が進み、農地の多面的機能の発揮に支障を来す事態が懸念される。				
	行政主導					

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		良好な自然環境が保全されている			総合計画 体系コード	4-1-2																												
個別目標	1	農村環境を保全します																																
基本方針	農地の多面的機能の発揮と、農村特有の豊かな自然環境や美しい景観、文化や営みに触れることのできる空間づくりに向け、地域住民による景観保全活動や都市住民との交流などの取り組みを進めます。																																	
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法																												
【農業振興課】 農地・水・環境保全向上 対策(再掲)		環境向上活動参加者	-	4,017人	3,900人	最終目標値22年度 3,900人																												
		生物の生息状況調査	16地区	11地区	16地区	最終目標値21年度 16地区																												
		活動事務説明会・補完業務			4回																													
		事業に対する評価 ※1																																
		必要性	3																															
		有効性	3																															
		効率性	3																															
		公平性	2																															
		適時性	3																															
		20年度総合評価	14																															
担当課判定	A																																	
【平成20年度の活動組織】		農地の保全、開水路・農道等施設の適正な管理保全による長寿命化とともに、農村環境や生態系の保存のための取り組みを行う活動組織を支援。																																
主な活動記録	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>活動組織名</th> <th>地区名</th> <th>活動組織名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上平井</td> <td>上平井地域環境保全隊</td> <td>豊島</td> <td>豊島環境保全会</td> </tr> <tr> <td>片山</td> <td>片山地域環境保全隊</td> <td>田代</td> <td>田代地域環境保全隊</td> </tr> <tr> <td>牛倉</td> <td>牛倉地域環境隊</td> <td>黒瀬</td> <td>黒瀬美土里会</td> </tr> <tr> <td>鳥原</td> <td>鳥原地区環境保全会</td> <td>善夫</td> <td>善夫守里隊</td> </tr> <tr> <td>浅谷</td> <td>浅谷地域の環境を守る会</td> <td>菅沼</td> <td>菅沼を良くしまい会</td> </tr> <tr> <td>石田</td> <td>石田の地域環境を守る会</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		地区名	活動組織名	地区名	活動組織名	上平井	上平井地域環境保全隊	豊島	豊島環境保全会	片山	片山地域環境保全隊	田代	田代地域環境保全隊	牛倉	牛倉地域環境隊	黒瀬	黒瀬美土里会	鳥原	鳥原地区環境保全会	善夫	善夫守里隊	浅谷	浅谷地域の環境を守る会	菅沼	菅沼を良くしまい会	石田	石田の地域環境を守る会						
	地区名	活動組織名	地区名	活動組織名																														
	上平井	上平井地域環境保全隊	豊島	豊島環境保全会																														
	片山	片山地域環境保全隊	田代	田代地域環境保全隊																														
	牛倉	牛倉地域環境隊	黒瀬	黒瀬美土里会																														
	鳥原	鳥原地区環境保全会	善夫	善夫守里隊																														
	浅谷	浅谷地域の環境を守る会	菅沼	菅沼を良くしまい会																														
	石田	石田の地域環境を守る会																																
市民協働指数	②	課題	・経済効率の面や担い手の減少から農地の荒廃化が進み、農地の多面的機能の発揮に支障を来す事態が懸念される。																															
	行政主導		・活動計画に基づく共同活動が実践されていると認められるが、取り組みの質的向上が求められる。																															

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		良好な自然環境が保全されている			総合計画 体系コード	4-1-2
個別目標	2 森林環境を保全します					
基本方針	木材供給や水源涵養、国土保全、動植物の生息の場、保健休養、二酸化炭素吸収と酸素供給、地球温暖化防止などの多面的機能を有する森林を保全し活用するため、森林の適正管理と市民による森づくり等を進めるとともに、広域機能を維持増進させるための新たな仕組みづくりを研究します。					
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法
		参加者数		239人	80%	参加者数 (実施毎の集計を基に把握)
		満足度・理解度		80%	100%	参加者アンケートの実施
		NPO等との連携状況		累計1件	累計2件	連携状況の件数
		事業に対する評価 ※1				
		必要性	3			
		有効性	2			
		効率性	3			
		公平性	3			
		適時性	3			
		20年度総合評価	14			
		担当課判定	A			
【森林政策課】		地域再生計画「森林総合産業の創出」の一環として、森林を対象とした体験学習を開催する。				
市民参加の森づくりの推進		【しんしろ森の学校 (初級コース)】				
		・ 6回開催 (場所: 庭野市有林)				
		・ 参加者 のべ184人 (応募者、真剣隊ほか)				
		・ 整備面積 1.3ha				
		【市民管理の森づくり (中級コース)】				
		・ 5回開催 (場所: 富岡 五葉の森、黒田市有林、門谷市有林ほか)				
		・ 参加者 のべ160人 (応募者、真剣隊ほか)				
		・ 整備面積 1.0ha				
		【森林ボランティアリーダー養成講座 (上級コース)】				
		・ 9回開催 (場所: 庭野市有林、門谷いろいろの森、門谷市有林)				
		・ 参加者 のべ97人 (応募者、真剣隊ほか)				
		・ 整備面積 0.9ha				
市民協働指数	②	課題 ・ 将来、民間活力を最大限引き出すため、この地域にあった森林総合産業の事業提案を早急に出す必要がある。 ・ 市内全域での広大な計画区域となるため、計画的で効率的かつ効果的な事業を行う必要がある。				
	行政主導					

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		良好な自然環境が保全されている			総合計画 体系コード	4-1-2	
個別目標	2 森林環境を保全します						
基本方針	木材供給や水源涵養、国土保全、動植物の生息の場、保健休養、二酸化炭素吸収と酸素供給、地球温暖化防止などの多面的機能を有する森林を保全し活用するため、森林の適正管理と市民による森づくり等を進めるとともに、広域機能を維持増進させるための新たな仕組みづくりを研究します。						
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法	
【森林政策課】 水源林の整備 (再掲)		除間伐等実施面積	見込213.62ha	269.38ha	235ha	実績面積／目標面積／年度末	
		作業路新設延長	見込1490m	1179.2m	1250m	実績延長／目標延長／年度末	
		事業に対する評価 ※1					
		必要性	3				
		有効性	3				
		効率性	3				
		公平性	2				
		適時性	3				
		20年度総合評価	14				
		担当課判定	A				
【森林政策課】 水源林の整備 (再掲)		主な活動記録	豊川水系の水資源の安定確保を図るために、市の水源かん養林保全のための森林整備を行うことで、森林の多面的な機能の発揮と林業の振興を図る。				
			具体的な内容としては、単層林を整備するための人工造林(植栽)、下刈り、枝払い、除伐、間伐を行った。また、森林施業をするための作業道を3路線整備した。				
市民協働指数	①	課題	・将来、民間活力を最大限引き出すため、この地域にあった森林総合産業の事業提案を早急に出す必要がある。				
	行政主体		・市内全域での広大な計画区域となるため、計画的で効率的かつ効果的な事業を行う必要がある。				

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		良好な自然環境が保全されている			総合計画 体系コード	4-1-2
個別目標	2 森林環境を保全します					
基本方針	木材供給や水源涵養、国土保全、動植物の生息の場、保健休養、二酸化炭素吸収と酸素供給、地球温暖化防止などの多面的機能を有する森林を保全し活用するため、森林の適正管理と市民による森づくり等を進めるとともに、広域機能を維持増進させるための新たな仕組みづくりを研究します。					
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法
		林業事業体の確立	-	-		林業事業体確立の有無
		林業事業体の育成	-	-		林業事業体育成の有無
		事業に対する評価 ※1				
		必要性	3			
		有効性	2			
		効率性	2			
		公平性	2			
		適時性	3			
		20年度総合評価	12			
		担当課判定	A			
【森林政策課】 森林資源の調査・研究 (再掲)		<p>平成21年2月28日に、新城文化会館を会場として、「森の力を暮らしの力に！」と題する森林学習会を実施した。内容は、『身近にありすぎて気づかない「森」の持つ本来の力を知り、新しい森と人との関わり方や、この地域の豊かな資源である「木」の使い方を、森の作家と森を使い尽くす社長が語りつくす！』をテーマとして、二人の講師によるセッション（討論）方式で実施された。</p> <p>主な活動記録 市内外から多くの参加者が集まり、森林のもつ潜在的な力・新しい可能性を模索した。</p>				
市民協働指数	②	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来、民間活力を最大限引き出すため、この地域にあった森林総合産業の事業提案を早急に出す必要がある。 ・市内全域での広大な計画区域となるため、計画的で効率的かつ効果的な事業を行う必要がある。 				
	行政主導					

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		水への環境を保全します				総合計画 体系コード	4-1-2		
個別目標	3 水辺の環境を保全します								
基本方針	県下でも貴重な資源とされる中間湿原群の保全を図るとともに、流下能力の劣る河川を環境保全・観察のフィールドとして整備します。 また、市内河川の水質調査や水生生物調査等を通じ、身近な水辺環境の保全への理解を深めます。								
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法			
【土木課】 多自然型川づくりの推進		多自然型工法の採用	-	1箇所採用	1箇所採用	環境に配慮した河川改修の確認			
		野生生物の確認	-	確認の有無	確認の有無	野生生物の生息状況を確認			
		事業に対する評価 ※1							
		必要性	3						
		有効性	1						
		効率性	2						
		公平性	3						
		適時性	3						
		20年度総合評価	12						
		担当課判定	B						
【土木課】 多自然型川づくりの推進		主な活動記録	準用河川五反田川河川改修を行いました。						
			【植生ブロック】						
			施行箇所/メートル： 128m						
			【斜路式落差工】						
			施行箇所/メートル： 13m						
市民協働指数	①	課題	・中間湿原群は広く点在するため、保全には行政、市民、団体の連携が必要である。						
	行政主体		・多自然型河川は事業費が高額となる。						

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3	
個別目標	1	循環型社会への取り組みを進めます					
基本方針		環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向けて、ごみの減量対策や資源の再利用・再資源化をはじめ、新エネルギーの普及に向けた助成や情報提供、ごみの不法投棄防止や公害の未然防止等への対策を、日常生活の仕組みとして確立する取組を市民と行政が協働しながら展開します。					
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法	
【環境課】 エコオフィスの推進 (環境行動配慮事業)		累計発電容量	586kw	667kw	1000kw	電力会社との契約容量累積	
		補助キロワット数対前年比	—	154.30%	100%	前年度補助kw数との比率	
		緑のカーテン取組者数	2団体	6団体	80団体	市役所内試行セクション及び一般取組家庭数	
		事業に対する評価 ※1					
		必要性	3				
		有効性	2				
		効率性	2				
		公平性	2				
		適時性	3				
		20年度総合評価	12				
担当課判定	A						
【環境課】 エコオフィスの推進 (環境行動配慮事業)		【住宅用太陽光発電設置費補助】					
		・24基、102.94kw、2,151千円					
		【モニター制度開始】					
		・省エネナビ（配電盤設置型家庭用電気使用量表示機） 17名					
		・エコワット（コンセント設置型家庭用電気使用量表示機） 1名					
		・自動車用燃費計 6名					
		・マイバッグ 11名					
		【緑のカーテン事業】					
		・庁内試行 6箇所					
		【エコドライブ講習会】					
・愛知県、JAF、豊川市、新城市で共同開催 12名参加							
【低公害車導入促進事業】							
・燃料電池自動車、電気自動車を借受け、体験乗車会などを通じてPR							
市民協働指数	②	課題 ・再生可能エネルギーへの対応。 ・モニター制度などに対する住民へのPR。					
	行政主導						

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3	
個別目標	1	循環型社会への取り組みを進めます					
基本方針	環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向けて、ごみの減量対策や資源の再利用・再資源化をはじめ、新エネルギーの普及に向けた助成や情報提供、ごみの不法投棄防止や公害の未然防止等への対策を、日常生活の仕組みとして確立する取組を市民と行政が協働しながら展開します。						
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法	
【環境課】 エコアクションの推進 (環境活動改善事業)		講座への出席者数	151人	459人	120人	市民環境講座への出席者数	
		学習会の実施回数	25回	13回	30回	水生生物調査・環境講座の実施回数	
		エコアクション事業への参加者数	1000人	1500人	1650人	キャンドルナイト、マイ6などへの参加者数	
		事業に対する評価 ※1					
		必要性	3				
		有効性	3				
		効率性	2				
		公平性	2				
		適時性	2				
		20年度総合評価	12				
担当課判定	A						
【環境課】 エコアクションの推進 (環境活動改善事業)		【市民環境講座開催】					
		・高度1万円からのメッセージ～現役機長が語る温暖化の真実～ 405人					
		・地球温暖化～頻発する気象異常や身の回りの出来事との関連～ 54人					
		【水生生物調査】					
		・7小学校、2中学校 計9回実施					
		・子ども会等2地区実施（石田、豊島）					
		【キャンドルナイト新城】					
		・実行委員会方式により実施（2幼稚園、11保育園、一般2団体参加）					
		【チーム・マイナス6%PR】					
		・登録者数合計318人、イベント等において随時実施。					
		【温暖化に関する出張授業】					
		・1幼稚園、5保育園、1団体に実施					
		【親と子の環境講座】					
・夏休み期間2回実施							
【親と子の走る環境教室】							
・夏休み期間2回実施							
市民協働指数	③	課題 ・環境講座に対する市民ニーズの把握 ・水生生物調査要望に対する対応（全てのニーズに対応できていない） ・市内団体、市外団体との連携					
	双方対等						

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	1	循環型社会への取り組みを進めます				
基本方針	環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向けて、ごみの減量対策や資源の再利用・再資源化をはじめ、新エネルギーの普及に向けた助成や情報提供、ごみの不法投棄防止や公害の未然防止等への対策を、日常生活の仕組みとして確立する取組を市民と行政が協働しながら展開します。					
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法
		環境報告書作成ほか	年次報告書作成、基本計画策定中	年次報告書作成、基本計画策定	年次報告書作成、基本計画進行管理	事業進捗の達成度
		ISO連絡会議開催	4回	5回	4回	市内事業所とのコミュニケーション数
		アジェンダ21の策定	-	-	計画策定	説明会(研修含む)の開催数
		事業に対する評価 ※1				
		必要性	3			
		有効性	2			
		効率性	2			
		公平性	3			
		適時性	3			
		20年度総合評価	13			
		担当課判定	A			
【環境課】		【環境報告書】				
		・年次報告書として作成				
エコガバナンスの推進 (環境連携構築事業)		【ISO認証取得事業所等連絡会議】				
		・定例開催4回(5月、8月、11月、2月)				
		・臨時開催1回(3月:悪臭防止法について)				
		【環境首都コンテスト全国フォーラム】				
		・11月6～7日 飯田市にて開催:参加				
		主な活動記録				
市民協働指数		②		課題		
		行政主導		<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治基本条例と行政評価システムとの関連づけ ・総合計画と連動し実効性を持たせるものとするため、計画・実施・評価を市民・事業所・行政(関係部署の積極的な参加・協力)と協働して行うことが必要。今後の環境技術や新たな課題に左右されることがあるため、計画の見直し等は的確に判断する。 		

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	1	循環型社会への取り組みを進めます				
基本方針	環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向けて、ごみの減量対策や資源の再利用・再資源化をはじめ、新エネルギーの普及に向けた助成や情報提供、ごみの不法投棄防止や公害の未然防止等への対策を、日常生活の仕組みとして確立する取組を市民と行政が協働しながら展開します。					
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法
		不法投棄通報件数	65件	60件	65件	市が回収処理に関した総件数
		クリーンフェスタ参加者数	3750人	3842人	4000人	参加者総数
		不法投棄の巡回件数	-	3回	4回	不法投棄重点地域パトロール巡回数
		事業に対する評価 ※1				
		必要性	3			
		有効性	2			
		効率性	2			
		公平性	2			
		適時性	2			
		20年度総合評価	11			
		担当課判定	B			
【生活衛生課】 不法投棄の監視		主な活動記録	【不法投棄への対応】			
			・ 県及び地域環境保全委員との不法投棄重点地域合同パトロール 新城・鳳来・作手各地区 各1回			
			・ 生活環境委員へ監視の依頼と不法投棄に関する情報収集			
			・ 通報による回収処理 60件			
			・ ポイ捨て禁止、不法投棄禁止などの警告看板を希望者に配布			
			・ 市民参加による清掃事業「しんしろクリーンフェスタ」を開催 2回			
			・ 地域住民や市民団体、事業所が自主的に実施する清掃活動に対し、 ごみ袋等の資材の提供、回収したごみの処理等の支援			
市民協働指数	②	課題	・ 不法投棄発生の未然防止			
	行政主導		・ 民地内で発生する事例への対応			

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	2	廃棄物の適正処理を進めます				
基本方針	市民生活から排出される資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみなどの適正な処理、処分場の整備と適正な管理により、良好な市民生活環境を確保します。					
主な事業	成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法	
【生活衛生課】 汚泥処理センターの整備	施設の稼働	—	—	施設整備基本計画作成業務委託	平成29年度稼働開始	
	旧施設の撤去	—	—	—	平成30年度末	
	事業に対する評価 ※1					
	必要性	3				
	有効性	3				
	効率性	3				
	公平性	3				
	適時性	3				
	20年度総合評価	15				
	担当課判定	A				
主な活動記録		平成20年度は、2基あった曝気ブロワーモーターを1基にして処理効率を図るとともに、薬品の注入方法を手動から自動運転に切り替えたことで施設の維持管理経費の軽減と処理効率を高めた。				
市民協働指数	①	課題	・環境保全を目指した生活排水処理の推進を図り経済運転を行うこと。			
	行政主体					

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3	
個別目標	2	廃棄物の適正処理を進めます					
基本方針	市民生活から排出される資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみなどの適正な処理、処分場の整備と適正な管理により、良好な市民生活環境を確保します。						
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法	
【生活衛生課】 埋立処分場の整備		事業の進捗	施設の維持管理	施設の維持管理	地元・地権者交渉	適正な維持管理	
		事業に対する評価 ※1					
		必要性	3				
		有効性	3				
		効率性	3				
		公平性	3				
		適時性	3				
		20年度総合評価	15				
		担当課判定	A				
		主な活動記録		有海処分場において本年度は、埋立残余年数があと何年で満杯となるかの調査を行った。その結果、今後の発生残灰量によって一概にあと何年と決めることはできないが、埋立残余年数は、6，7年程度であることが判明した。			
市民協働指数	②	課題	有海埋立処分場は、自然公園区域内に在り一般廃棄物処理施設の建設が困難であるため、施設の拡張は難しい。このため、新たな処理場所の選定をするか、処理方法の再検討をする必要がある。				
	行政主導						

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	2	廃棄物の適正処理を進めます				
基本方針	市民生活から排出される資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみなどの適正な処理、処分場の整備と適正な管理により、良好な市民生活環境を確保します。					
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法
		市全地区週2回収集	2359人	2730人	0人	未収集地区における収集拡大人口
		減量化のためのPR活動	19箇所	9箇所	30箇所	説明会等開催回数
		事業に対する評価 ※1				
		必要性	3			
		有効性	3			
		効率性	2			
		公平性	1			
		適時性	2			
		20年度総合評価	11			
		担当課判定	B			
【生活衛生課】 廃棄物の収集運搬・収集処理		<p>クリーンセンター西側に資源物を保管する施設としてストックヤード（資源集積センター558㎡）を建設、20年度から稼動し、廃棄物収集車両の管理及び収集、運搬、処理をより効率良く行えるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源集積センター一般搬入件数 988件 ・資源集積センター（資源ごみ・有害ごみ）保管量 646ト 				
		主な活動記録	<p>可燃ごみ収集を市全域週2回にするため、鳳来地区の一部区域（富保、浅畑、下平、東矢田、寺林、大峠、引地、小川、本久、大野）に拡大し収集を実施した。</p>			
市民協働指数	③	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別及び減量化の徹底 ・全市可燃ごみ収集週2回の早期完全実施 				
	双方対等	課題				

重点推進事業の進捗状況

目標が達成された姿		地球温暖化防止に向けた循環型のライフスタイルが浸透している			総合計画 体系コード	4-1-3
個別目標	2	廃棄物の適正処理を進めます				
基本方針	市民生活から排出される資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみなどの適正な処理、処分場の整備と適正な管理により、良好な市民生活環境を確保します。					
主な事業		成果指標	基準年 (H19)	実績 (H20)	目標 (H23)	成果指標の計測方法
		水質検査	基準値達成	基準値達成	項目ごとの基準値	検査項目毎に月1回の検査
		機械施設の点検・補修	機械施設の点検・補修	機械施設の点検・補修	機械施設の点検・補修	年次整備計画の整備状況確認
		事業に対する評価 ※1				
		必要性	3			
		有効性	3			
		効率性	2			
		公平性	3			
		適時性	3			
		20年度総合評価	14			
		担当課判定	A			
【生活衛生課】 最終埋立処分場の維持管理		埋立処分場の安全な運営と維持管理 ・鳥原処分場へ回収・搬入された埋立ごみや粗大ごみから金属類を回収し再生利用したほか、可燃物と不燃物に分別した後、破碎処理を行い、他の2箇所(七郷一色と作手菅沼)の埋立処分場への運搬を考慮しながら効率的に埋立作業を実施。 ・鳥原処分場内の破碎処理施設(自走式破碎機)の更新 ・小学生対象鳥原処分場見学会開催 222名				
		主な活動記録				
市民協働指数	①	・鳥原、七郷、作手の最終埋立処分場の一体的な運用				
	行政主体	課題				

環境の取り組みの成果として

持続可能な地域社会をつくる「日本の環境首都コンテスト」への参加

本市は、環境施策・事業の取り組みの成果を見極め、これからの持続可能な地域づくりのための課題抽出や他の自治体と情報交換・交流を積極的に行うことなどを目的として、全国の環境市民団体が実施する「日本の環境首都コンテスト」に毎年参加しています。

日本の環境首都コンテストは、環境先進国ドイツの取り組みをモデルにしており、参加自治体の環境政策を NPO 法人環境市民を主幹事団体とする全国の環境 NGO ネットワークが評価するもので、2001 年より毎年実施されています。

新城市は、合併以降、人口規模 5 万人以上 10 万人未満という部門での参加となります。

【第 8 回『日本の環境首都』の条件】

環境首都コンテストにおいて、環境首都の称号を得ることができるのは、次の条件をすべて満たすことが必要です。

- ①総合で第 1 位であること
- ②総合点が満点の 70%以上（714 点以上／1020 点満点）であること
- ③15 分野中、3 項目以上が満点の 90%以上の点数を得ていること
- ④15 分野中、満点の 50%以下の点数の項目が 3 項目以下であること

【評価項目（2008 年）】

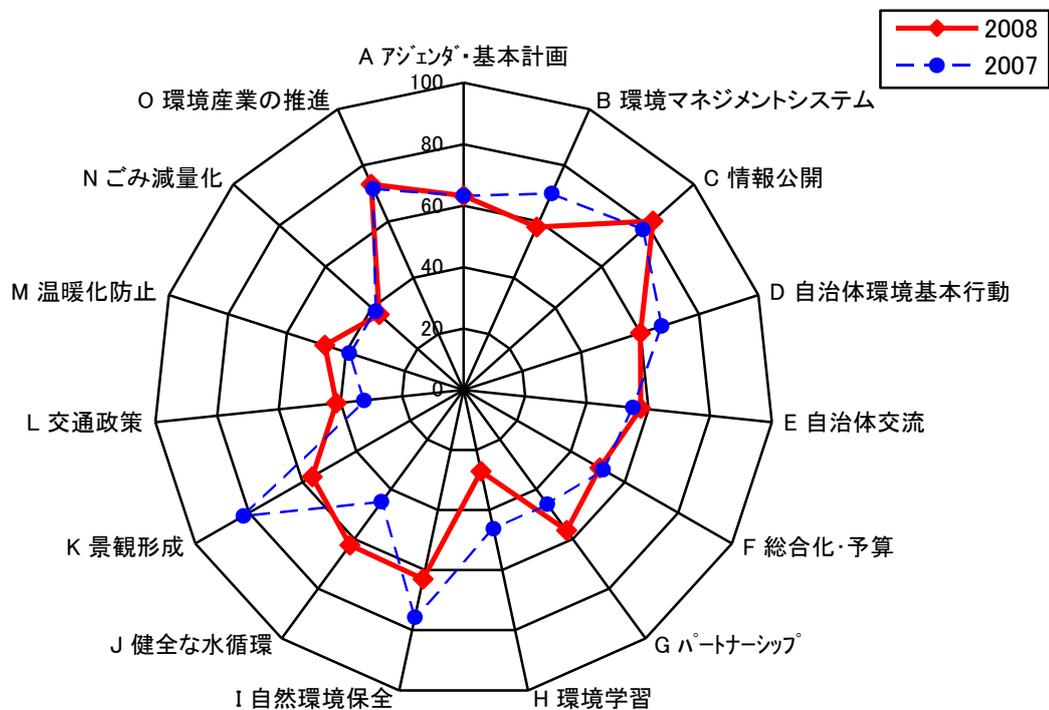
環境首都コンテストでは、持続可能な地域づくりに必要とされる次の 15 項目の取り組み状況および自由記述が審査されます。

- A ローカルアジェンダ 21・環境基本条例・環境基本計画
 - B 環境マネジメントシステム
 - C 住民とともにチェックする仕組み・情報公開
 - D 自治体内部における環境基本行動
 - E 自治体との交流
 - F 職員の資質・政策能力の向上、総合的な行政推進と予算編成
 - G 住民のエンパワーメントとパートナーシップ
 - H 環境学習
 - I 自然環境の保全と回復
 - J 健全な水循環
 - K 風土を活かした風景づくり
 - L 持続可能なまちづくりと一体化した交通政策
 - M 地球温暖化防止・エネルギー政策
 - N ごみの減量化
 - O 環境に配慮した産業の推進
- ※【農業】【林業】【水産業】【工業】【商業】【観光業】から 2 項目を選択。

【「環境首都コンテスト 2008」総合結果上位の自治体】

順位	自治体名	人口規模（人）	前回順位
1	水俣市（熊本県）	28,518	第2位 ↑
2	長野市（長野県）	382,139	不参加 —
3	飯田市（長野県）	106,483	第3位 →
4	安城市（愛知県）	179,355	第4位 →
5	新城市（愛知県）	51,628	第5位 →
6	宇部市（山口県）	176,199	第6位 →
7	尼崎市（兵庫県）	461,650	第8位 ↑
8	熊本市（熊本県）	670,179	— ↑
9	板橋区（東京都）	533,168	第7位 ↓
10	多治見市（岐阜県）	117,431	第9位 ↓

本市の分野別得点率状況（2008年・2007年の比較）



【先進事例】

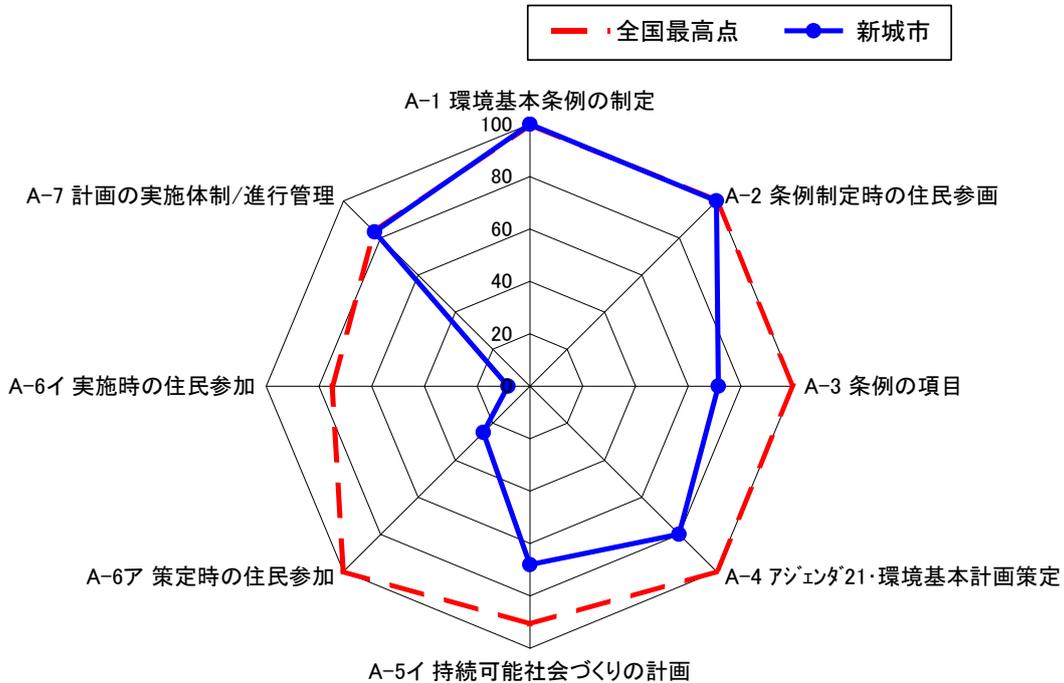
「環境首都コンテスト全国ネットワーク」の構成員からなる委員会により、地域特性を生かした事例、ユニークな着想がある事例、すばらしい成果をあげている事例などを選考し、先進事例として全国に紹介されます。

第8回の選考委員会では、全67の取り組みが先進事例として紹介され、その中でもより評価の高い特別表彰に、本市から2つの取り組みが紹介されました。

項目	タイトル
A	ビジョンと戦略のある総合計画 環境首都創造も基本戦略に
G	市民の視点を生かした広報紙の作成

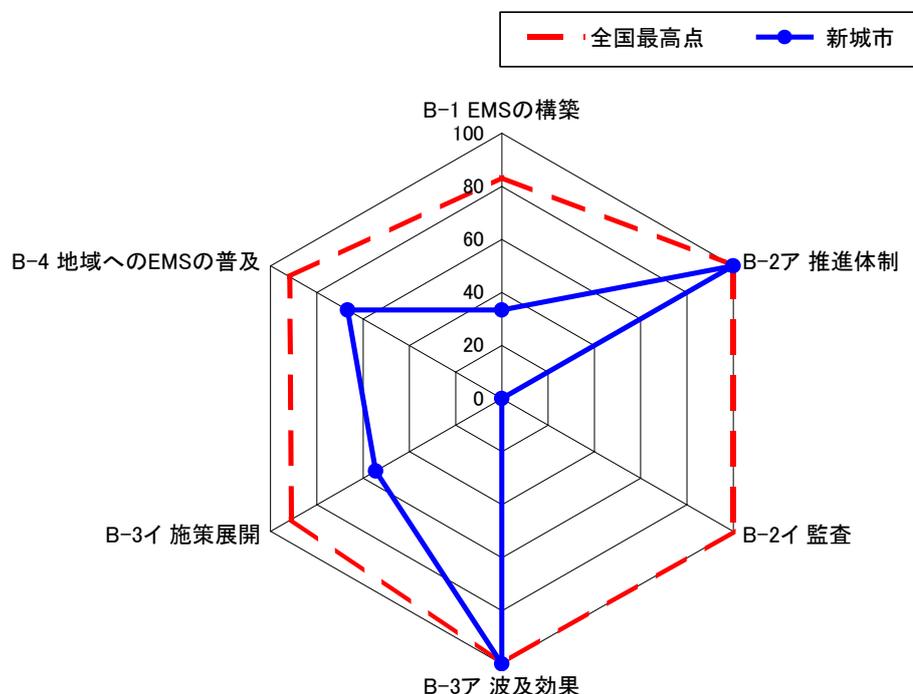
【環境首都コンテスト結果から見た分析】

A ローカルアジェンダ 21・環境基本条例・環境基本計画



項目		レベル	低					高							
			1	2	3	4	5	1	2	3	4	5			
A アジェンダ 21・環境基本条例・環境基本計画															
1	環境基本条例の制定														
2	条例策定時の住民参加														
3	環境基本条例の項目														
4	ローカルアジェンダ 21 等の策定														
5	持続可能な地域社会づくりの計画と内容														
6	ア. 策定時の住民参加														
6	イ. 実施時の住民参加														
7	計画の実施体制・進行管理														
<p><評価・課題></p> <p>環境に関する取り組みを実現する条例・計画の策定</p> <p>新城市環境基本条例の制定や新城市総合計画を策定したことが評価されました。総合計画は先進事例として取り上げられ、ビジョンや具体的なプロジェクトを明記し、各施策に明確な成果目標と成果指標と市民協働指数を導入した、これまでの日本の自治体の総合計画としては類のない戦略的なものになっているとの評価でした。今後は、計画実施時の住民参加へとつながっていくことが望まれています。</p>															

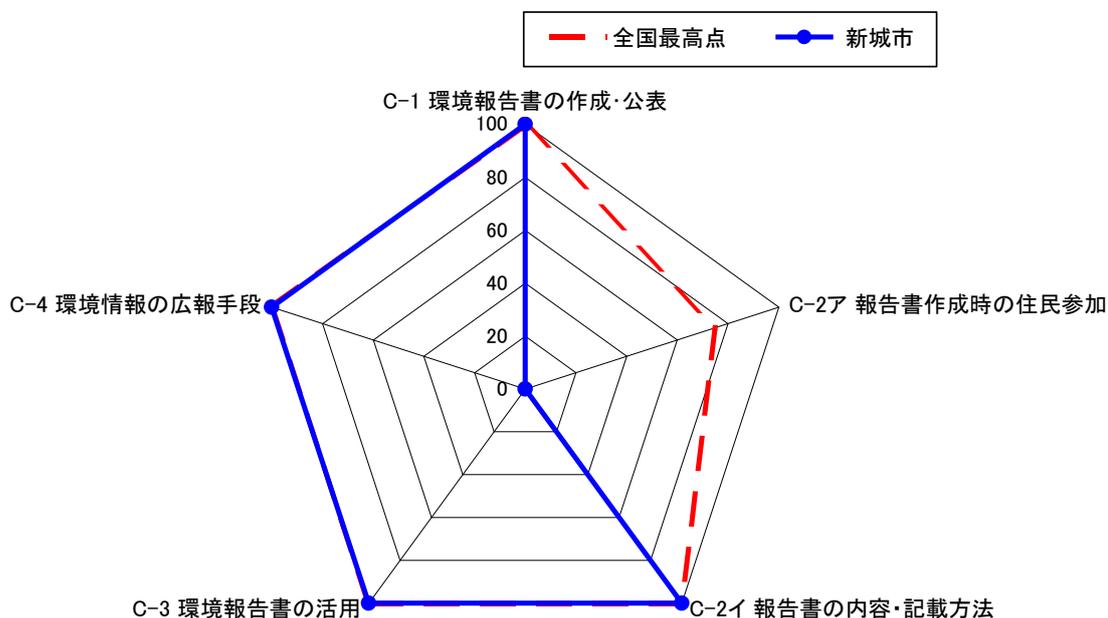
B 環境マネジメントシステム



項目	レベル	低					高							
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5			
B 環境マネジメントシステムの構築														
1 環境マネジメントシステムの構築														
2 ア. 推進体制														
2 イ. 監査														
3 ア. 波及効果等														
3 イ. 施策展開														
4 地域への普及														
<p><評価・課題></p> <p>自治体のEMSに基づく活動や姿勢を示し地域への普及を</p> <p>新城市は、ISO14001 の認証を返上しましたが、市役所の全事務事業における環境面でのPDCAサイクルのしくみは早急に構築する必要があります。それとともに、事業者や学校、家庭など地域へ何らかのかたちでEMSを普及させることは、その地域の事業者や住民の環境活動を活性化させる上で大切なものであり、そのための継続的な活動が望まれます。</p>														

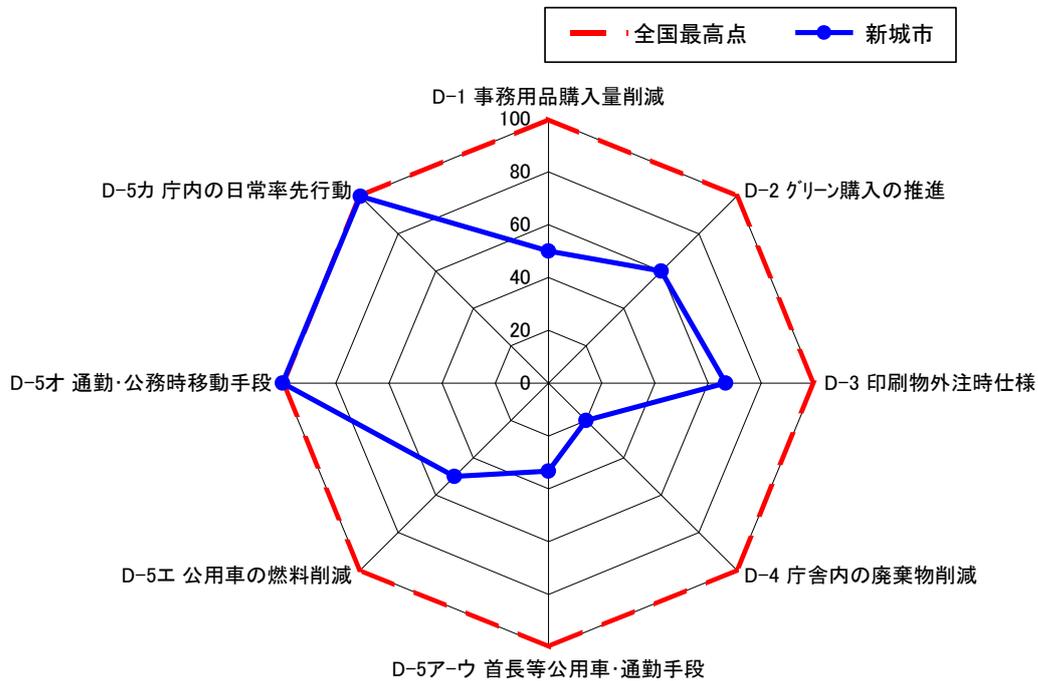
C 住民とともにチェックする仕組み・情報公開

※本項目における順位 全国第2位



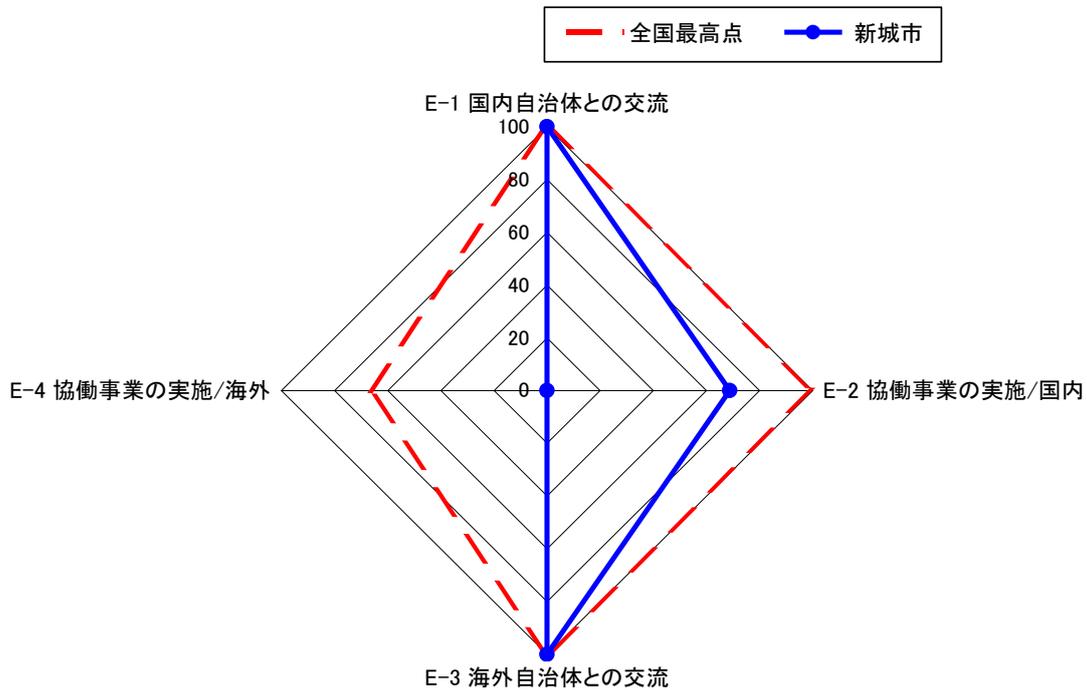
項目	レベル	低 高				
		1	2	3	4	5
C 住民とともにチェックする仕組み・情報公開						
1 環境報告書の作成・公表						
2 ア. 作成時の住民参画						
2 イ. 内容・記載方法						
3 環境報告書の活用						
4 環境情報の広報手段						
<p><評価・課題></p> <p>環境報告書の毎年の作成・公表</p> <p>毎年、環境基本条例や環境基本計画に基づいて環境報告書を作成し公表しています。市民が簡単に環境情報を得られるよう概要版の全戸配布や公共施設での配布を行い、市のホームページや広報しんしろにも環境情報を掲載するなど様々な情報提供の取り組みが評価されました。</p> <p>今後は、市民にわかりやすい記載内容や表現方法を工夫した報告書を市民とともに作成することや、作成した環境報告書を十分に活用し、今後の取り組みにつなげていくことが望まれています。</p>						

D 自治体内部における環境基本行動



項目	レベル	評価				
		低	2	3	4	高
D 自治体内部における環境基本行動				3		
1 事務用品の使用量削減		1	2	3		
2 グリーン購入の推進		1	2	3		
3 印刷物の外注時の仕様		1	2	3		
4 庁舎内の廃棄物削減		1				
5 ア・イ・ウ. 首長等の公用車・通勤手段		1	2			
5 エ. 公用車の燃料削減		1	2	3		
5 オ. 職員の通勤・移動手段		1	2	3	4	5
5 カ. 庁内の日常率先行動		1	2	3	4	5
<p><評価・課題> 職員の率先行動 庁舎内における職員の日常の率先行動などは良い評価となっています。その中でも今回は、本庁舎で毎月1回行われる庁内リサイクル会場での「徹底した庁内リユースの取り組み」が先進事例として評価されました。今後は、庁内の廃棄物削減などの取り組みで、目標の設定や到達度を把握することが望まれています。</p>						

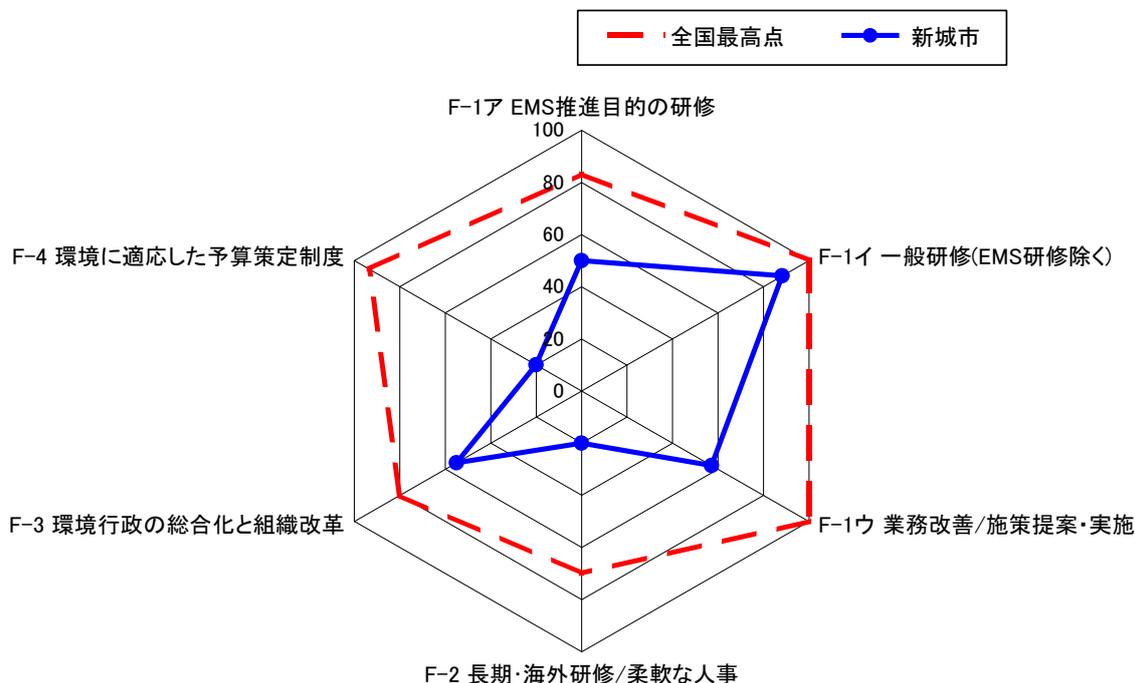
E 自治体との交流



項目	レベル	低 高				
		1	2	3	4	5
E 自治体との交流						
1 国内自治体との交流						
2 協働事業の実施/国内						
3 海外自治体との交流						
4 協働事業の実施/海外						
<p><評価・課題> 他の自治体との交流事業の実施 先進事例調査や近隣自治体間の交流を積極的に行ったことや愛地球博に関連するフレンドリーシップ事業、新城サミットにおける国際交流が評価されました。今後は、地球温暖化防止や地域のエネルギー循環、自然エネルギーの活用に関する他市区町村との協働プロジェクトのほか、海外自治体との協働プロジェクトなどの実施や成果も望まれています。</p>						

F 職員の資質・政策能力向上、総合的な行政推進と予算編成

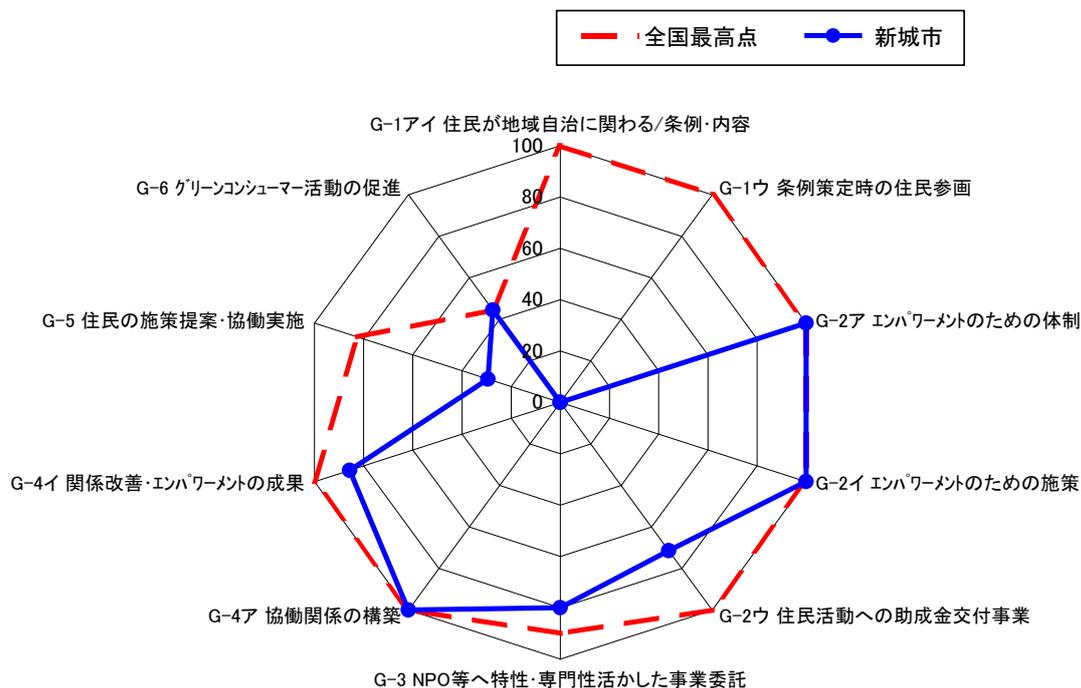
※本項目における順位 全国第3位



項目	レベル	低 高				
		1	2	3	4	5
F 職員の資質・政策能力の向上、総合的な行政推進と予算編成						
1 ア. 環境マネジメントシステム推進目的の研修						
1 イ. 環境マネジメントシステム以外の一般研修						
1 ウ. 職員の自発的な業務改善/施策提案・実施						
2 長期派遣・海外研修/柔軟な人事異動						
3 環境行政の総合化と組織改革						
4 環境に適応した予算策定制度						
<p><評価・課題></p> <p>職員の資質・政策能力の向上のための研修を実施</p> <p>新城市では職員の資質、政策形成・推進能力の向上を目的とした環境に関する基礎的な研修や専門的な研修を全職員や環境部署の職員を対象にそれぞれ行いましたが、この1、2年は全職員への研修が実施できておらず、特に今後のEMSへの取り組みに大きな問題となることが予想されます。また、本項目は他の項目に比べてまだ総体的に得点が低いものがありますが、ここで掲げた施策、システムに対して取り組むことは、自治体としての基礎力を上昇する大きな要素となることから、今後もさらに職員研修などに力を入れて職員のスキルアップにつなげていくことが望まれています。</p>						

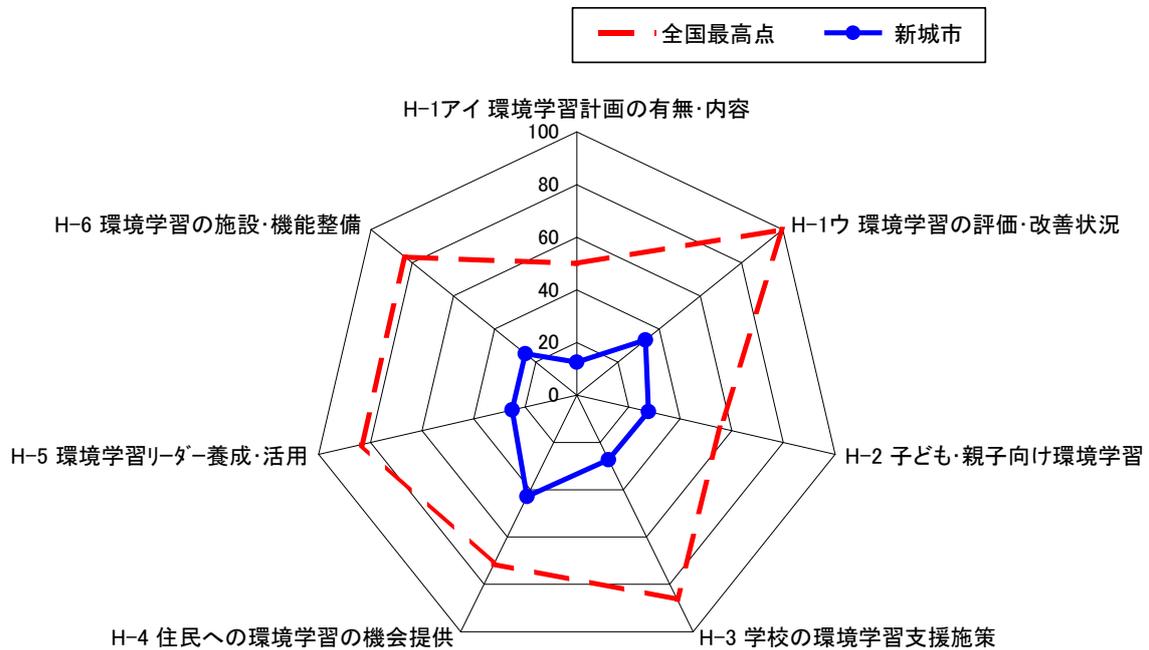
G 住民のエンパワーメントとパートナーシップ

※本項目における順位 全国第3位



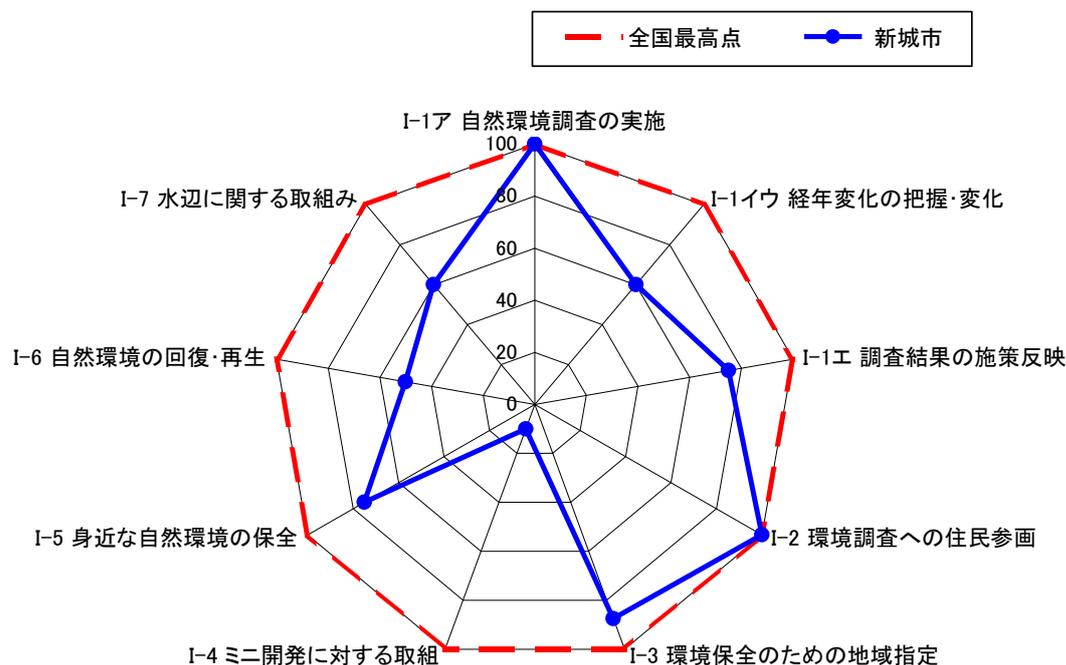
項目	レベル	低 高				
		1	2	3	4	5
G 市民のエンパワーメントとパートナーシップ						
1 ア・イ. 住民参画主目的の条例・内容						
1 ウ. 条例策定時の住民参画						
2 ア. エンパワーメントのための体制						
2 イ. エンパワーメントのための施策						
2 ウ. エンパワーメントのための助成金交付						
3 NPO等への事業委託						
4 ア. 協働関係の構築						
4 イ. 関係改善・エンパワーメントの成果						
5 住民の施策提案・協働実施						
6 グリーンコンシューマー活動の推進						
<p><評価・課題></p> <p>市民活動をサポートする施策の実施</p> <p>市民のエンパワーメント（本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること）を目的として「新城市民活動サポートセンター」を設置しています。また、市民団体による活動を支援するための助成金を、公募・審査形式によって交付する「めざせ明日のまちづくり事業」を毎年実施していることなどが評価されました。</p> <p>市民が主体的に地域自治に関わるための取り組みやしくみとして、本市においては、市民自治基本条例の制定などが求められています（2012年3月制定予定）。また、グリーンコンシューマーの考え方を普及させるため、市民や事業者に対して活動に取り組むための組織結成や取り組みリーダーの養成講座を開催するなどの施策が求められています。</p>						

H 環境まちづくり学習



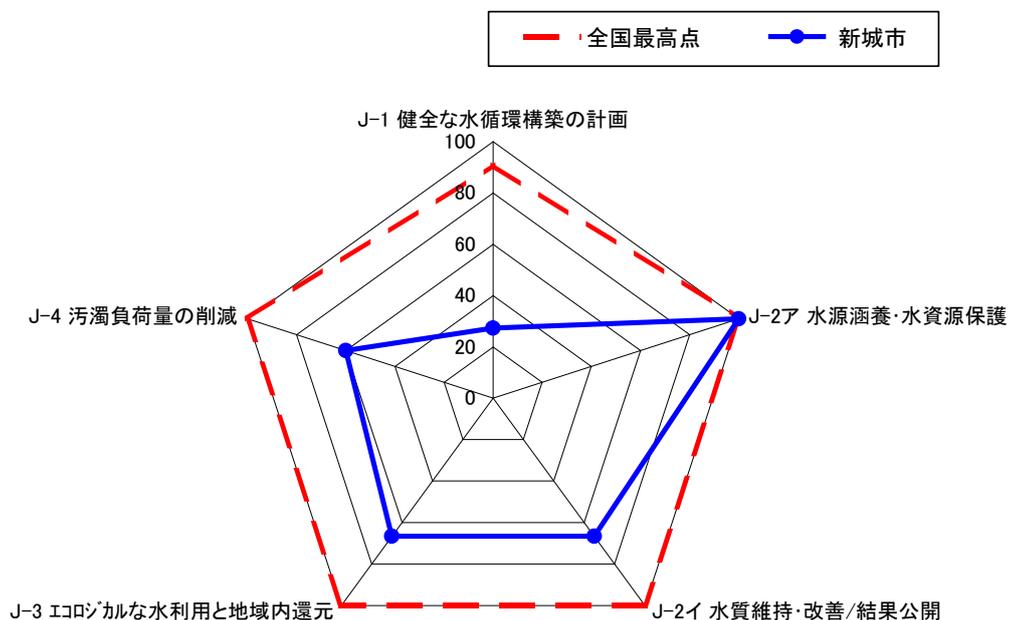
項目	レベル	低					高							
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5			
H 環境学習														
1 ア・イ 環境学習計画の有無・内容														
1 ウ 環境学習の評価改善状況														
2 子ども、親子向け環境学習														
3 学校の環境学習支援施策														
4 住民への学習機会の提供														
5 環境学習リーダー養成・活用														
6 環境学習のための施設・機能整備														
<p><評価・課題></p> <p>環境学習のための施設整備</p> <p>市民の誰もが利用できる環境学習のための施設として「鳳来寺山自然科学博物館」があり、専門員や環境学習プログラムを備えています。地域の自然生態系を尊重した野外学習活動の実施、事業運営における「友の会」などの市民参画が評価されました。</p> <p>環境学習を広げる有効な手段として、環境学習リーダーの養成と活用などがあり、リーダー養成・認定・スキルアップ・活用策すべてを関連付けて行うことが望まれています。</p>														

I 自然環境の保全と回復



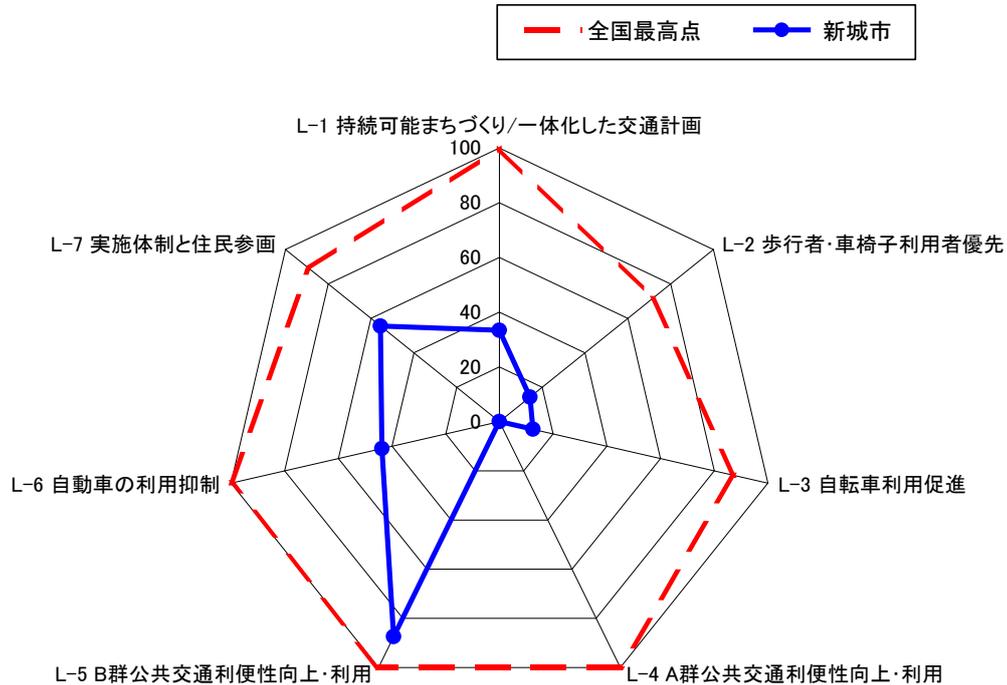
項目	レベル	低 高				
		1	2	3	4	5
I 自然環境の保全と回復					5	
1 ア. 自然環境調査の実施		1				
1 イ・ウ. 自然環境経年変化の把握・変化		4				
1 エ. 調査結果の施策への反映		3				
2 自然環境調査への住民参画		4				
3 自然環境保全のための地域指定		4				
4 ミニ開発に対する取組		2				
5 身近な自然環境の保全		3				
6 自然環境の回復・再生		3				
7 水辺に関する取組み		4				
<p><評価・課題></p> <p>自然環境調査への住民参加</p> <p>市内各河川における水生生物調査事業では、毎年、地域の学校が参加しており、経年変化の把握と自然環境保全などの意識啓発につながっています。</p> <p>自然環境がなくなったり悪化する原因の多くは開発であり、国や都道府県の規制対象より小さな規模のものについては、市区町村でカバーする取り組みが求められています。そのための自治体独自の取り組みや、地域住民などが参加した地域の自然環境を保全・回復・再生するしくみが望まれています。</p>						

J 健全な水循環



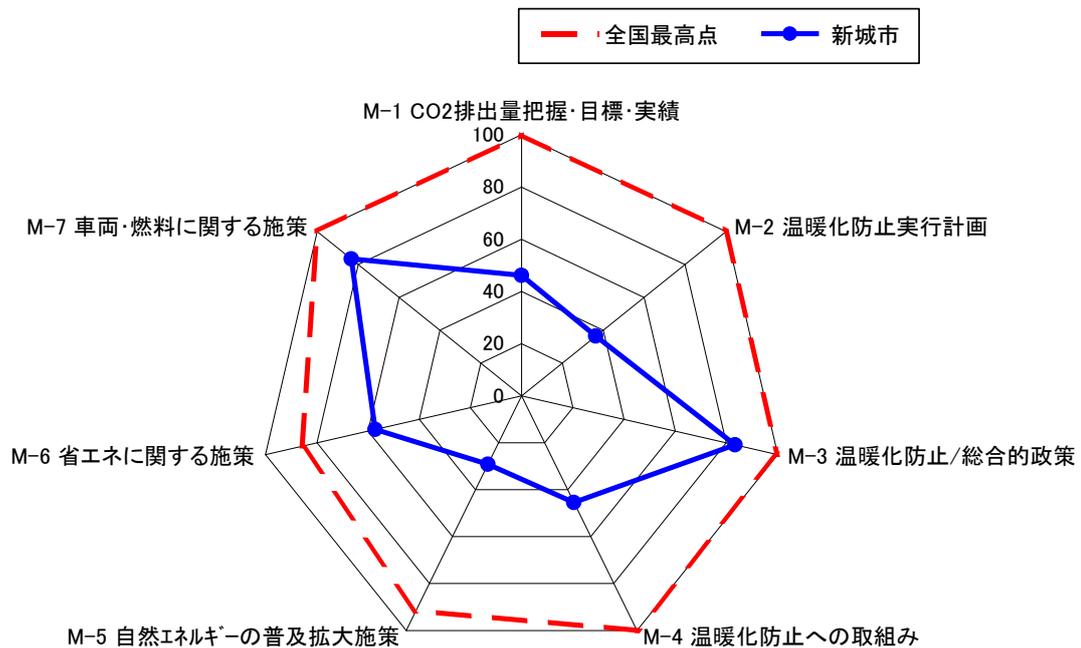
項目	レベル	低 高				
		1	2	3	4	5
J 健全な水循環						
1 健全な水循環構築の計画						
2 ア. 水源涵養/水資源保護						
2 イ. 水質の維持・改善と結果公開						
3 エコロジカルな水利用と地域内還元						
4 汚濁負荷量の削減						
<p><評価・課題></p> <p>健全な水循環構築のための計画づくりと運用</p> <p>取り組みを実効性をもって戦略的に進めていくためにも、策定過程はもちろん実施過程においても、ステークホルダー（利害関係者）と共有して運用されることが望まれています。</p> <p>新城市では、水源涵養、水資源保護のために豊川流域市町村がそれぞれ負担金を出して水源林を整備するなどの取り組みを行っています。また、休耕田を活用した各オーナー制度により、田んぼの維持・保全や都市と農村の住民交流を促進することにつながっている。</p>						

L 持続可能なまちづくりと一体化した交通政策



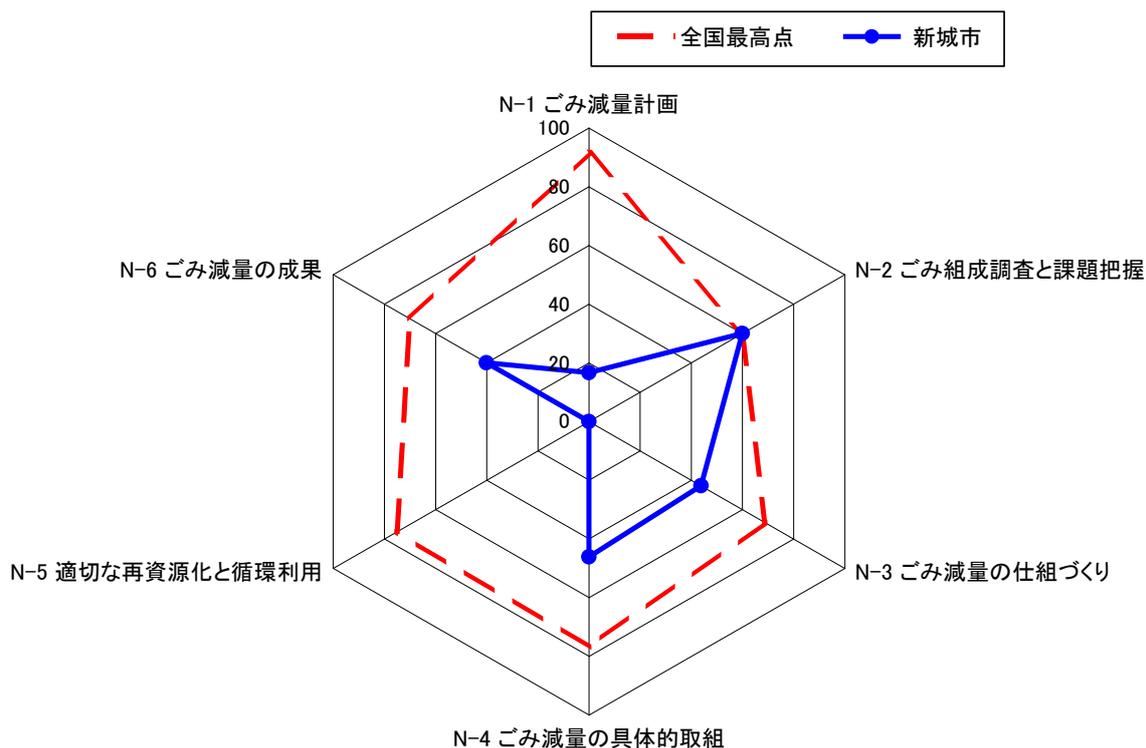
項目	レベル	低 高				
		1	2	3	4	5
L 持続可能なまちづくりと一体化した交通政策						
1 交通計画の策定						
2 歩行者・車いす利用者優先						
3 自転車利用の促進						
5 公共交通利便性向上と利用促進						
6 自動車の利用抑制						
7 実施体制と住民参画						
<p><評価・課題></p> <p>交通政策の住民参画 まちづくりと一体化した交通政策の実現に向けた取り組みとして、計画の策定段階から住民が参画した「新城市地域公共交通会議」や、パートナーシップ型住民組織「路線を守り育てる会」などが評価されました。</p> <p>総合的な交通政策、自転車利用の促進を 交通安全はもちろんのこと、自動車交通の総量抑制、自動車から排出される二酸化炭素等の削減、歩行者・車椅子利用者の優先、自転車の利用促進などを明確にした交通計画を策定することが求められています。本市は、その地形などから自動車に依存せざるをえない面はありますが、安易に自動車に依存しすぎているところもあります。歩行者優先の施策や高齢者、障害を持った人たちの移動の自由を確保するためにも、市民が利用しなくなる公共交通システムの整備を進めることなどが求められています。</p>						

M 地球温暖化防止・エネルギー政策



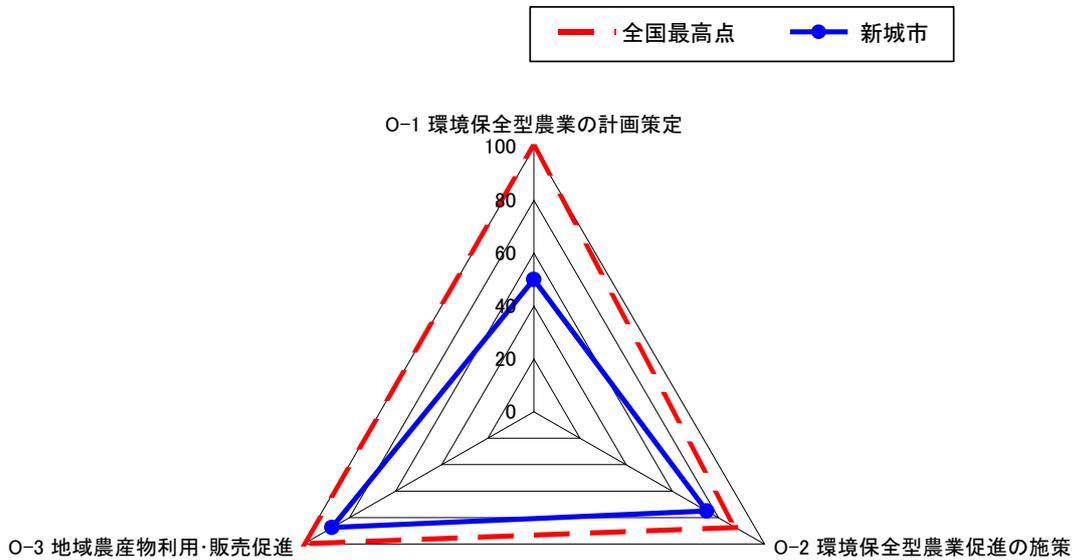
項目	レベル	低					高							
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5			
M 地球温暖化防止・エネルギー政策														
1 CO2 排出量の把握・目標・実績														
2 温暖化防止実行計画														
3 温暖化防止/総合的政策														
4 温暖化防止への取り組み														
5 自然エネルギーの普及拡大施策														
6 省エネに関する施策														
7 車両・燃料に関する施策														
<p><評価・課題></p> <p>温暖化防止・自然エネルギーの計画策定</p> <p>地球温暖化防止のための二酸化炭素排出量の把握と削減目標の設定を行っていますが、より具体的な計画の実行とそのためのおきみづくりを進めていくことが望まれています。</p> <p>また、自然エネルギーの導入、普及にあたっては、地域の特性を把握し各種自然エネルギーの利用可能量や地域の特性に見合った施策を展開していく必要があります。</p> <p>新城市では、公用車などに電気自動車や BDF 燃料車などを導入していく計画や、エコドライブを支援する取り組みなどが評価されました。</p>														

N ごみの減量化



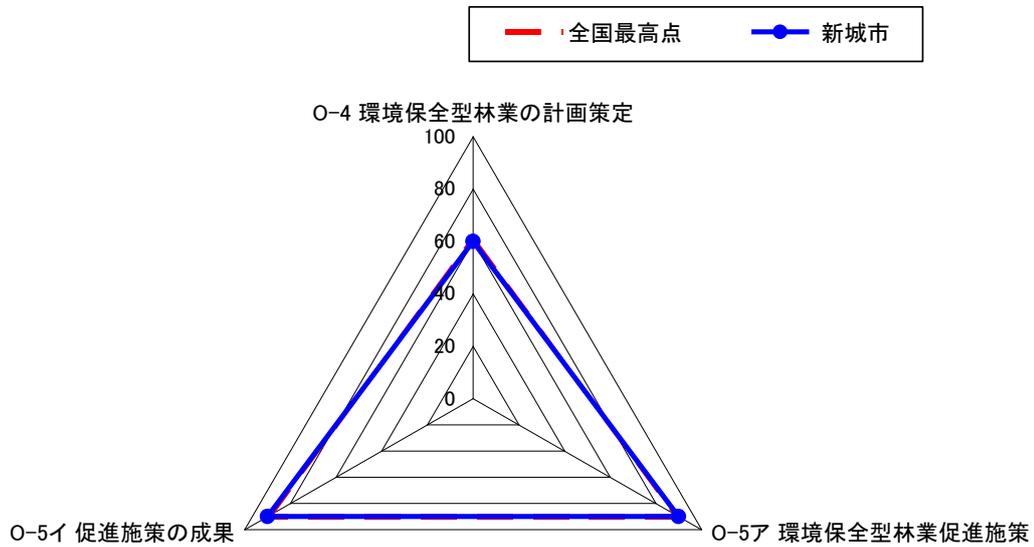
項目	レベル	低					高							
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5			
N ごみの減量化														
1 廃棄物削減計画														
2 廃棄物組成調査と課題把握														
3 廃棄物削減のしくみづくり														
4 廃棄物削減の具体的な取り組み														
5 地域内での資源化・循環利用														
6 廃棄物削減の成果														
<p><評価・課題></p> <p>ごみ減量の成果を</p> <p>排出源からのごみ減量施策に重点を置き、市民や事業者に対する働きかけをさらに進めていくことが求められています。新城市でも進められているレジ袋の有料化・無料配布の中止が、さらに広がり、レジ袋以外の対象にも活かされていくことで、ごみの出にくい社会システムの構築が進むことが期待されています。</p> <p>新城市では、市民にごみの現状を知ってもらうための情報を発信し啓発を行いました。しんしろエコショップ認定制度などの市民・事業所に対してごみ発生抑制の意識を高める取り組みが評価されています。</p>														

○ 環境に配慮した産業の推進【農業】



項目	レベル				
	低				高
	1	2	3	4	5
○ 環境に配慮した産業の推進／農業					
1 環境保全型農業の計画策定					
2 環境保全型農業促進の施策					
3 地域農産物利用・販売促進					
<p><評価・課題></p> <p>地産地消の促進を</p> <p>新城市では、地産地消や食育の促進として、施設や学校給食への地場農産物等の導入促進が評価されました。今後は、地域内で消費されることを目的とした農産物の地域ブランド化やラベリング、表示による差別化などを図るような取り組みも期待されています。</p>					

- 環境に配慮した産業の推進【林業】
 ※本項目における順位 全国第1位



項目	レベル				
	低				高
	1	2	3	4	5
○ 環境に配慮した産業の推進／林業					
4 環境保全型林業の計画策定					
5 ア. 環境保全型林業促進施策					
5 イ. 促進施策の成果					
<評価・課題> 森林の環境保全と活用 新城市では、「しんしろ森の学校」として年齢・性別・住所を問わず参加者を募集し、子どもから高齢者まで多くの市民を巻き込み毎年内容を充実していくしくみづくりなどの取り組みが評価されています。					

近年、環境問題に対する不安感がいままで以上に高まっています。それは、廃棄物の増大や大気汚染、騒音、生活排水による水質汚濁など身近な問題から温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の問題が極めて深刻になっているという認識に基づくものです。この状況を放置すると、生活環境の悪化にとどまらず地球全体の存続が危うくなります。

こうしたことから、これまでの物質的豊かさの追求に重点を置く考え方や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動とライフスタイルを見直そうという動きが始まっています。かけがえのない自然環境を保全するとともに、それと調和した持続可能な循環型社会を築いていこうとするものです。これは、地球上の全人類に課せられた使命です。

したがって、わたしたちは毎日の事業活動と日常生活における環境への負荷を軽減するとともに、良好な地球環境を将来の世代に引き継いでいく施策を策定し、すべての市民の参加と協働により環境の保全と創出を進めます。その指針として、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民および事業者の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創出に関する基本的事項を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球全体または広範な部分の環境に影響をおよぼす事態に対する環境保全で、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保になることをいいます。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下によって、人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。

(基本的な考え方)

第 3 条 環境の保全と創出は、自然生態系を維持し充実しながら、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を築くことをめざして行わなければなりません。

2 環境の保全と創出は、地球規模で考え、地域に根ざした活動を実践的に進めることにより、わたしたちをとりまく環境が良好な状態で将来の世代に引き継いでいくよう行わなければなりません。

3 環境の保全と創出は、すべての事業活動と日常活動において、またすべての主体の公平な役割分担のもとに、自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行わなければなりません。

(市の責任と義務)

第 4 条 市は、次に掲げる事項の施策を総合的、計画的に進める責任と義務があります。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、適切な排水処理、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資源の保全、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関係すること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全と整備、緑化、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関係すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全に関係する

こと。

- 2 市は、事業計画を立案したり事業を実施するときは、この条例の基本的な考え方に従って行います。

(市民の責任と義務)

第 5 条 市民は、日常生活において環境の保全と創出に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければなりません。

- 2 市民は、日常生活から排出される廃棄物の徹底した減量と分別、生活排水の改善に努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。
- 3 前 2 項のほか、市民は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(事業者の責任と義務)

第 6 条 事業者は、事業活動により公害を発生させないようにするとともに、自然生態系の維持に配慮しつつ環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

- 2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料その他のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。
- 3 事業者は、事業活動により公害を発生させ自然生態系を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償するとともに原状回復しなければなりません。
- 4 前 3 項のほか、事業者は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(環境基本計画)

第 7 条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に進めるため新城市環境基本計画（以下「環境基本計画」といいます。）を定めます。

- 2 環境基本計画には、将来の望ましい環境像を明らかにするとともに、それを実現する事項を定めます。
- 3 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、市民と事業者などの意見を聞くとともに、その参加を求めます。
- 4 環境基本計画を定めたとき、また変更したときは、できる限りはやく公表します。
- 5 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、他の計画との整合を図ります。
- 6 他の計画を定めるとき、また変更するときは、環境基本計画との整合を図ります。

(年次報告)

第 8 条 市は、市の環境の現状や環境の保全と創出に関する施策などについて年次報告を作成し、これを全市民はじめ市内外の利害関係者に公表します。

- 2 年次報告を公表した場合、それに対する市民及び事業者の意見を聞くこととします。

(環境教育)

第 9 条 市は、市民が環境の保全と創出の大切さについての理解を深めるために、それぞれの立場、年齢に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な準備をするとともに、環境学習を自発的に行うことができるような措置をとります。

(環境情報の提供)

第 10 条 市は、市民や事業所の環境保全と創出に関する活動が積極的に行われるよう、

新城市環境基本条例

(平成18年3月27日条例第51号)

地球環境の保全に関係する情報やその他の環境の保全と創出に関係する情報を市の広報等により適切に提供します。

(環境施策への市民意見などの反映)

第11条 市は、環境施策を策定するときは、積極的に市民および事業者などの意見をきき、その取組内容に反映することとします。

(市民活動などの支援)

第12条 市は、市民、事業者およびこれらで組織する団体が行う環境の保全と創出の自発的活動に対し、積極的に支援します。

(市民などの参加)

第13条 市は、環境の保全と創出の施策を進めるため、市民や事業者などの参加を求めるとともに、その他の必要な措置をとります。

(環境審議会)

第14条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、新城市環境審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

- (1) 環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項
- (2) 環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項
- (3) その他環境の保全と創出に関係して市長から意見を求められた事項

3 審議会は、10人以内の委員で組織します。

4 委員は、生活環境、自然環境、地球環境の問題について知識や意見を持っている方の中から、市長が委嘱します。

5 委員の任期は2年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任をさまたげるものではありません。

6 審議会には、会長と副会長を置き、委員の中から互選します。

7 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。

8 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(推進と調全体制の整備)

第15条 市は、環境の保全と創出に関係する施策を総合的に進めるため、環境問題を調整する会議を設置するなど必要な体制を整備します。

(広域的連携)

第16条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取り組みを必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、県や他の市町村及び民間団体などと協力して、その推進に努力します。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

新城市生活環境部環境課
「新城市の環境」係 行

平成 年 月 日

〒□□□—□□□□

ご住所 _____

ふりがな _____

お名前 _____

電話番号 _____ FAX _____

メールアドレス _____

アンケートにご協力ください。(□にチェックを入れてください。)

ア. 「新城市の環境」(平成21年度版)は見やすいですか

見やすい 普通 見づらい

イ. 「新城市の環境」(平成21年度版)の内容についてお教えてください

充実している 普通 物足りない

ウ. 新城市の環境施策をどう評価されますか

評価できる 普通 不十分である

ご意見・ご要望・ご感想等 (本書内容及び本市の環境施策等についてご記入ください)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※ 書ききれない場合は、裏面をご利用ください。

ご協力ありがとうございました。

切り取り線

新 城 市 の 環 境

平成 22 年 2 月

発行 新城市

編集 生活環境部環境課

〒441 - 1392

愛知県新城市字東入船 6 番地 1

電話 0536-23-1111 FAX0536-23-2002

E - mail kankyou@city.shinshiro.lg.jp